1日目（9月1日）

第３回福生市議会定例会会議録（第13号）

平成21年９月１日福生市議会議場に第３回福生市議会定例会が招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

１番	武藤　政義君	２番	清水　義朋君	３番	末次　和夫君
４番	杉山　行男君	５番	乙津　豊彦君	６番	堀　雄一朗君
７番	原田　　剛君	８番	奥富　喜一君	９番	阿南　育子君
10番	髙橋　章夫君	11番	大野　　聰君	12番	串田　金八君
13番	田村　昌巳君	14番	増田　俊一君	15番	原島　貞夫君
16番	羽場　　茂君	17番	青海　俊伯君	18番	大野　悦子君
19番	田村　正秋君	20番	小野沢　久君		

1　欠席議員は次のとおりである。

なし

1　欠員は次のとおりである。

なし

1　出席説明員は次のとおりである。

市長	加藤　育男君	副市長	坂本　　昭君	教育長	宮城　眞一君
企画財政部長	田中　益雄君	企画財政部参事	大越　英世君	総務部長	野崎　隆晴君
市民部長	野島　保代君	生活環境部長	森田　秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども家庭部長	町田　正春君	都市建設部長	小峯　　勝君	会計管理者	小林　重雄君
教育次長	宮田　　満君	参事	川越　孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸　　宏君
監査委員事務局長	伊藤　章一君				

1　議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野　栄喜君	議会事務局次長	高木　裕子君	次長補佐兼議事係長	大内　博之君

1　本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第３回福生市議会定例会議事日程

開議日時　９月１日（火）午前10時

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　一般質問
日程第４　議案第48号　福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第49号　平成21年度福生市一般会計補正予算（第２号）
日程第６　議案第50号　平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第51号　平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第52号　平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第53号　平成21年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第54号　平成20年度福生市一般会計決算認定について
日程第11　議案第55号　平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
日程第12　議案第56号　平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
日程第13　議案第57号　平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について
日程第14　議案第58号　平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第15　議案第59号　平成20年度福生市下水道事業会計決算認定について
日程第16　議案第60号　平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定について
日程第17　議案第61号　市道路線の廃止について
日程第18　陳情第21－６号　介護保険に関する陳情書

午前１０時　開会・開議

○議長（大野聰君）　ただいまから平成２１年第３回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第８０条の規定により、議長において

６番　堀　雄　一　朗　君

７番　原　田　　　剛　君

８番　奥　富　喜　一　君

以上３名を指名いたします。

○議長（大野聰君）　この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

1　平成２１年第３回福生市議会定例会の招集について（別添参照）

2　議案の送付について(別添参照)

3　陳情書の受理について（陳情第２１－６号）（別添参照）

4　議案説明員の出席要求について（別添参照）

5　専決処分の報告について（別添参照）

6　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（別添参照）

7　本会議資料について（議案第４８号、議案第４９号関係）（別添参照）

○議長（大野聰君）　以上で報告は終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長　青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、去る８月２５日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案１４件と、陳情者から陳情１件が提出されております。

一般質問につきましては、１７名の議員から通告されており、通告時間は１７時間２５分となっております。なお、施行中の一括方式と一問一答方式ですが、今定例会から一括方式と１回目を一括の質問、２回目から一問一答とする混合方式、それから、１回目から一問一答とする一問一答方式の３方式で行うことを決めております。

日程の順序につきましては、先例に倣いまして、お手元に御配付の日程表のとおり

編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第１０、議案第５４号、平成２０年度福生市一般会計決算認定につきましては、特別委員会を設置して付託をし、審査を願うことといたしました。また、その他の案件につきましても、お手元の付託表のとおり、各所管委員会に審査をお願いすることといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては、一般質問の通告者及び通告時間数また、議案数を勘案いたしまして、９月１日、２日、３日、４日の４日間を本会議とし、９月５日から２８日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を２９日とする２９日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として協議願う事項がございますが、議事の都合上、全員協議会を２回に分けて行うこととして、１回目を一般質問終了後に行い、２回目を本会議４日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、本定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野聰君）　以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、９月１日から９月２９日までの２９日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、２９日間と決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　日程第３、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。

なお、一般質問につきましては、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、一問一答方式を施行することになりましたので、時間配分等を考えて、通告した事項については、すべて質問ができるようにお願いをいたします。

まず、１番、武藤政義君。

（１番　武藤政義君質問席着席）

○１番（武藤政義君）　御指名をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、消費者行政について、国際交流について、新型インフルエンザ対策についての３項目を一括方式にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１番目の項目、消費者行政について質問させていただきます。

国政では、消費者庁が発足いたします。８月に閣議決定をし、本日スタートという

ことであります。これまでの生産者、供給者の立場に立った制度、行政や政治を国民本位のものに改め、「生活者や消費者が主役となる社会」への転換を図ろうとするものであります。食品偽装、悪徳商法などが横行している昨今、消費者の目線立った消費者行政は、今このような時代だからこそ必要とされているのだと思います。当市におきましても、安全安心なまちづくりを行っていく上で、消費者保護、消費者対策が必要とされております。そこで、質問の１点目としまして、消費者保護について市としてはどのように認識をされているのでしょうか。今後の取り組みについて、どのようにお考えかをお伺いします。

次に、２点目としまして、８月１５日号の広報に地上デジタル放送の相談と悪質商法に注意を促す記事が載っていました。アナログ波の停止によりテレビが見られなくなるという不安をあおり、高額な商品を押し付けるような悪質商法が懸念されるところであります。このような悪質商法にどのように対応されようとしているのでしょうか。こちらを２点目の質問とさせていただきます。消費者行政については以上２点でございます。

次に、２番目の項目、国際交流事業について質問させていただきます。１カ月前のこととなりますが、今年も福生市青少年海外派遣事業が無事に終了しました。アメリカワシントン州シアトルに、１２名の派遣生が１２泊１４日の日程で滞在し、たくさんの貴重な体験ができたことと聞いております。出発前は新型インフルエンザが心配されましたが、すべての日程を滞ることなく終了し、派遣生にとっては大きな目的を達成できたことと思います。この事業は、非常に大きな成果を上げているようであり、海外派遣を体験した方が後に成人式の企画運営に携わったり、地域の活動に積極的に取り組んでいたりということを耳にします。福生市というのは御存じのとおり、他市町村に比べれば外国人の多いまちであると思います。海外に長期滞在して異文化に触れるという経験が、外国人に対してやさしくなれる。そして、他人に対して優しくなれるというふうに思っております。そういったことを踏まえて、今回は国際交流事業についてお尋ねします。まず、１点目として、福生市における国際交流事業の概要についてお聞かせください。ただいまお話しした青少年海外派遣事業というのは、福生市としての代表的な国際交流事業であると思います。この事業も含め、どのような事業をどのような趣旨で行っているかについてお聞かせください。

２点目として、福生市における国際交流事業の意義についてお尋ねします。国際交流と言いましても、大きな交流から小さな交流までありまして、それらすべてを市が単独で行っているということではないと思います。福生・横田交流クラブのように、民間の団体が独自に交流をすることもあれば、今月末に行われるインターナショナルフェアのように商工会が行っている事業もあります。横田基地があるということで、インターナショナルなまちと思われることが多い福生市において、民間団体ではなく、福生市として、どのように国際交流を進めていくのかという意義についてお聞かせください。国際交流事業については、以上２点でございます。

最後の項目、新型インフルエンザについて質問させていただきます。この件につき

ましては、前回の議会で数名の議員の方から質問があり、市長から対応について詳しく説明をいただきました。当市におきましては、５月に新型インフルエンザ危機管理対策会議、新型インフルエンザ対策本部を設置し、市民の安全、安心を守るため、慎重かつ丁寧な対応をされたとのことでありました。この新型インフルエンザですが、３カ月前はとても緊迫した状況であり、その後、落ち着いたかと思われましたが、ここに来て全国で初めて死者が出るなどということになり、大変心配な状況であります。未だに感染を続けているのが現状であり、当市におきましても被害に遭われている方が少しずつでありますが、ふえている状態であります。今回の新型インフルエンザは、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウィルス薬の治療が有効であるということから、その危険性が低いと認識する方も多くいると思います。しかし、疾患を持った方が感染した場合は、先月沖縄県で起こったように、死に至るケースもあり、全世界では２０００名以上の死亡者を出したということも聞いております。市民としては早期に解決してほしいと願うところであります。

前回の議会では、ＢＣＰ、つまり事業継続計画について説明がありました。市の業務を受けていく上で、新型インフルエンザ発生のように、緊急な対応を迫られたとき、事務事業を縮小して継続する、事務事業の方法を変更して継続する、事務事業を中断、もしくは中止する、一時的に施設を閉鎖するといった４点に分類して対応していくとのことでした。今回お聞かせいただきたいのは、今後の対応でございます。新型インフルエンザによって市の事務事業に何かしらの影響が出ていると思いますので、その辺を含めて、今後の対応をお聞かせください。

現在では、国や都で対応策が進んでいると思われます。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の運用指針改訂が６月１９日に行われて以降、数多くの情報を自治体初め関係各所に発信しております。また、先月２７日にも、「新型インフルエンザ（Ｈ１Ｎ１）の今後の対応」と題して、感染症発生動向調査の速報データ、週別発生状況、沖縄県における新型インフルエンザの現状と対策、ワクチンの確保と接種の実施、大規模な流行が発生した場合に備えた医療体制、医薬品・医療品の確保、今後のサーベイランス、ちなみにサーベイランスとは監視という意味であるそうです。「広報の積極的展開」などの項目に分け、国としての対応が詳しく示されました。そして、東京都福祉保険局におきましても、７月１１日から新型インフルエンザの相談、医療提供体制を変更してとのことでした。こういった状況を見ますと、新型インフルエンザが発生したころと今とでは、対応の仕方も違うかと思われます。そういった具体的なことも含めて、質問の１点目として、今後の対応についてお聞かせください。

次に、質問の２点目としまして、対策本部の設置についてお聞かせください。市政は市民の生命を守るものであり、今回のような事態が発生した際には、迅速に対策本部を設置して対応していただくことで、責務を果たすわけでありますが、そこに至るまでのプロセスについて教えていただきたいと思います。先ほどお話ししたＢＣＰに則って最善を尽くされることとは思いますが、万が一同時に複数の対策本部を設置しなければならないという状況もあり得ると思います。そういった場合の指令体系及び

組織づくりなどのルールのようなものがあるとすれば、教えていただきたいと思います。

また、こういった全国的規模な緊急時の対策を迫られる場合、国、都との連携が必要になってくると思います。市が設置する対策本部と国等との協力体制の組み方などがありましたら教えていただきたいと思います。

以上、新型インフルエンザについては２点でございます。それでは、御答弁よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　おはようございます。今定例会もよろしくお願い申し上げます。

それでは、武藤議員の御質問にお答えいたします。消費者行政についての１点目、消費者保護の認識と今後の取り組みについてでございますが、このたび、消費者庁が発足いたします。これは、近年の食品表示の偽装事件、お年寄りを狙った悪質商法、さらには冷凍食品の薬物中毒事件や事故米の不正転売など、国民生活に大きな不安をもたらす消費者問題が数多く生じていることが、その背景にございます。消費者庁の設置は、消費者行政の一元化を図り、消費者・生活者の視点に立った、責任ある対応の第一歩と言えると考えております。また、消費者の方々が相談される行政の窓口は、そのほとんどが、地方自治体が設置している消費生活センターや、消費者相談の窓口でございます。

したがいまして、消費者行政の充実・強化には、私たち地方自治体が、消費者行政の充実に向けた取り組みを行っていくことがかかせないと認識しておるところでございます。これまでも消費者相談室を設置し、数多くの相談に対応してまいりました。また、消費者相談は、西多摩地域広域行政圏協議会事業としても位置づけ、広域的な連携を図りつつ対応してまいったところでございます。今後は、国や東京都の補助金を活用しつつ、消費者保護の取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の地上デジタル放送への取り組みでございますが、平成２３年７月２４日に、アナログ放送が終了いたします。それまでに、現行テレビ受信世帯のすべてが、地上デジタル放送を視聴できる環境を整えなければ、テレビを見られなくなります。総務省東京都西テレビ受信者支援センターでは、本年１０月から１１月にかけて、福生市内で４４回の住民説明会を開催する予定になっております。このような取り組みにより、デジタルへの切りかえの意識を高めようとするものでございますが、御指摘のとおり、それをきっかけとして市民の不安をあおり、高額な商品を購入させるなどの悪質商法も懸念されるところでございます。

そこで市では、商工会や電気商業組合と連携いたしまして、総務省による説明会にあわせて、地域の信頼のおける電機商業者の方による相談会等を実施することにより、市民の不安の解消や悪質商法の排除に努めたいと考えております。現在、総務省と連携を密にするとともに、商工会や電機商業組合から御協力をいただけることを確認しております。また、町会・自治会に対しても説明会及び相談会について周知いたす予

定でございます。さらにこのことは、電機商業者にとっては、ビジネスチャンスでもあります。商業振興の観点からも、相談会を通じて、地域の事業者を知っていただくことにより、地域住民と事業者のよりよい関係の構築が図れるものと期待いたしております。

次に、国際交流事業について２点、御質問をいただきました。現状の取り組みと事業の意義についてということでございます。関連がありますので、一括してお答えいたします。また、市における国際交流事業の代表的な事業は、青少年海外派遣事業でございますが、この概要につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

このほかの主な取り組みでございますが、市では交流事業に限ることなく、他の取り組みを含め、国際化施策として位置づけ、取り組みを進めてまいりました。福生市を含め、地方自治体が進めてきた国際化施策は、１９８０年代後半から国際交流、国際協力、支援といったことを柱とする地域の国際化を進めてきました。２０００年代に入ってからは、国籍や民族など、異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として、共に生きていくといった、多文化共生という概念が国際化施策の第三の柱として出現してまいりました。

平成１８年には、国から地域における多文化共生推進プランが示されました。その中で、市区町村の役割として、外国人住民を直接支援する主体としての取り組みを行うこと。また、各主体の連携・協働では、市区町村の担当部局が中心となって、関係するＮＰＯ、ＮＧＯ、その他の民間団体が、連携・協働を図るための協議の場を設けることなどが盛り込まれております。

市といたしましても、これを基本に据えまして、施策の展開を図っております。そのうち、外国籍の市民のためのコミュニケーション支援として、平成１８年２月に日本語を含む６ヵ国語で「外国人のための生活便利帳」を作成いたしました。しかしながら、他言語に翻訳する際には、外国人登録者数の割合が多い言語が優先されるため、その他、言語を持つ外国人は、情報弱者となっている実態がございます。その有効策として、慶応義塾大学の学生の調査研究と協働して、本年３月には、「外国人のための生活便利帳、やさしい日本語版」を作成したところでございます。その際、外国人に対して行ったインタビュー調査では、やさしい日本語を使用するとともに、文章の横には絵などを入れ、箇条書きを多くするなどしたやさしい日本語版に対しまして、多くの方からわかりやすいとの評価をいただいております。これらの施策は、外国籍住民の受け入れ主体としての市の役割の向上、外国籍住民の人権保障、市民の異文化理解の向上、または、地域の活性化にも資する意義を持つものと考えております。

次に、新型インフルエンザについての１点目、今後の対応についてでございますが、世界保健機関が６月に世界的な大流行を宣言してからも、新型インフルエンザの感染拡大の勢いはいまだに収まっておりません。世界保健機関は、８月２８日に全世界での死者は２１８５人に達したと発表しております。日本でも８月１５日に初めて沖縄県で新型インフルエンザに感染した方がお亡くなりになりました。国立感染症研究所によりますと、８月１７日から２３日までの全国約５千の医療機関から報告されたイ

ンフルエンザ患者数は、１医療機関当たり平均２．４７人で、この報告数をもとに、全国の医療機関をこの１週間に受診した患者数を推計いたしますと、約１５万人となります。流行入りの指標となる１医療機関当たり１人をはるかに上回っており、ほとんどが新型インフルエンザ患者と見られ、本格的な流行が始まったことを示しております。インフルエンザが本格化する冬場には、感染が一気に拡大し、社会機能にも悪影響を与えることが懸念されます。

東京都は、７月１１日から都内におけるこれまでの新型インフルエンザ患者の発生状況、国の運用指針の改定等を踏まえ、感染が拡大した場合に備えた持続可能な体制を構築するため、発熱外来を廃止し、一般の医療機関でも、診療が受けられる体制に移行いたしました。また、発熱相談センターを新型インフルエンザ相談センターに名称変更し、かかりつけのお医者さんを持たない方や、受診する医療機関がわからない方や、自宅療養される方等の相談窓口としております。秋に向けた今後の取り組みとして、東京都は、都内全病院の入院患者の受け入れの協力要請や、一般医療機関における早期診断、早期治療の徹底などの医療体制の充実、新型インフルエンザ相談センターなどの相談体制の充実、都民への感染予防の周知、学校や社会福祉施設等での感染拡大防止などの感染予防策の徹底などに取り組むとのことでございます。

福生市においては、６月１９日に、市内で初めて感染者が確認され、８月１２日には、市内小学校において集団感染が確認されたところでございます。市といたしましても、大流行に備えた感染予防の徹底を図るために、既に学校には配備しておりますが、消毒液を８月２４日から本庁ほか各公共施設に配備してきております。それとともに、マスク、防護服などの備蓄を図り、今後も引き続き、国、東京都からの決定事項、及び東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応し、西多摩保健所とも連携を図り、また、市職員においても現在、各課より取りまとめ中でありますＢＣＰ、事業継続計画を適用しながら、市民の皆様に対し、的確な情報を配信し、安心した市民生活ができるよう努めてまいります。なお、この事業継続計画は、行政機能の破綻を避けるため、市役所業務を必要最低限で継続するための計画でございます。市民の皆様におかれましては、お一人お一人が、感染防止対策をみずから実施していただくことが大切でございまして、手洗い、うがいの励行等適切な対応を講じていただきますようにお願いを申し上げます。

また、今回の新型インフルエンザについては、基礎疾患を有する方や、あるいは妊娠中の方、乳幼児が重症化するリスクが高いとされております。特にこうした方々につきましては、早期受診、早期治療に心がけていただきますように、ぜひともお願いを申し上げます。

次に、２点目の対策本部の設置についてでございますが、災害対策基本法に基づき、福生市災害対策本部条例がございます。条例にのっとりまして、私を本部長とし、副市長、教育長を副本部長、本部員として各部長を中心に構成しております。大地震などの災害が発生した際には、この下に、本部管理部、避難所対応部など七つの特別組織を編成し、災害対応職員マニュアルに基づき、対応にあたることとなっております。

新型インフルエンザ対策本部につきましては、福生市災害対策本部条例に準じて設置をいたしましたので、基本的にメンバーに変わりはございません。したがって、大地震や台風などの災害がもし重なったとしても、私を本部長とした対策本部の組織は同じで、その災害の状況に応じて、対応してまいりたいと考えております。

なお、このたびの新型インフルエンザ対策に当たりまして、国内で初めて神戸市で感染者が発生したことにより、５月１９日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、第１回目の会議を開催いたしました。その後、東京都で初めて八王子市で感染者が発生した際の５月２１日には、第２回目の会議を、そして、６月１９日には、福生市で初めて感染者が発生したことにより、第３回目の会議を開催し、さらに８月１２日には市内での初めての集団感染が発生したことにより、第４回目の会議を開催し、それぞれ市民の皆様への周知等の対応に当たらせていただいております。今回の新型インフルエンザのように、世界的な緊急事態につきましては、もちろんのこと、国・東京都との指示を仰ぎながら、引き続き連携をして対応に当たらなければならないと考えております。

以上で、武藤議員の御質問対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　武藤議員の御質問にお答えをいたします。２点目の国際交流事業の一つ、青少年海外派遣事業につきまして、本件は福生市に居住いたします中学生を海外に派遣し、その国の歴史や文化を学び、風土に直接接し、人々と交流することによって相互理解を深め、将来、国際的な視野に立って活躍できる人材の育成を図ることを目的として行われておりまして、平成２年からことしで２０回目、２３０人の中学生を派遣をいたしてまいりました。

初めは、外務省の外郭団体が主催をしております事業に参加をするという形で行っておりましたが、平成９年の第８回からは、市が独自の事業として事業化を図り、民間の事業者に委託をして取り組んでおります。また、事業のマンネリ化を避ける観点からも、定期的な事業の見直しを行い、訪問先も平成９年度からは、アメリカのユタ州オグデン市に平成１４年度からはユタ州オレム市に、そして、昨年からはワシントン州シアトル市へと変更しながら、事業内容の充実を図ってまいったところであります。

今年度も１２人の中学生をアメリカ合衆国シアトル市へ派遣をし、１２日間のホームステイによるアメリカの家庭での交流のほか、語学研修、歴史・文化・自然の体験、地域の児童・生徒や日系老人ホームの入所者との交流などを通し、福生市の紹介や日本文化の紹介を積極的に行ってまいりました。このような体験により、派遣生自身も英語への関心をさらに深めるとともに、さまざま体験をみずからの学習に役立て、地域、さらには福生市に貢献できる人材に育っていくものと期待をいたしているところでございます。

以上、武藤議員の御質問に対する答弁といたします。

○１番（武藤政義君）　御答弁ありがとうございました。それでは、一括質問の形式

ですので、順を追って再質問をさせていただきます。

初めに、消費者行政についてです。消費者庁の発足により、国として消費者保護に努めていただけるということ。そして、市としても消費者保護の取り組みをさらに進めていただけるということは、市民にとって大変ありがたいことであります。御答弁の中に、西多摩地域広域行政圏協議会の事業として位置付けているという説明がありました。市独自ではなく、近隣他市町村と広域的な連携を図りつつ対応されていたとのことでしたが、消費者相談を受けるにおいて、市独自ではなく、広域的な連携を図ることでどのようなメリットがあるのでしょうか。また、消費者庁が発足されることにより、市にとっては具体的にどのようなメリットが予想されるのか。その点について再質問をさせていただきます。

次に、地上デジタル放送の対策につきましては、御説明いただきましたように、市民の方々が悪質商法の被害に遭うことなく、市内の信頼できる業者にお任せできるような体制づくりを目指していただけるというのは、ありがたいと思います。電気商業者にとっても、商業振興につながることを期待しております。

また、総務省東京都西テレビ受信者支援センターが、福生市内で４４回の住民説明会を開催する予定となっているということですが、大変ありがたいと思います。４４回の説明会ということですが、その説明会の段取りにつきましては、市が関わって行うのでしょうか。その点について再質問をさせていただきます。消費者行政については以上でございます。

続きまして、国際交流事業について再質問をさせていただきます。国際交流事業の趣旨として、交流事業に限ることなく国際化施策としての位置づけ、国際交流、国際協力、支援、多文化共生という概念で行われていくということがわかりました。国から示された多文化共生推進プランにのっとり、福生市としましても、「外国人のための生活便利帳」同じく慶応義塾大学学生の調査研究と協働して、「外国人のための生活便利帳やさしい日本語版」などを作成したということでありました。ぜひとも多くの方々に活用していただき、国際交流を図っていただきたいところであります。また、民間の団体と連携、協働を図り、協議の場を設けるということも多文化共生プランにて示されているということでした。この協議の場を設けるということが、多くできることにより、市民にとって国際交流の場がふえると思うところであります。ただいま御説明いただきました「外国人のための生活便利帳」なども、こういう国際交流の場が多ければ多いほど効果を発揮するのでしょう。

そこで、お伺いしたいのですが、国際交流の場が市民にとってはどのくらいあるのでしょうか。市としては、民間団体などで行われている国際交流のできる事業についてはどのように把握されているのでしょうか。把握されている範囲で結構ですので、このことについて再質問をさせていただきます。

福生・横田交流クラブを初め、市内には、国際交流を積極的に行っている市民団体が多くあると思います。福生市としてもさまざまな形でかかわりを持っていると思いますので、今後、国際交流をしたいと思っている市民の立場でお聞かせいただければ

と思います。

次に、国際交流事業の意義については、外国籍住民の受け入れ主体としての市の役割の向上、外国籍住民の人権保護、市民の異文化理解の向上、そしてその先にある地域の活性化というお答えをいただきました。また、教育長から、青少年派遣事業を体験していただくことで、福生市に貢献できる人材に育っていただきたいという御答弁もありました。異文化を体験することによって得られる効果は、計り知れないものがあると思います。

先ほど、市長から御答弁いただきました外国人のための生活便利帳、やさしい日本語版の「やさしい」という言葉ですが、作成した慶応義塾大学の学生によると、この「やさしい」は「簡単な」という意味の「やさしい」ではなく、「親切な」という意味の「やさしい」であるとのことでした。この生活便利帳を作成した学生たちを初め、外国人と交流している人に話を聞くと、多くの方々から、交流を通して「自分がやさしくなった」と言われます。言語が通じないということが前提にありますので、情報弱者に対して支援をするということから、相手に対してやさしくなれるのではないかと思います。しかしながら、外国人との交流はよいことばかりではないということも言えます。やはり、言葉が通じないということから理解し合えないことが多く、しっかりと交流を図ることができないことも多々あるでしょう。こういった視点に立てば、一概に交流の場をふやすのはいかがなものかと思ってしまいます。何事もそうだとは思いますが、物事にはよい面と悪い面とを兼ね備えているものであります。市政の立場において国際交流の場をつくるとした場合は、慎重に行っていただきたいというのも、市民の願いであります。

このように考えますと、国際交流の多いまちをつくろうとした場合、国際交流をできる人が市内にふえることで、その目的を達成できると思います。青少年派遣事業は、今回で２０回目、２３０人の方々が既に体験されているとのことでした。市民の異文化理解の向上を努めるのであれば、青少年派遣事業のように人材育成を目指し、そこから市内に発信していただくのが望ましいと思います。国際交流をこのような意義として、人材育成という視点から、今後、具体的に取り組んでいこうというようなことがありましたら教えてください。こちらを２点目の質問とさせていただきます。以上で、国際交流事業についての再質問とさせていただきます。

続きまして、新型インフルエンザについて再質問させていただきます。御答弁いただきました内容につきましては、よくわかりました。ありがとうございました。状況が目まぐるしく変わるような状態であることから、市としては、新しい情報を敏感に察知して対応していく必要があると思います。今後、大流行語をするかもしれないと言われている時期ですので、ぜひともタイムリーな対応を心がけていただきたいと思います。

ただいま御説明いただきました中に、各課でＢＣＰを作成しているということがありました。これは、要するに非常事態に対しての対応策であると思います。当然のことながら、市の業務がとまってしまい、市民に迷惑がかかることがあってはいけない

わけであります。再質問としましては、具体的にどのような対応策であるかについて教えていただきたいと思います。すべての課で作成されているとのことですが、すべての課の対応策をお聞きするわけにはいきませんので、どの課でも結構ですので、例をあげて説明いただければと思います。特に、市民と関わりの深い総合窓口課などを例に挙げていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

２点目の対策本部の設置につきましては、福生市災害対策本部条例に準じて設置をするということでわかりました。本条例を見ますと、災害時全般において非常配備態勢の発令等、本部長の役割は極めて大きいことがわかります。この件につきましては、特に再質問はありませんが、本部長を務めていただく、市長が新型インフルエンザに感染しないよう、市としても万全を尽くしていただきたいとお願いしまして要望といたします。

以上で、すべての再質問を終わりにいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（森田秀司君）　消費者行政についての再質問に御答弁させていただきます。まず１点目、消費者相談を広域で取り組むことのメリットでございます。広域連携で住民の相談に乗ることによりまして、相談できる日が拡大することや、地元の相談窓口に行きづらい方も、他の自治体ならば、相談しやすいことなど、メリットがあると考えております。

次に、消費者庁の発足が、市民にとって具体的にどのようなメリットあるかという御質問でございました。第一に、相談窓口が一元化され、消費者が相談しやすい体制が構築されます。また、消費者庁が情報を集約分析し発信することで、消費者が必要な情報を早く受け取ることができることが市民にとりまして、直接的なメリットであるというふうに考えております。

３点目、地上デジタル放送についての総務省が行う説明会についてでございますが、総務省東京都西テレビ受信者支援センターの実施計画では、１０月１９日から１１月１８日まで、市内の１１カ所の公共施設で１１日間、１日当たり４回の説明会を行う予定となっております。既に会場が確保され、今後、広報で市民の方に周知されるようでございます。また、これとは別に、町会・自治会から要望があれば、個別に説明会を設けていただけるというふうに聞いております。そのような場に、地域の電気商業者の方に御協力いただき、相談会をあわせて実施していきたいというふうに考えております。再質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君）　それでは、私の方からは国際交流事業についての再質問にお答えさせていただきます。

まず、民間団体等で行われております国際交流の場の把握という御質問でございますが、例えば、公民館での日本語学習活動団体、「ゆうあいふっさ」の活動を承知しておるところございます。この団体は福生市を拠点として、国際交流活動を促進するボランティア団体で、異なる宗教、人種、文化を持つ人々が集い、日本語学習という機会を通して交流を行っております。そのほかの活動として、市の文化祭でのメンバーの母国の料理や、ダンスの披露などの異国文化の紹介活動がございます。

また、商工会が事務局をしております「福生・横田交流クラブ」の主な交流といたしましては、福生駅東口広場や国道１６号線沿いの会場などを中心に毎年の行われておりますインターナショナルフェアへの共催など、さまざまなイベントを通じて友好的、文化的な交流を行っていただいております。

また、福生吹奏楽団が米国空軍太平洋音楽隊と合同演奏会を開催したり、毎年、横田基地内の小学校に福生市や周辺自治体で活動している人々が招かれ、日本文化などの紹介を行っておるところでございます。これ以外にも、個人的な交流はかなりあるのではないかと考えております。個人的な交流につきましては、個々把握しておりませんのでよろしくお願いいたします。

次に、人材育成の視点からの今後の取り組みでございますが、まちづくりは人づくりであると第４期の基本構想でもうたわれておりますし、国際性を備えた市民が１人でも多くふえていくことは、福生市の発展につながってまいりますので、現在の青少年海外派遣事業とともに地域における異文化交流、異文化理解の機会や場の提供により、豊かな情操のはぐくみに取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○総務部長（野崎隆晴君）　続きまして、新型インフルエンザについてのＢＣＰ事業を継続計画につきまして、市民の皆様に密着しております総合窓口課を例にしての説明でございますが、この新型インフルエンザにより集団感染の恐れがある場合に、市民の皆様への感染リスクを減らすため、また、職員の感染による行政機能の破綻を避けるために、市役所業務はその機能を一部停止して、必要最低限の業務として、その業務を継続をしてまいります。この事業継続計画の対応といたしましては、４項目に分類をいたしまして対応していくことといたしております。

まず、１点目といたしましては、従来どおり継続していかなければならない事業でございまして、一般的には、ライフライン関係や医療や介護と市民の皆様方が日々の生活の中で必要不可欠な業務でございます。総合窓口課の場合には、印鑑登録及び印鑑登録証明書交付事務、それと、戸籍届出事務及び火葬許可申請、また戸籍・住民票の郵送請求事務などが該当をしてまいります。

次に、２点目といたしましては、これは、取り扱いの方法を変更して対応できる事務事業でございまして、このことは、これまでの窓口での対応を電話による対応やまた、郵送等による変更、また、事業を縮小することで対応できる業務でございます。総合窓口課では住基カード交付事務や公的個人認証にかかる事務の申請、照会等、これらを郵送により行うことで対応してまいります。

次に、３点目といたしましては、中段及び中止をする事務事業でございまして、これは大勢の市民の方が利用する事業や、あるいは必ず直接対面をして実施する必要がある業務等でございます。総合窓口課では、転入転居等の届出を、これは窓口での届出が定められている事務が上げられますが、こういった事務が該当してまいります。なお、この場合には、転入・転居等の届出期間は、１４日以内の届出期間があることをお知らせして、今すぐの届出でなくても対応できる旨を周知する、こういった必要

があると考えております。

最後に、４点目が使用中止施設でございまして、総合窓口課での該当はございませんが、多くの人が集まる施設等の提供を続けると、利用者の間で感染が拡大する危険性が高いことから、市内公共施設の使用は、感染拡大の可能性がなくなるまで、一時的に中止し、既に予約されている場合は、取り消しをいたします。このように各課においての業務の優先順位を定め、一部の職員が新型インフルエンザ に感染をしてしまい、通常の業務を継続していく上で、支障を来す場合を想定いたしております。最終的には、市民の皆様のためということを常に念頭に置きまして、対策本部の指示に従いながら臨機応変な対応としてまいります。

なお、この事業継続計画につきましては、新型インフルエンザに対する対応はもちろんのこと、地震等の大規模災害等の場合にも適応してまいります。以上でございます。

○１番（武藤政義君）　御答弁ありがとうございました。それでは、順番に要望を述べさせていただきます。

消費者行政についてでございますが、相談窓口が一元化され広域連携にて市民からの相談に応じるということは当然大きなメリットがあると思います。消費者庁設置関連法案が参議院消費者問題特別委員会にて可決した際、消費者行政推進担当大臣は、全国共通の電話番号で相談を受ける仕組みを検討していると言っていたそうです。消費者相談が身近になることで、安全安心のまちづくりが実現できると思っております。今後は、消費者相談のサービスに大きな改善があるのかと思いますので、その際には周知の徹底をお願いしたいと思います。要望とさせていただきます。

次に、地上デジタル放送についてでございますが、説明会についてはわかりました。これにつきましては、しっかりと情報発信をしていただき、全市民に説明会のことを知っていただきたいと思います。今まで見ていたテレビが、見られなくなるというようなことは、極めてまれなことであると思います。こういうときこそ、市が市民に対して情報を発信し、安全安心の確保に努めるものでしょう。平成２３年７月２３日までには時間がありますが、実際に悪徳商法の被害は全国で数多く報告されているとのことです。ちなみに１番多いパターンは、やっていない工事の代金を請求することだそうです。ひとり暮らしのお年寄りなどが、こういった詐欺にあうことのないようにしていかなければなりません。ぜひとも、市内の信頼できる電気商業者の方に協力していただき、相談会をあわせて実施していただきたいと思います。

ちなみに、我が家もまだブラウン管のテレビを見ておりますので、地デジの認識は全くありませんので、 説明会には必ず行こうと思っております。

最後に、１点要望ですが、参加者の数だけはしっかりと把握をしていただき、その状況を把握した上で、対応を考えていただきたいと思います。例えば、説明会に出席した方が少なかった地域があった場合は、その地域の町会長にそのことを報告し、再度個別に説明会を設けることを促すとか、また、説明会で使用した資料を回覧版などの手段を利用して配布していいただくなど、いろいろな方法か考えられるのではない

かと思います。どのような形が望ましいのかはわかりかねますが、そういった対応をしていただきたいとお願いしまして、消費者行政につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、国際交流事業についてございます。市内には、国際交流のできる場があるということを改めて実感しました。国際交流を望んでいる市民の方には大いに利用していただきたいと思います。ただいま御紹介いただいた民間団体の活動に関しては、市としての支援もあるかと思います。イベントの告知、会場提供等を含め、間接的な支援ということになるかと思いますが、今後の御支援もお願いいたしまして、要望とさせていただきます。

２点目につきましては、「今後、具体的に取り組んでいこうということがありましたら教えてください」ということでしたが、具体的な御返答がいただけなかったので、現時点では特にないということで理解しました。が、今後なにかあれば、積極的に取り組んでいただきたいということで要望とさせていただきます。

先日は、横田基地の友好祭が開催され、私も短い時間ではありましたが、家族と一緒に行って来ました。２日間天候にも恵まれ、約１７万５０００人の入場者数であったとのことです。確かに、とても混雑しており、すごいにぎわいでありました。毎年行って感じることですが、日本人の来場者がアメリカ人と一緒に写真を撮ってもらい、とても喜んでいる光景を目にします。まだまだ日本人にはアメリカ人に対しての憧れのようなものが根づいているということだと思います。横田基地については、ないことが望ましいものの、この存在を前提としています。まだまだ観光資源としての要素もたくさんあるかと思いますので、市と市民とが一緒になって、その有効活用法を見つけていかなければならないと感じます。福生市の未来を担う子供たちのために、異国情緒あふれるまち、国際交流のできるまちを残してあげるのも、今を生きる我々の使命ではないかと思っております。以上で、国際交流事業についての要望を終わらせていただきます。

最後に、新型インフルエンザについてでございます。御存じのとおり、ここ２週間ぐらいの間で随分と状況は変わってきております。前回の議会でも末次議員の質問の中で、秋から冬にかけて、第二波が押し寄せてくる可能性があるというお話しがありました。まさに、その第二波がこの時期に来ているのだと思います。とにもかくにも、感染者はふえているところでございます。５月に初めて神戸市で感染者が発生して以来、現在推定１５万人ということですから、これから始まる第二波がどうなっていくのか心配でなりません。厚生労働省では、今月末ごろがピークではないかと予想しており１０月になれば、１日７６万人が発症するとも言われております。厚生労働省では、流行シナリオなるものもまとめているそうです。この新型インフルエンザを福生市でどうにかしてほしいということではなく、大流行になったときにしっかりと対応をしていただきたいと思います。大げさなシミュレーションをすれば、市役所の職員全員が新型インフルエンザに感染するということもあり得ます。そうなってしまう前に、ただいま部長から御答弁いただいたように、優先順位をもってしっかりと市民に

対応していくことが重要であります。今後も生かせるような細心に渡る注意の払われたＢＣＰを作成していただくことを要望し、新型インフルエンザが全世界において、１日も早く鎮静化することを心からお祈り願い申し上げまして、私からの一般質問を以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　１１時１０分まで休憩といたします。

午前１１時　休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１１時１０分　開議

○議長（大野聰君）　休憩に引き続き議会開きます。

次に、２番、清水義朋君。

（２番　清水義朋君質問席着席）

○２番（清水義朋君）　御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問させていただきます。今回は３項目にわたりまして、質問させていただきます。

まず、初めに環境問題についてお伺いさせていただきます。ことしも日本各地でさまざまな異常気象によるものと思われる事故が多く発生しました。冬場においては、東京地方においても積雪量がゼロということで、ニュースにもなり、その温かさと異様な感じは皆さんも体感できた面があると思います。西日本では集中豪雨による被害が大きく、山口、福岡、佐賀の各県の被害に対しては、政府も激甚災害の指定を発表しました。また、ことしの台風９号は、まだ梅雨明けをしていない西日本を中心に影響を及ぼし、大雨の状況は九州地方から東北地方までの広い範囲となりました。関連して最近の事例では、気象庁発表による梅雨明け宣言の関係などは、梅雨明け宣言が出せない地域があることや、東京地方においても、梅雨明け宣言が出されたあと、数日は真夏の陽気が続いただけで、また、梅雨に戻った日が続き、お祭りも天気を心配しながら行うようなことだったと思います。

このように気象の変化だけ見ても、温暖化が原因と思われるような事例が多く発生し、近い将来気象の大きな変化だけではなく、それに伴い、熱帯性のウイルスや疫病の広がり、そして、個人的にはこれが思ったよりも早く訪れると思うのですが、水不足から来る食糧危機の問題は、連鎖的に加速し、不安をあおるわけではありませんが、普段の生活の上でも大変大きな問題となることが考えられます。

そのようなことから、温室効果ガスの削減は、京都議定書などで各国ごとに定められ、約束期間内に達成することが決められております。残念ながら日本においては、基準年ベースで削減するどころの話ではなく、ふえてしまっているのが現状で、排出量取引をするにしても、莫大な予算を必要とすることが言われております。

さて、いろいろな報道がされたり、対策が講じられていても、いざ個人や御家庭で何かをしようとしても、何をしたらよいのかわからなかったり、いやいやそういうことではなく、できることはやっているんだよという方も多く環境に対しての関心は非常に高くなっていることは、先日のＣＯ₂削減特別委員会の勉強会においても報告が

されておりました。いろいろな方法のある温暖化対策の中でも、限られた部分になってしまうかもしれませんが、CO_2の排出を抑えられるような機器に対して、国や東京都の補助金制度があり、それに加え、本年度福生市においても、太陽光発電パネルや、ヒートポンプ熱交換器などの設置について、プラスした補助金制度が始まりました。近隣他市の状況を見ると非常に関心が高いのか、市独自の補助金制度はいずれも受付後間もなく、定数、それから予算いっぱいになるような状況でありますが、当市において、今年度始まったその補助金制度、どのような状況であったのかお聞かせ願えればと思います。

続いて２件目、交通安全対策で、３人乗り自転車についてお伺いをさせていただきます。合法３人乗り自転車については、以前にも質問させていただきましたが、いよいよといいますか、ことしの７月より一部のメーカーより発売がされました。これは、警察庁の方で定めた安全基準を満たした自転車のことで、６項目の安全基準が設けられております。一つには、幼児２人を同乗させても十分な強度があること。二つ目は、幼児２人を同乗させても、十分な制動性能があること。これはブレーキが十分に働くということですね。それから、駐輪時の転倒防止のための操作性、安全性を確保する。それから４点目は、自転車のフレームや幼児用座席が取り付けられるハンドルなどに十分な剛性があること。五つ目に、走行中にハンドル操作に影響が出るような振動が発生しないこと。最後に、発進時、走行時、押し歩き時及び停止時の操縦性、操作性及び安定性が確保されていることという項目であります。

いずれも、普通の自転車では、お子さんを複数載せた状態や、お子さんが１人の場合でも重量のあるお買い物をされた場合や荷物を運ぶときなどは、危険とされるようなところを補うような形で安全基準が高められたものであります。

さて、全国的に自転車による事故が非常に多く、近年では、大体年間１６万件から１７万件という数字が発表されております。マナーアップなど、自転車の交通ルールについては機会あるごとにされている中、小さなお子さんを抱える保護者の方々にとっては、専用の自転車が発売されることで、さらに安心して自転車移動ができる手段となるわけですが、実際発売が開始され、いろいろ考えなければならない部分がありますが、当市として、この３人乗り自転車に対して、どのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして３項目目、教育行政、学校給食について、お伺いをさせていただきます。

１点目としまして、給食費の未納対策について質問をさせていただきます。この件については、以前から多くの議員が質問されており、その対策も講じられていますし、効果など確認も含め、お伺いをさせていただきます。学校給食費におきましては、まずその中身について、あまり保護者の方々は存じてなかったのが今までのところだと思います。誤弊があってはいけませんが、きちんと説明はされていることと思いますが、学校の説明会や入学に際する説明だけでは、しっかりとその説明を理解することが難しいのではないかなというふうに思っています。

さて、その費用の分担については、学校給食法にも書かれていることで、その負担

をどこが負うのかは、これもきちんと明記されているものであります。給食課でもそのあたりのことはわかりやすく、給食のお便りにも書いてありますが、学校給食を提供するに当たり、いわゆる食材の材料費は児童、生徒の保護者の負担、それ以外の学校給食に必要な施設や設備、経費などは、設置者の負担、すなわち行政の負担とすることが書かれております。

さて、その学校給食費でありますが、近年メディアにもいろいろな報道がされ問題となっておりますが、福生市では近年収納率が、大体９８％の後半、そして、それに対して、金額も大体年間１４０万円を少し超えるぐらいでしょうか。決して小さいものではないと思います。そのようなことから、いろいろな聴取に対する御努力をされているかと思いますが、最近ではどのような状況なのか、実際の徴収に対する対処とその効果はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

また、２点目といたしまして、悪質な未納者に対する措置を図るため、学校給食の申し込み制度が今年度から始まりました。これもどのような状況になるのかお聞かせ願いたいと思います。

以上で、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　清水議員の御質問にお答えいたします。温暖化防止機器の設置助成についてでございますが、市では、今年度より住宅用の省エネルギー、新エネルギー設備の設置費用の助成を開始いたしました。新規の事業でございますので、多くの市民の皆様にこの制度を知っていただくため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じまして、４月から制度を周知してまいりました。周知期間を設けましたので、申請の受け付けにつきましては、７月１日からの開始といたしました。

申請受付初日となります７月１日は、市役所内の会議室を特設会場とし、午前９時から先着順に受け付けを開始いたしました。１時間半後の１０時３０分ごろには既に、当初予算限度額３０１万円に対し、９０００円を残すのみとなりましたので、締め切りとさせていただきました。前日深夜１１時から庁舎前に並ばれた方もいらっしゃいましたが、会場内に入られました方々につきましては、受付開始後、申請条件を満たさない方を除き、すべて受け付けることができました。

助成の内訳でございますが、太陽光発電システム１１件、ペレットストーブ２件、CO_2ヒートポンプ給湯器２１件、潜熱回収型給湯器７件、ガス発電給湯器１件でございました。締め切り後も多くの市民の皆様から問い合わせをいただいており、省エネルギー、新エネルギー設備への関心の高さを実感しているところでございます。地球温暖化対策は、私たち一人一人が省エネを行うことはもちろんでございますが、設備の普及も大きな課題となっております。

市といたしましても、このような助成制度を通して、省エネ、新エネ設備の普及に努めてまいりたいと考えております。本定例会におきましては、補正予算といたしまして、地球温暖化対策設備普及事業助成金２０１万円の増額を提案させていただいております。

次に、３人乗り自転車についてでございます。ことしの７月１日から、東京都道路交通規則の一部改正により、１６歳以上の運転者が、安全基準を満たした「幼児２人同乗用自転車」、いわゆる３人乗り自転車を運転する場合は、その幼児用座席に６歳未満の子ども２人を乗車させることができるようになりました。この自転車は、運転者のための乗車装置と、二つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造、または装置を有する自転車のことで、幼児２人を同乗させても十分な車体強度とブレーキ性能、駐輪時の安全性の確保、転倒時の安全性への配慮などが図られております。安全な３人乗り自転車にするためには、このように強度・制動性能・安定性など６項目の安全基準をクリアしなければならず、相応のコストがかかり販売価格に反映してしまいます。そのため、「まだ高過ぎる」と購入を見送る子育て中のお母様方は多いようでございます。また、従来のタイプより幅が広くなり、重量も重くなるので、この自転車に対応するために、歩道の段差や自転車駐車場の駐輪の課題等が考えられますので、今後３人乗り自転車の普及状況を見ながら、対応を考えてまいります。

いずれにいたしましても、自転車はもともと不安定で転倒しやすい乗り物でございます。自転車に幼児２人を同乗させると、さらに、バランスを崩しやすくなりますので、幼児にヘルメットを着用させることはもちろんのこと、こうした自転車の特性をよく理解して、交通ルールを守り、より慎重で安全な利用を心がけて運転していただきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。以上で、清水議員の答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　清水議員の御質問にお答えをいたします。教育行政についての１点目、学校給食費の未納対策についてでございますが、学校給食費につきましては、平成１８年１１月に学校給食費の徴収に関する調査を文部科学省が実施し、翌年の平成１９年１月にその調査結果が発表されました。給食費の未納問題が全国的に広がる一つのきっかけとなった調査でもありました。

当市といたしましても、大きな問題であると、これまで市をあげて未納者対策に取り組んでまいっております。平成２０年度の場合の本市の取り組みにつきましては、教育委員会全体での平日夜間訪問徴収を１２月に３日間、本年３月に３日間、５月に３日間、それぞれ３チームを編成をし、実施をいたしてまいりました。さらに、学校給食課におきましては、毎月１回土曜日の訪問徴収、夏休み期間中には調理員と事務職員によります班編成によりまして、平日の訪問徴収を１０日間実施をいたしております。また、市ホームページ中に学校給食の特集ページを作成いたしておりまして、学校給食の目標、給食の献立内容、人気メニューのレシピなどを掲載をいたしておりますが、学校給食の推進のＰＲを努める一方で、給食費は、食材に充当されることもあわせて掲載をし、説明をいたしているところでございます。

これらの結果、平成２０年度、現年収納率におきましては９９．０％、対前年比では、０．１５％の向上をみております。また、滞納繰越分につきましては４０．９７％

と、対前年比８．１７％の収納率の向上を見ているところであります。

次に２点目、学校給食申込制度についてでございますが、申込書の提出状況につきましては、学校におきましても各学校長の努力もございまして、５月中旬には未提出者は１０数名となっておりました。５月下旬からは、給食センター職員が夜間訪問等を行いまして、６月にはすべての児童の保護者２９３４人から申込書の提出をいただいております。

この給食申込制度を導入いたしました目的は、保護者の方々に学校給食の食材は、給食費で購入されることを再認識していただくとともに、合わせて給食費の未納問題を解決することでございました。今後は、給食費の滞納がふえないようまた、滞納者を出さないよう状況のしっかりと把握をしながら、公平公正の観点からも、引き続き適切な対応をいたしてまいりたいと考えております。以上、清水議員に対する答弁とさせていただきます。

○２番（清水義朋君）　御丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、温暖化防止機器の設置助成についてでありますが、今の御答弁にもありましたが、７月１日の受付日には、前日から並ばれた方もいて、また受付開始から１時間半ほどで予算のほとんどを使ってしまったということ。こういったことは、温暖化防止につながる住宅用の機器の設置には、住民の方々も非常に関心が高いことが伺えます。先ほど説明をさせていただいた地球規模の温暖化に対し、各国でいろいろな策でCO_2を初めとした温室効果ガスの削減が求められる中、ここ何年かは政府の方でも太陽光発電システムへの助成や、東京都の助成、そして各自治体での助成制度を利用すると、個人でも相当大きな助成金が得られるわけで、それを利用し温暖化の防止につながる機器を設置することは、設置される方の負担も減り、あわせて光熱費なども抑えられるということで、非常に魅力的なところかと思います。

さて、今回全体で４５件になるのでしょうか。そうした温暖化防止に役立つような機器が設置されたことになり、またあわせて、今議会でも補正予算が提案され、さらなる普及につながる予算措置をとるわけですが、設置を御検討されている方などから見て、今回のように１日で受け付けを締め切らざるを得ないような状況は、余り都合のよいものではないような気がいたします。かといって、莫大な予算で設置を急加速させることは、現実的に難しいとは思いますが、例えば、隣の羽村市などは、４期に分けて受け付けをしているような状況を見ると、各家庭などにおいて、建物の状況によって変わるエネルギーの効率の変化や機器によって違うメリット、デメリットをしっかりと見極め、それぞれに合った機器を選んでいただく時間を用意できるかと思います。そして、機器は安いものではありませんので、例えば、支払いにかかわる手続など、そういった御検討をされる時間を設けることもでき、急な負担を求めるようなことにはならないと思いますので、今議会で提案されるという補正が通ったらの話になりますが、そういったような受付の方法などをお考えではないか、また、周知や受付の方法、時期などをお聞かせ願えればというふうに思っております。

続きまして、３人乗り自転車についてでありますが、普及状況見ながら対応をしてまいりたいと考えているということでありますが、このことは７月の当初新聞やテレビでも取り上げられ、現状の自転車での３人乗りの危険性や、実際に試乗などされたお母さん方の声などが出されておりました。また、報道されている以外でも、実際に知っている方の声を聞いてみても、現状の自転車で３人乗りでは危ない思いをしたということや、ふらつきなどで危険を感じたことがある。また、停車させているときに転倒させてしまい、お子さんにけがをさせてしまったというのは、実際聞いてみると少なくないものであります。

また、自転車店、販売店に聞いても、まだ幾つかのメーカーからの発売しかないため、充実したラインナップはできないので、店頭にならべることも余り多くはないが、関心はあるようで、問い合わせもいただいているということでございます。ただ、昨今の経済不況と言われる中、量販店などでは普通の自転車が１万円を切るような価格で販売され、子ども用のチャイルドシートをつけても、低価格で購入ができる中、安定性が高いであるとか、ブレーキなどがよく効く、スタンドを立てた状態でも、通常の自転車よりも安定しているなど、お子さんを安心して乗せられることはわかっていても、実際に購入までされる方はいないということであります。やはり、価格が一番のネックになっているのは確かで、電動アシスト機能がついているものでは、１０万円を超える価格となっており、次いで使用される期間が、３年長くても４年程度となるようなことが、購入をためらわせる要素となっているようであります。

そのようなことから、普及に際しては、全国各自治体での援助がかぎを握っているというようなことも新聞の報道などで言われておりますが、いち早く助成金を出す方向で対応された自治体や、レンタル事業を発表された自治体もあります。もちろんそれぞれメリット、デメリットはありますが、普及状況を見ながら対応を考えているというよりも、自転車を専用のものに者に乗りかえただけではもちろん、そして、事故がなくなることはないのですが、子どもの安全安心を守ることや、そうした援助があることで、もしかしたら少子化の対策になるかもしれません。

そういったことから、状況を見てから考えるということでなく、普及させるための策が大事なのではないかなと考えますが、そういったことをお考えでないか、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、学校給食の未納の問題ですが、ほんとに以前から、他の議員にも御答弁いただいているとおり、毎月の定期的な訪問徴収だとか、夏休み期間中には、集中的に訪問を行うことで大分改善されていることがわかりました。先ほども申し上げましたが、いろいろな手段を用いてしっかり理解していただくことも、収納率向上に向けて大事なことだと思いますし、そのあたりの対策も、ホームページやお便りなどで給食の献立人気メニューのレシピなど関心を高めつつ、なおかつ給食費のことも説明するなどは、効果の上がる要素となっているものかと思います。

また、学校給食の申し込み制度も、給食費の未納の問題に対する一つの手段でありますが、これもことしから始められ、少し時間はかかったようでありますが、１００％

の保護者から申し込みをいただいたということで、多分当市の場合、言葉の問題やうっかり忘れてしまった方など、いろいろいたかと思うのですが、給食センターの職員が、夜間訪問を行うなど、その御努力は評価をしなくてはいけないのかなと思います。

さて、現状ではそれでも、平成２０年の現年収納率は９９％ということで、１％の方がお支払をいいただけていないということであります。１％といっても決して小さなものではないわけで、繰り返しになりますが、給食費を払えなくて払わないのではなく、支払うことができるのに払わないという悪質な滞納のパターンになるかと思います。悪質なパターンの状況と具体的に以前の御答弁見させていただくと、申し込み制度が始まって、法的な措置をとっていくということでありましたが、具体的にどのようなステップで行う予定なのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

以上で、２回目の質問とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君）　環境行政についての地球温暖化防止機器設置助成に関して、再質問いただきました。

受付の方法等でございます。他市の状況などを見ますと、福生市と同じように４月以降、申請時までに、設置が完了した者を対象としているケースや、設置前を含んで申請を認めているケースなどまちまちでございます。また、申請受付を２機３機と、複数回に分けて、申請受け付けを行っている自治体もございます。なお、先着順が多いわけですが、市によりましては抽選を実施している自治体もございます。担当としては、９月補正が通りましたら、１２月に前回と同様の先着順で、申請受け付けを実施したいと、このように考えております。以上でございます。

○総務部長（野崎隆晴君）　続きまして、３人乗り自転車への対応でございますが、清水議員御指摘のとおり、他の自治体におきましては、いち早く助成金を交付したところや、また、レンタル方式で対応する自治体もあるとのことでございます。

群馬県前橋市の場合は、購入時の助成金が２分の１、限度額は４万円とのことで、この７月１日から実施したそうでございまして、７月の実績では４件の申請があったとのことでございます。また、三鷹市ではレンタル方式で対応していくとのことで、市で４０台を確保し、１カ月当たりのレンタル料が１０００円で、年度分一括払いとして、子どもが６歳になった年度までレンタル可能とのことでございまして、この１０月から実施予定だそうでございます。このように前橋市におきましても比較的助成件数が少ない状況や、また、レンタル方式の動向も見定める必要があると、そのように思っております。

いずれにいたしましても、ハード面、ソフト面ともに普及状況が重要なキーポイントとなると考えておりまして、他市の実績状況等も把握をしながら市長答弁にもございましたとおり、当面、普及状況を注視をしながら対応を考えてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○教育次長（宮田満君）　悪質な納付意思のない滞納者の状況、また、その対策、法的な措置の手順は、との御質問でございますが、現実に再三にわたる催告、督促にもかかわらず、長期にわたり納付交渉にも応じない悪質な対象者は、存在しております。

未納者は１％、６４人、世帯にすると、５０世帯ほどでございます。

市といたしましては、公正公平の観点から、法的な措置を取らざるを得ないと考えておりまして、本年度中には、法的な措置をとってまいりたいと考えております。この法的な措置でございますが、裁判所での裁判を含んだ措置でございまして、その手順といたしましては、まず滞納者に最終催告書、これは、配達証明郵便で、教育委員会から発送いたします。この最終催告に、滞納者が応じない場合でございますが、法的手続といたしまして、支払督促の申立書、これは滞納状況を記した当事者目録、請求の趣旨、及び原因などを書きあげたものを添付いたしますが、これを簡易裁判所に提出いたします。これ以降は、司法の手に委ねるというものでございます。以上、答弁でございます。

○２番（清水義朋君）　御答弁ありがとうございます。それでは、３回目なので要望とさせていただきたいと思います。

まず、温暖化防止に有効な省エネルギーの設置機器の助成ですが、今議会でも補正予算を組んでおられる。そして、今年度トータルで５００万円になるかと思いますけれども、７月の受付では、CO_2ヒートポンプ給湯機、いわゆるエコキュート、そして、次に多いのが太陽光発電システムというふうな形になっているかと思います。それらの機器の設置も、こういった予算措置で大分ふえていくのではないかというふうに思っております。

さて、他の自治体においても同様の設置助成を行っているところが多いようですが、受付状況はまちまちのようで、福生市の場合のように、即日予算を使い切ってしまうところもあれば、そうではなく、余裕のあるところもあるようでございます。いずれにいたしましても、当市の場合、環境に対して意識の高い、関心の高い方が多いのか、受付まもなく締め切りとなるような状況であるのは、設置された方々においても、また市としても、CO_2削減に対して決してマイナスとはならないものだと思います。

温暖化に対してちょっと少し話が広がりますが、一般的にCO_2の削減に有効なのは、一つに節電や生活している中で無駄なことをできるだけ少なくするような省エネルギー対策、そして、さまざまなところで行われている緑化や森林保護など、CO_2の吸収減を保護増加させる吸収源の対策。そして、太陽光発電パネルや風車などによる発電など、自然エネルギーを有効に活用する対策の三つが挙げられるかと思います。環境に関心のある方は、もったいないという言葉が代表されるような省エネルギーに寄与する活動、運動は普段から心がけているかと思いますし、大規模な緑化は、各御家庭ではできないかもしれませんが、市でも推進している緑をふやすような運動、そういった規模のことは、規模の大小にかかわらずやっているかと思います。そして、残るはさまざま温暖化防止に対する機器の設置でありますが、幾分高価であることや、設置に対して住宅の断熱など、あわせて行わなければ効果的に働かないということもあるかと思います。

そうすると、金額的な負担は飛躍的に大きくなるわけで、そうした中、設置に対する助成制度や、ことしの１１月１日から行うと発表にありました余った電力の買い取

りの金額の倍増などは、そういった金額的な負担を少なくでき、結果、省エネルギーに努めることは、家庭の財布にも優しいということにつながると。さらに、機器の設置に拍車がかかるのではないかと思っております。

そういった意味からも、助成などの援助は、非常に有効なものだと思いますので、今後も、また来年度も継続して行っていただきたいというふうに思っております。

次に、３人乗り自転車についてですが、まだ７月に解禁となったばかりで状況を見ながらということで、もう少し前向きな御答弁をいただきたかったところでありますが、また、今度に取っておこうかなというふうに思っております。

この自転車の件は、たかが自転車ではありますが、いろいろな捉え方があるかと思います。３人乗り自転車については、一番大事なことは、大切なお子さんを安心して育てられる環境の一つであることは先ほども説明させていただきました。新聞などで報じられているのを見ると、警察庁も都道府県警に対し、助成制度やレンタル事業の導入を自治体に働きかけるよう指示をしたであるとか、内閣府も子育て支援策の整備として、都道府県に配分する「安心こども基金」の活用で、３人乗り自転車の普及促進を進めることをＯＫしたとかということも報じられております。

いずれにいたしましても、子どもの安全安心子育てを支援とする見方。そして、福生市は言うまでもなく、小さなまちなので、そんな中を車の利用とするのではなく、自転車利用をふやすことで、環境の面からも、そして健康増進の面からも言うことを言えるかと思います。しかし、こういった安心安全のことは、自転車というその一部分に対策を講じても、有効には働かず、御答弁にもありましたが、交通ルールマナーを守っていただくことや、道路や駐輪場などの環境整備などをセットでやらなければ、思ったような効果は出ないものと思います。

少し逸れますが、徳島県の方ではすべてではありませんが、３人乗り自転車が解禁され、いくつかの自転車店で１０台以上、多いところは２０台近く販売がされているところもあるようです。助成制度やレンタル事業はないものの、お子さんを守るためには負担は仕方がないと思う方が多いようです。しかし、こういったケースは非常に少なく、今の自転車を買いかえる気はないであるとか、危険は承知だが、買いかえるには負担が大きいという声が大半であります。

市として、購入費に対する助成がよいのか、レンタル事業のようなものがよいのか、十分調査する必要があるかと思います。３人乗りの自転車、チャイルドシートを外して、お買い物に使っていただくというふうな見方をすれば、長い間使っていただくという見方になるかと思いますので、レンタル事業では、そういったところは不十分になるでしょうし、やはり長い目でどういったものがよいのかは、しっかり調査をする必要があるかと思います。ぜひとも、今後は、そういったいろいろな面から普及につながるようなことを考えていただきたいなというふうに思っております。

次に、学校給食についてですが、収納率向上に向け、継続的な策が効果をあらわし、収納率が９９％となったこと、そして、申し込み制度も１００％いただいたということは、本当に評価しなければいけないのかなというふうに思っております。今後も申

し込み制度そういったものを根拠に法的な措置をとっていくということで、収納率１００％も不可能ではないのかなというふうに思っております。

学校給食費の未納の問題は、保護者の問題でありますが、子どもたちが一番の被害者となってしまうのは、やはり、毅然とした対応が、そういった面では必要かなというふうに思っております。ある調査では、小学生で週に何回か朝食を食べない欠食をするというのは、大体１５％ぐらいだそうです。また、いつも毎日朝食を食べないという子どもの比率は、学年によって多少違いますけれども、３％から５％の子どもが毎朝の御飯を抜いているというふうな状況です。

そういったお子さんにとっては給食というのは、１日の中でもウエートが大きくなるわけで、未納に対して過激な意見を言ってですね、給食を出さなくていいということには決してならないかと思いますし、また、そうしたことがいじめの原因になることも当然考えるわけで、そういった観点からも、公平に出さなければいけないものかと思います。逆に、未納が多ければメニューの変更、食材の変更などをしなければならないでしょうし、そうした場合、給食費を納めているお子さんのところにもしわよせがいってしまうわけで、普通に考えれば、払えない状況の方にはそれなりの措置があるわけで、払えるのに払わないというのは、本当に悪質なものであるかと思います。今回そうしたところにもしっかりと法的な措置をとっていくということで、もしかしたら、そういったケースを見て未納の問題が一気に改善をされるかもしれないのかなというふうに思っております。悪質なケースへの対応として、こうした法的なものとそして、収納率向上に向け従来どおり継続して対応をお願いしたいのですが、余り夜間や休日に、給食センターを中心とした職員が歩くことは望ましくないのも現実なので、まずは、しっかりと保護者に対し理解していただくことなどを頑張っていただきたいなというふうに思います。

以上、要望とさせていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　次に、５番、乙津豊彦君。

（５番　乙津豊彦君質問席着席）

○５番（乙津豊彦君）　御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく３項目ございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１項目目の孤独死について、まず１点目、現状把握についてお伺いいたします。この問題につきましては、一昨年の６月定例会で一般質問させていただきました。そのときの市長答弁では、市内でどのくらい発生しているかは把握していないが、少なくとも新聞に載るような事件は発生していないとのことでした。それから、２年が経過しましたが、孤独死は社会的に認知されるようになり、自治体の中には対策を講じるところも出てきました。このような自治体においては、独自に調査を実施しているところもあります。一方、孤独死の現状を把握していない自治体も多いと聞

いています。そこで、市は現状を把握することに関し、どのように認識されているかお聞きいたします。

高齢者の孤独死は核家族化、少子高齢化が原因との声も聞かれますが、実はとても複雑な問題が潜んでいると言われています。孤独死というと高齢者世帯、特に単独高齢者世帯での発生が多いのは事実です。孤独死防止対策として、高齢者世帯の見守りを考えることが多いのですが、昨今、まだ、若い女優の孤独死が相次いで報道されました。そこで、非高齢者の孤独死についてどのように考えておられるかお聞きいたします。

次に２点目、行政としての対応についてお伺いいたします。一昨年の答弁によれば、市は、地域包括支援センター、民生委員などの力を借りて一人暮らしの高齢者の見守りに力を注いでいくとのことでした。継続して実施されていると思いますが、その効果のほどについてお聞きいたします。今のところ報道されるような孤独死は発生していないと思われますので、功を奏しているとは思いますが、いかがでしょうか。

都内の自治体でも孤独死を減らす対策に乗り出した例も聞いています。厚生労働省も昨年３月に高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティーづくり推進会議の報告書を発行しております。同省では、この不幸な出来事を孤立死と呼んでいます。これは、社会から孤立した人がだれにも看取られずに亡くなっていく事実をあらわしたもので、この言葉にヒントが隠されているのかもしれません。

思い起こせば、私の妹も一人でアパートに住んでいて、夜中に脳卒中で倒れ、翌朝仲間に見つけられました。私としては、かわいそうという思いとともに、見つけてくれた仲間に感謝しているところです。幸いにも一人で生活していたのですが、孤立していなかったわけです。一方亡くなって一週間も発見されないケースについては、やはり社会問題として考えていく必要があると思われます。社会問題として取り上げるには、行政のみの力では限界があると考えていまして、社会個人がみずからの問題として認識する必要があると感じております。厚生労働省のモデル事業として取り組んだ新宿区では、シンポジウムを開催し、住民の意識向上に努めているようです。当市における今後の取り組みについてお聞きいたします。

２項目目の、幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについて質問をさせていただきます。まず１点目、地域コミュニティーの分断についてお伺いいたします。交通事情の変化により、幹線道路の拡幅が行われまた計画されています。このことにより、既存の地域コミュニティーが分断されることが考えられますが、分断を救済または緩和する対策は考えられているでしょうか。外環道路など盛んにこの点について議論がなされているようです。既存の街並みを横断する幹線道路を拡幅する場合、今まで道路を挟んで交流していた地域コミュニティーが分断されてしまいます。特に昨今、片側２車線の幹線道路については、警察の指導により中央分離帯に柵が設置され、無理な横断を防止する役目を果たしていると聞いております。そのような状況において、地域コミュニティーの分断をなるべく緩和するために、信号機付横断歩道を途中に設置するケースもあると聞いております。その他、具体的にとられる方策があれば教えて

ください。

次に、都道・国道の拡幅事業に対し、地域コミュニティーの分断に対する対策を都や国と調整する機会はあるのでしょうか。住民レベルの説明会を通じて意見を聴取することは実行されているようですが、その際は、都や国である程度結論付けられた案をもとに、地元に説明されることが多いように思われます。その案を策定する際に、市から都や国と調整できるものなのかお聞きいたします。

次に２点目、睦橋通りの拡幅についてお伺いいたします。内出交番前交差点から国道１６号線までの間の拡幅工事が完成しましたが、沿道住民から地域コミュニティーの分断、生活道路の不備が指摘されております。都道の拡幅なので、市は関知せずとの考えとは思いませんが、睦橋通り拡幅を計画する際、地域住民の生活路の確保に関し考慮はされたのかどうか、お聞きいたします。睦橋通りの取り付け道路の狭隘解消につきましては、以前一般質問させていただき要望いたしました。できるところから実施していくとの御答弁をいただいております。睦橋通りは完成してしまいましたが、今後これらの狭隘道路を整備し、さらに、睦橋通りにＵターン箇所、横断歩道を設置することは難しいことなのかお聞きいたします。

３項目目は、南公園完全復旧に向けてについてです。まず１点目、スケジュールについてお伺いいたします。この件につきましては、昨年１２月定例会で質問をさせていただき、６月定例会では、小野沢議員がさらに質問されましたが、完全復旧までのスケジュールについて確認させていただきたいと思います。昨年１２月の部長答弁では、平成２１年度は、議会、市民各種団体の皆さんの御意見をいただきたい。翌２２年度には設計工事を予定して、全面改修予定は平成２３年の４月を考えているとなっています。

一方、小野沢議員の質問に対する市長答弁では、財政面もあるが早期全面復旧の必要性から、平成２２年度に詳細設計と工事を行い、平成２３年度には、全面開園を目指したいと考えているとあります。一体いつ全面開園になるのかお聞きいたします。

次に、市民の声は届くのかについてお伺いいたします。小野沢議員の質問に対する市長答弁で「庁内の南公園整備に関するプロジェクトチームで、南公園のあり方を検討しており、９月ごろには計画を示せる。その後、議会や市民、各種団体の皆さんと話し合いをする中で、基本方針を決定する必要がある。」と答えておられます。市の考えをまとめておく必要があると思いますが、並行して市民の意見は聞かないのでしょうか。つまり、基本方針を決めるときに、市民の意見は反映されないのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大野聰君）　午後１時まで休憩といたします。

午前１１時５８分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後１時　開議

○議長（大野聰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　乙津議員の御質問にお答えいたします。孤独死についての１点目、現状の把握についてでございます。現状では明確な定義はございませんが、一人暮らしの人が誰にもみとられることなく、当人の居室内等で、生活中の突発的な疾病等によって死亡することが孤独死と言われているようでございます。特に、発症直後に助けを呼べず死亡するケースがこのように呼ばれておりますが、近年増加する老老介護等では、介護していた側が急病などで突然死し、それに伴って動けない要介護者側が餓死する悲惨なケースも確認されておりまして、これらの別の形の孤独死として問題視されております。

先ほども申し上げましたとおり、現状では孤独死の明確な定義はございませんが、警察庁の死因における統計上では変死に分類され、福生市においても現状でどの程度このような案件が発生しているのか、正確な実数の把握は難しい状況でございます。しかしながら、全く発生していないということではございませんので、福生警察署に確認いたしましたところ、福生市内の平成２０年１月１日から平成２０年１２月３１日までの間の変死は１０１件で、事件性のない独居の孤独死と思われる変死は３０件との報告を受けました。また、一般的に孤独死が発生しやすい状況は、後期高齢者、慢性疾患をお持ちの方、定年退職または失職により職を持たない方、配偶者と死別した独身男性、集合住宅に住む方などに発生する傾向があるようでございます。

現状の対象者につきましては、主にこのような方を対象とした見守りや、サービスを行うことにより、孤独死の減少化が可能とも考えられます。昨今では、高齢者に限った議論がなされているとのことでございますが、高齢者に限らず、発生する状況もあるようでございます。それぞれのセーフティーネットを活用し、孤独死を防止するとともに、あらゆる情報を通じて、その把握に努めていくことが重要なことと考えておりますので、今後関係機関などに投げかけていきたいと存じます。

次に、２点目の行政としての対応についてでございます。具体的な事例といたしまして、地域包括支援センターや民生委員の連携により、在宅の一人暮らしの高齢者を吸収した後、医療機関へ搬送し、事なきを得た奏功事例もございますので、現在の組織対応の中で一定の効果を発揮しているとの認識でございます。

なお、今後の取り組みでございますが、対象者の個人情報の取り扱いなどの課題もございますが、新たな視点として、防災対策などとも連携をさせた対応も可能ではないかと考えております。庁内では、災害時要援護者対策の検討会議などとも、連携できるのではないかと考えております。手法によりましては、個人情報の取り扱いをクリアした内容なども、検討されているところでございます。現状においては、孤独死を行政レベルだけで解決することは、大変難しいことでございます。地域コミュニティーの推進を図ることはもとより、引き続き地域包括支援センター、民生委員、在宅介護支援センター、老人クラブ、あるいは社会福祉協議会の小地域福祉活動、さらには、ボランティア、そういったさまざまな団体、市民の皆様の協力が不可欠であると考えております。一部には孤独死に至る経過を防ぐことが、孤独死を防ぐとの考え方

もあるようでございますので、行政としては、各種施策を有効に活用し、当然のこととして、命の尊さ、人としての尊厳といったところを十分認識いたしまして、対応させていただきたいと存じます。

次に、幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについてでございます。都市建設である幹線道路は、市街地の交通ネットワークの骨格を形成し、市民生活と産業活動に不可欠な社会資本であります。

現在、市では道路づくりといたしまして、沿道環境に配慮した安全で快適な道路づくりと、歩行者が安心して歩き回れるまちを目指しております。私といたしましても機会あるごとに、関係機関へ要望しております。市内では、市道幹線Ⅱ－１８号線の田園通りを初め、国土交通省、東京都による幹線道路網の整備が進められております。

御質問の１点目、地域コミュニティーの分断についてでございますが、幹線道路の拡幅が地域に及ぼす影響といたしまして、町会の分断や歩行者、自転車、特に、高齢者の方々が移動しにくくなることが挙げられます。この分断を救済・緩和する対策として、幹線道路内の横断歩道設置や、生活道路の改善が必要となります。特に、生活道路では、通過交通と自動車の速度抑制をするため、交通安全施設の設置や幹線道路においては、道路構造の工夫などの安全対策が考えられております。各機関と調整を図りながら、可能なところから実施していきたいと考えております。

また、地域コミニュティーの分断への国、東京都との調整の機会ですが、幹線道路整備工事による地域の課題を的確に反映するため、現在、国道１６号線拡幅工事では、国土交通省と沿線の町会との道づくりワークショップが開催されております。そのため、今後の産業通りや多摩橋通りの整備工事に、市民の皆様との協働による取り組みを東京都と調整していきたいと考えております。

次に、２点目の睦橋通りの拡幅にについてでございます。この睦橋通りは、福生市内の主要な幹線でもあり、圏央道と都市間を結ぶ主要幹線道路としての機能を有しております。おかげさまで、内出交差点から国道１６号線までの約４５０メートルの部分は、関係権利者、及び周辺の皆様の御理解と御協力で、東京都施行による平成２１年３月に完成に至っております。

そこで、睦橋通り完成後の沿道住民の地域コミュニティー分断による生活交通の不備についてでございます。この睦橋通りを含む地域には、以前、土地区画整理事業により、面的整備の計画が立ち上がりました。しかし、計画について関係者の皆様の合意が得られず、東京都と協議をする中で、道路単独の買収方式による計画になった経緯がございます。その際に、地域分断や生活道路の課題についても、地元説明会を開催し、一定の理解が得られていると考えております。しかし、地域の道路の抱える現状については、理解しておりますので、特に生活道路の確保につきましては、狭隘道路の解消や、新設道路の設置等に取り組んでいきたいと考えております。また、睦橋通りにＵターン箇所や横断歩道を設置することにつきましては、計画段階で東京都が交通協議を福生警察署経由で警視庁と済ませて、施行されております。難しい内容ではありますが、今後、西多摩建設事務所と福生警察署等に交通改善の相談をしていき

たいと考えております。

次に、南公園完全復旧に向けてでございますが、国土交通省所管の災害復旧による護岸工事が行われ、平成２１年３月に完成をいたしましたので、本年６月議会の建設環境委員会で、視察をしていただいたところでございます。整備後の状況を見ますと、河川敷が広がり、見通しがよくなったことや、また、大勢の市民の皆様の利用が目立っているところでございます。また、一方で今年度も出水時の状況を見ていくことも今後の復旧に必要なことと考えております。

そこで御質問１点目、今後のスケジュールについてでございます。本年度は、国土交通省関東地方整備局、京浜河川事務所による護岸工事で、河川敷が多摩川本流側に広がった関係で、既に京浜河川事務所と占用面積の変更や、使用方法等の調整を協議しております。具体的には、平成２２年度に実施設計、平成２３年度に工事実施を考えております。また、財源といたしまして、防衛省の補助金を活用する方向で調整をしております。年度内の補助金の配分の制約や、河川敷内の工事制限期間の課題もございますが、南公園の早期完全復旧のため、関係機関と調整をし、工事年度の前倒しに取り組んでいくことも考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、市民の皆様の声は届くのかとのことでございますが、今後、南公園の整備方針を９月末までに作成し、南公園の改修について、利用されている市民や各種団体等の皆様の御意見をいただきまして、本年度中に改修計画を作成して、平成２２年度の改修設計に反映できればと考えております。

以上で、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○５番（乙津豊彦君）　市長からの御答弁ありがとうございました。それでは、２回目の質問を行わせていただきます。

１項目目の孤独死について。まず、１点目の現状把握についてでございますが、市において正確な値を把握するのは難しい状況と言いながら、福生警察署に問い合わせを行ったら、あっさりと件数はわかったとのことでございます。変死者の数が１年間で１０１件、さらに、警察の判断で孤独死と思われる変死は３０件とのことでございます。一方、市の事務報告書による死亡者数は、平成２０年度で４９６人、平成１９年度で４８０人ですので、約４．９人に１人が変死していることになります。変死という言葉が一般的でないことからショックかもしれないし、母数が一致しないので正確ではないかもしれませんが、これは事実です。東京監察医務院のホームページから、平成１４年ないし平成１９年までの統計資料が入手できます。平成１９年の統計によれば、都内２３区において一人暮らしで亡くなられた方は、平成１９年度で５４８９人、うち６５歳以上が３０９３人、そのうち自宅で亡くなられる方は２３６１人となっております。孤独死の定義がないために、孤独死の数は統計されていませんが、少なくとも６５歳以上の自宅での死亡のほとんどが孤独死ではないでしょうか。平成１９年は、平成１４年に比べて１．７３倍にもふえております。都内の人口は８７４万人ですので、自宅で亡くなられた６５歳以上の方は、１万人当たり２．７人となります。千葉県松戸市の統計では１万人当たり年２件の発生割合とのことでございます。

福生警察署の分析による３０人という値は、すべての年齢を含んでおりますので、多くなったと思われます。警察では年齢も捉えていると思いますので、もう少し頑張れば高齢者の人数もわかるのではないかと思っておるところです。

先ほど、一般的な傾向について御答弁をいただきましたが、細かく現状を分析することは対策を講じる際に有益であり、市民に対して説明するも説得力が増すと思います。現状を把握することに対し、どのようにお考えかをお聞きいたします。市は孤独死が発生しやすい状況を分析されており、対象者に対する見守りやサービスを行うことにより、孤独死の減少化が可能との見解のようですが、これらの情報はプライバシーの領域も含まれるように思われます。具体的な方策は考えているでしょうか。また、考えられるでしょうか。細かい分析を行っていない状況では、具体的な方策は考えられないと思われますけれども、発生するという状況は認知されているようでございます。

厚生労働省の呼ぶ「孤立死」という言葉にヒントがあると申し上げましたが、一人暮らしであっても、何らかのコミュニティーを持っていれば、亡くなって長期間見つからないという悲惨な事態は回避できるという事実があります。従来は、地域コミュニティーがその役を果たしてきたのかもしれませんが、昨今、地域コミュニティーは縮小傾向にあります。それに代わるものとして、テーマ・コミュニティーという概念が生まれてきました。テーマ・コミュニティーという言葉は、主に、地域社会などにおいて特定の地域課題をテーマとして集まった集団を言います。つまり、地域の中で特定の活動に特化したコミュニティー一般を指す概念です。御答弁によれば、それぞれのセーフティーネットを活用し防止するとありますが、具体的にどのようなネットワークが考えられるのでしょうか。次は、発生状況を分析できて初めて具体的な対策が練られると申し上げましたが、この件に関しましては、今後の課題と考えてよろしいでしょうか。

次に２点目、行政としての対応について。見守り活動の効果が出ているとのことです。うれしい限りです。「民生委員サポート制度」もスタートしたのではないでしょうか。このような取り組みが、当市において新聞ざたになるような孤独死が発生していないことに寄与しているのかもしれないと感じております。ところで、このような形で見守りの対象となっている高齢者はどのくらいいらっしゃるのか教えてください。

次に、災害時要援護者対策の検討会議と連携をお考えのようですが、もととなる災害時要援護者対策は、どの程度進んでいるのかお聞きいたします。

次に、要援護者対策について。檜原村でも問題が新聞報道されておりました。檜原村では１月から４月の間、高齢者が死亡後、数時間から２日たってから発見される事例が８件発生したとのことでございます。うち４人の方は一人暮らしで孤独死だったとのことです。村は２００８年１０月から、住民居住名簿の作成を進めていますが、過疎の村でさえ情報の共有が進まないのが実情と聞いております。一方渋谷区では、災害対策総合条例を改正し、要援護者情報を例外的に本人の同意なしで外部提供できる制度を全国で初めて導入いたしました。これは、２００８年４月に個人情報の保護

に関する基本方針が一部変更され、各自治体に個人情報保護条例の適切な解釈、運用を求めたことによります。リスト作成には本人から直接情報を収集する方法と、同意なしに役所が持つ情報を統合する関係機関共有方式がありますが、国は、校舎を推奨していることを担保にしたものと思われます。御答弁に手法によっては、個人情報の取り扱いをクリアした内容なども検討されているとありますが、もう少し具体的に説明してください。また、地域コミュニティーの推進を図るとありますが、ここでいう地域コミュニティーとは具体的に何を指すのか教えてください。一人で亡くなることを覚悟して生きている人は意外と多いと言われております。一方孤独死の社会問題として、社会的コストも無視できません。このことを本人に知らしめる努力、見守り事業も生きがい対策として、とらえ直すことが必要との意見もあります。孤独死の社会問題について検討したことがあるでしょうか。

２項目目の幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについて。１点目の地域コミュニティーの分断についてですが、既存の市街地にある幹線道路を拡幅または新設する場合、分断を緩和する方策として、幹線道路内に横断歩道を設置して、そこに住む人が道路の反対側に渡れるようにする。また、幹線道路への取り付け道路となる生活道路の改善が考えられるとのことでございます。大阪中央環状線では、地域コミュニティー分断の解消策として、地域住民の方々とともに行う歩道等の花植えや清掃などの美化運動、これは、アドプト・ロード（なにわ筋）と呼んでいるそうですが―――を実施しております。国道１６号線拡幅工事に関する武蔵野町会との説明会におきましても、緩衝帯の管理を町会に委託する案が提案されていると聞いております。このように道路を地域コミュニティーの手段として利用することも考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

たまたま工事を行った時期が異なるだけで、都道と国道の拡幅工事が行われる武蔵野地区ですが、国は計画段階で、地域住民に説明、意見交換を行う機会を設けてくれた、と個人的には評価しております。国道１６号拡幅工事に対して頻繁に地元説明会が開催されていますが、その経緯、市の役割について教えていただきたいと思います。また、ワークショップが行われるとのことですが、ワークショップに市が関与することはないのでしょうか。産業通りや多摩橋通りの整備では、市民との協働による取り組みを東京都と調整したいとのことですが、まず、市が住民と問題点の検討を行ってくれるのかどうかお伺いいたします。

次に、睦橋通りの拡幅についてですが、拡幅工事の経緯は理解できました。地域住民には説明してあったので、現状の問題はわかっていたはずと聞こえます。そこで、当事者に聞いてみました。説明会では、図面を示され、それに基づいて説明を受けたが、そこに意見を挟む余地はなかったように覚えているとのことでございます。地域住民が都の計画に意見・要望を出せるような状況ではなかったのかもしれません。地域分断や生活道路の課題については、都の仕事というより、市の仕事だと個人的には考えております。市は地域住民の生活路の確保に関し考慮はされたのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

生活道路の確保について前向きな御答弁をいただいたと理解しております。当該道路の解消だけでなく、地域に道路を新設するとなりますと、利害反する住民が出てくると予想されます。計画に関する説明会と意見交換の場を設けていただけるかどうかお伺いいたします。

次に、完成したばかりの道路に横断歩道を設置したり、Ｕターン箇所を設置することは許されないことかもしれないと思っていますが、あの区間にこれらの施設を設置することに関しまして、道路構造上また、幹線道路として可能なことなんでしょうか、お聞きいたします。

３項目目の南公園完全復旧について。まず、１点目南公園完全復旧について、その１点目、この問題は、平成１９年１２月議会からお伺いしているテーマなんですけれども、２０年１２月議会の御答弁では、２２年度設計工事、２３年４月全面改修、６月議会では２３年度全面開園となっております。先ほどの御答弁では、平成２３年度に工事実施、さらに工事年度の前倒しとなっています。結局、完全に復旧する時期の見通しが立たないということなのかどうかお伺いいたします。

次に、もう１点、なぜ京浜河川事務所と占有面積の変更や使用方法等の調整が必要なのか教えていただきたいと思います。また、同時に、土砂の搬出の件についてお伺いいたします。昨年度搬出できなかった分を平成２１年度に搬出するとのことでしたが、スケジュール、搬出量、搬出ルート、これは公園内、一般道、どこを通るかについて教えていただきたいと思います。

次に、今年度の出水時の状況を見ることも必要と御答弁されましたが、昨年は大きな出水はなかったと思っております。また、昨日台風１１号が接近したので、大雨が降るのではないかと心配しましたが、それほどでもなく安心したところです。市長はここで水が出れば状況がわかると思われたかもしれませんが、まだ本格的な台風シーズンをこれから迎えます。状況を見守りたい思います。ところで、出水するまで計画を凍結というわけではないと思っていますが、いかがでしょうか。

次に２点目、市民の声は届くかについてでございます。整備方針に市民の意見が反映されるようでございます。６月議会で、９月ごろには計画を示せる。その後、議会や市民の意見を聞くとの御答弁がありましたので、９月議会にいわゆる小峯部長の案が出てくると思ったのですが、どうも見当たりませんので、１２月議会になるのかどうか教えてください。ともかく市民は、南公園の早期全面開園を待ち望んでいるわけです。夏休み最後の土曜日、南公園に行っていましたが、河原で遊ぶ家族連れや、テントを張り、バーベキューを楽しんでいるグループを見かけました。河原には入れないことになっているのに管理がなされていないなと感じたところでございます。改修計画にいたしましても、市民の意見を聞き調整するのにも時間がかかるでしょう。計画ができて予算措置も必要でしょう。現状の安全措置も２年間もつかどうか不安です。本年度中に改修計画ができればいいなどと流暢に構えているとは思いませんが、早急に市民に整備方針を示して、市民が納得できる基本計画をまとめてほしいと思っております。市民を第一にスケジュールを考えていただきたいと思うのですが、いかがで

しょうか。

以上で２回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君）　それでは、私の方からは１項目目の孤独死につきまして、何点か再質問にお答えをさせていただきます。

最初に、現状把握に対する考えでございますが、孤独死が周囲家族や地域住民に与える影響など、こうしたことは、極めてやはり都合のいいことではないというふうに認識をいたしておりますので、こうしたことを市民の皆さんにお知らせすることが必要ではなかろうかと思っております。そのためには、孤独死の現状把握すること、これが大事でございまして、その上で、これらの現状や実態などを市民に知っていただくための広報による啓発であるとか、場合によっては、孤独死に関するシンポジウムのようなものなども必要かと考えております。

次に、孤独死の情報は、プライバシーの流域、これがほとんどでございますが、具体的な方策は考えられるかということでございます。やはり、孤独死の情報そのもの、まさに個人情報でございまして、こうした情報は行政はもとより、民生委員あるいは場合によっては、町会や自治会の方、こうした方々とその情報を共有すること、これが孤独死を少なくするために必要なことではないかと考えております。だといたしますれば、これらの個人情報の収集や提供につきまして、基本的には個人情報保護条例があるわけでございますが、この中での個人情報審議会等へこうした情報の収集あるいは提供につきまして、さまざまな御意見を聞くこと、また、ことし対策を進めるためには、場合によっては、個人情報の特例的あるいは弾力的な運用と言いますか、取り扱いというか、そうしたものも今後考えていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

次に、セーフティーネットの具体的な方策ということでございますが、これは既存の、例えば介護保険の訪問系のサービスであるとか、緊急通報システムであるとか、その他、訪問系の生活支援サービスの利用、あるいは民生委員など地域の皆さんによる見守りなど、いわゆる何らかの形で外部とのつながりを持つ、いわゆるつながりを持てない、持とうとしないというような状況をなくすということが、孤独死といいますか、孤立死といいますか、その防止にもつながっていくものと考えております。

次に、発生状況の分析は今後の課題と考えてよいかということでございますが、現状の把握、その分析が具体的な対策に繋がっていくと思っております。したがって、この現状把握これが今後の課題の一つというふうに考えます。

続きまして、見守りの対象となっている高齢者どのくらいかということでございますが、なかなか実態に近いかどうかは難しいところがございますが、６５歳以上の単身高齢者は、現在約３０００人ほどでございます。これらの高齢者すべてに見守りが必要ではございませんが、このうち特に見守りが必要な方はおよそ４００人ほどでございまして、これらにつきましては地域包括支援センターあるいは、在宅介護支援センター、さらには民生委員などと連携して必要に応じて見守りを行っている状況でございます。

次に、地域コミュニティーとは具体的に何かということでございますが、これはまさに町会、自治会活動、あるいは社会福祉協議会で実施をいたしております小地域福祉活動、また、地域でのボランティア活動そのものではないかと、そのように認識をいたしております。

次に、孤独死の社会問題について検討したことがあるかということでございますが、特に孤独死に限定いたしまして、組織的に検討したことはございませんが、今後、庁内での検討あるいは場合によりますと、市民や関係団体、こうした者を含めた検討なども今後考えていく必要があろうかというふうに思っております。

いずれいたしましても、孤独死、孤立死というような表現をいたしますけれども、議員御指摘ございました社会問題視化されているのは事実でございます。ただいま申し上げましたような考え方で、今後、防止というふうにはならないかもしれませんが、極力実態等を把握してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○総務部長（野崎隆晴君）　続きまして、災害時の要援護者対策についてでございますが、現在、災害時要援護者対策検討会、これは企画財政部、生活環境部、福祉部、それと総務部の関係課長で構成をされておりますが、この検討会で現在、検討を進めている状況でございます。

具体的な内容でございますが、災害時要援護者、これは高齢者の方や障害者の方、それに乳幼児や妊婦の方、あるいは病気の方や外国人の方も含まれてくると思われますが、この方々の災害時の安全確保につきまして、市及び関係機関により、それぞれが連携を深めて、地域ぐるみの支援体制づくり、このことを進めております。現在、対象者の方の範囲や登録制とした場合には、個人情報を踏まえた上で、その登録方法、例えば、手あげ方式や同意方式等の検討、それと、これらの情報の提出先やそのリストの活用方法など、個人情報の取り扱いに十分注意を払いながら、具体的な検討を進めている、そのような状況でございます。

次に、個人情報の取り扱いをクリアした内容の検討についてでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げさせていただきましたが、手あげ方式や同意方式などにより、本人の同意を得ることが必要となってまいりますが、援護するに当たっての必要最低限な情報、例えば、これは住所、氏名、年齢、性別等などの基本的な情報を把握をいたしまして、守秘義務を確保した上で、災害時に速やかに救出できるよう、また、普段からの見守りも含めまして対応できるような、そんな体制づくりを検討いたしております。以上でございます。

○都市建設部長(小峯勝君)　それでは、私の方からは、２項目目の幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについて。３項目目の南公園完全普及に向けてという２項目御質問いただいておりますので、御答弁申し上げます。

最初に、２項目目の幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについてでございますが、地域コミュニティーの分断の解消策として、道路を地域コミュニティーの手段として利用することについてございますが、現在、福生市でも１８年４月から道路ボランティア制度を導入しまして、市民の皆様の御協力をいただきまして、成果を上げている

ところでございます。国道では、道路ボランティア・サポート・プログラムとしまして、地域の皆さんに道路の美化清掃等に参加していただき、その市民グループの参加の団体と国、市との３者で協定を結び、清掃、植栽管理などを行う制度でございます。現在国道沿いの横田商栄会、福生武蔵野商店街振興組合がこの制度により協定する準備をしておりまして、まちをきれいにしようという運動から始まって、地域コミュニティーの活性化が期待できると考えております。

また、都道では、福生駅前通りからりそな銀行まで、りそな銀行から福生警察署までの各道路ボランティアの実施を現在、西多摩建設事務所と調整をしております。今後も可能なところから、このコミュニティー分断の解消策として、これら道路ボランティア制度の取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、国道の説明会等で、その経緯、市の役割ということでございますが、この国道１６号線拡幅に当たりましては、市内の重要な幹線道路としまして、市長初め早期完成を国土交通省にお願いしてきております。そこで、市の役割でございますが、従来の国道が実施する工事の説明会の方法でございますと、地域の皆様に説明が行き届かないという不安を与えることになります。特に、第二小学校のＰＴＡ、周辺の町会に対して、市が調整役となりまして、説明会の実施を国道側へ要請をしてきております。具体的には年度初め、また、校庭が変化あった場合、国道側の理解をいただき、その都度説明会を開催することとしております。おかげさまで、沿道の皆さんの要望も配慮した工事方法をとれているのかなと思っております。

次に、ワークショップについて、市が関与することについてでございますが、道路工事の市民へのワークショップは、施工主体が中心で実施することを基本と考えております。国や都が工事主体の場合には、市は当然ワークショップへの参加と町会との調整などに関与しております。

次に、市が住民との問題点の検討を行うかということでございますが、市内の東京都施行の道路事業を例にとりますと、市は窓口の立場として、市民の方の要望などを調整する役割をしております。そこで、問題点が出た場合、最近では具体的には、産業道路の代替え用地などの問題点でございますが、解決に向けて対応しておりまして、今後も、積極的に進めていきたいと考えております。

次に、２点目の睦橋通りの拡幅についてございますが、市では住民の生活路の確保に関して考慮されたのかということでございますが、当然、既成市街地の道路を拡幅する用地買収方法でございますので、東京都福生市の共同で図面等をお示ししまして説明会を実施してきました。実際に、土地をお譲りして協力をしているという立場でございますので、その方たちから地域の皆さんが不満あることは、生活路対策では不十分であったと考えておりますので、できるところから、周辺の皆様の利便性が向上するための生活路対策を実施していきたいと思います。

次に、計画に関する説明会と意見交換会の場についてでございますが、今後地域に道路を新設する際には、説明会や意見交換会の場を設けていきたいと考えております。

次に、横断歩道の設置、Ｕターン箇所ということで、道路構造上、幹線道路として

設置が可能かということでございますが、現在、地元の福生警察署と調整しておりまして、横断歩道、信号機の設置、幹線道路上の取り付け道路、交差点になれば、可能であるとの見解をいただいております。また、Uターンの設置場所につきましては、現在、信号機の手前に安全性が確認できれば可能との見解をいただいておりますので、早速、道路管理者の東京都の西多摩建設事務所と調整をしていきたいと考えております。

次に、３項目目の南公園普及に向けてでございますが、最初に工事の見通しでございますが、市長答弁にもありましたように、早期全面開園を目指すということで、工事年度の前倒しをする姿勢で取り組んでいきたいと考えております。現時点での早期実施の課題といたしましては、河川敷内の工期設定、渇水期ということで、河川敷内の工事は、１１月から３月までの後期５カ月という制約がございますので、その点では、工事の見通しが立ちにくいと考えておりますが、とにかく鋭意努力して、早期実施に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、京浜河川事務所との調整についてということでございまして、護岸工事により、河川敷が広がったことにより、専用区域の面積の変更とか、それから調整、その各拡張部分の使用方法、その他、占用物件の規制状況、防災上の施設の設置の考え方など、改修計画の資料とするため、現在、調整を京浜工事事務所と進めております。

次に、２１年度の土砂搬出でございますが、過去にも一度砂利をこの場所から採取してきております。２１年度の土砂運搬につきましては、国土交通省の情報でございますが、スケジュールは渇水期、平成２１年の１１月から２月まで待つと、それで、搬出量は約３万２０００立方メートルということで、搬出ルートは、南公園の下流の砂利採取場所から河川側に搬入路をつくり、南公園出口を右折して奥多摩街道の内出交差点を右折、多摩川の左岸の立川市富士見町の堤防工事に使用すると聞いております。今後、詳細な打ち合わせに国土交通省と建設業者と市で協議することになりますが、周辺の皆様、公園を利用する皆様には、周知をして安全に十分配慮する打ち合わせを考えております。

次に、出水時の状況を見るということでございますが、先ほど議員の方からも、台風１１号が来襲するということもあったのですが、水害はない方がよいわけでございますが、河川工事期内の公園でもありますので、改修時の構造物の高さなどの影響がどの程度なのかを精査するということでございますので、これはあくまでも設計上の考え方でございますが、出水がなくても、工事は進める考えでございますので、よろしくお願いします。

次に、今後の予定として、市内部で公園整備計画を作成して、その整備方針に基づいて、利用される市民や各種団体の御意見をいただきながら、南公園改修案を１２月の議会に中間報告をしまして、議会からの御意見をいただく予定で進めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、早急に市民に整備方針を示し、市民を第一としたスケジュール案の考え方でございますが、当然議員おっしゃるように、早急に整備方針を示し、御意見をいただ

き、要望される設備、施設などを検討して、改修計画をまとめていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○５番（乙津豊彦君）　細かい質問で恐縮でしたが、御答弁ありがとうございました。何点か質問と要望を述べさせていただきます。

１項目目の孤独死についてでございますが、私の質問した内容に肯定的なお考えをお聞かせいただきました。東京監察医務院の統計データを年ごとに追いかけますと、大変な状況になりそうな予感がしております。都内と多摩地区、違うかどうかわかりませんが、やはり件数だけはふえる傾向に思われます。また、見守りというのも、どちらかと言いますと、おせっかい事業として立ち向かう必要があるのではないかという意見も聞いております。ただ、警察が孤独死と思われるケースを分類できているというのは多分事実だと思っております。警察とも連携して、現状の把握に前向きに進んでいただきたいと思ってございます。また、セーフティーネットを御紹介いただきました。これらが有機的につながれば、効果が期待できるのではないかと思ってございます。いずれも要望とさせていただきます。

続いて、２点目の行政としての対応についてですが、確かに、独居高齢者のすべての方に見守りが必要とは思われません。現在４００人もの方が見守りサービスを受けているとのことですが、社会問題になるような孤独死が発生してないことも事実ですので、あとは見守りが必要な方を丁寧に見つけ出して実施していくことと思っております。市の取り組みに期待しているところでございます。

それから、要援護者対策検討会については理解できました。手上げ方式は対象者にその必要性を認めさせることが肝要と思われます。信頼関係を築くことも必要と思いますので、地道な事業になると思いますが、この点に関しましても、市の取り組みに期待しております。

それから、２項目目の幹線道路の拡幅と地域コミュニティーの分断の話でございますが、ボランティア・サポート・プログラム制度について説明をいただきました。調べましたところ、東京都においても、スポット的な事業とは思いますが、「みんなのやさしいみちづくり活動」と称して、今年度募集も行ったところでございます。先日、市道幹線Ⅱ－１８号線、田園通りの歩道を歩いて気がついたのですが、街路樹の根元に雑草が生えていて、実を付けておりました。市でこまめに手入れができないのであれば、地域の皆さんに草取り、あわよくば植栽などをお願いできないものかと感じました。ボランティア制度を活用して行うということも重要かと思いますが、地域の皆さんに御協力いただくのもいいことではないかなと思ってございます。指導におきましても、国や都のような事業を計画できないかお聞きいたしたいと思います。

それから、国道１６号関係の地元説明会の話でございますが、これはいろいろお話を聞いてみますと、やはり地元町会の皆さんとしましては、国道１６号のわきに住んでいまして、非常に不安だと。それで、国の説明会では、先ほど御答弁にありますように、やはり、上から目線というと怒られますが、図面を示してこうなるという説明

が主ですので、もっと前に、なぜそうなるのか、また、こうしてほしいという住民の声を伝えたいのだという要望が町会から出て、市の御努力によって国道事務所を動かしていただいたと聞いてございます。さらに、国道事務所では、ワークショップを開催することになりました。これが実際の国がつくったワークショップの開催通知なんですけれども、実は昨日、武蔵野会館と松原会館、松原会館はきのうじゃないかもしれませんが、第１回目が行われておると思います。あと３回予定されております。これ非常に有効な手段、国もその気になっていただいたのだなと思っているところでございます。

ただ、ちょっと気になりましたのが、これは８月に武蔵野町会と国とで打ち合わせた会の資料だと思うのですが、実は山王橋通りが通行止めになりまして、そこに通行証を発行するというのを町会から依頼したそうでございます。その通行証の絵がここにあるのですが、発行元が武蔵野町会と相武国道事務所となってございます。これはある意味、地域と国道事務所が一緒になって問題を解決しようという意気込みが感じられるので、非常に進んできたなと思っているところでございます。また、東京都施行の道路事業におきましては、市が調整役になっていただけるとのことですので、よろしくお願いしたいと思ってございます。

ワークショップに関しましては、施行者が主体となって、地元と協議をするということですので、ここに市が関与することはないのかとお聞きしたいのですが、これは事実ですので、事実として受けとめたいと思います。町会と国の方とのパイプ役をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、２点目の睦橋通りの拡幅なんですけれども、拡幅が計画された時点と今とで時代の差を感じております。生活路対策が不十分と認識いただきました。重なりますが、この地区を住みやすくするよう万全を期してほしいと要望させていただきます。生活路の整備に関しまして一方的な説明ではなく、意見交換の場も設けていただけるとのことでした。これから予定されている事業においてもよろしくお願いしたいと要望させていただきます。また、完成した幹線道路の改良につきましても前向きの御答弁をいただきました。これもよろしくお願いしたいと思います。

最後に、南公園完全復旧に向けてですが、１点目の、スケジュールの話でございます。時がたつにつれて完成時期が延びているように見えましたので、御確認させていただいたのですけれども、渇水期しか工事ができないのも理解できますが、何とか平成２３年の夏には、南公園がフルスペックで使えるようになるよう知恵を絞って、工事を実施されるよう要望したいと思います。

それから、護岸復旧工事はもとに戻す工事と聞いていましたが、河川敷が広がったとのことでございます。そういう意味ではなくて、河川敷が平らになってしまったので、それを何か使いたいなという思惑もあるそうでございますので、そういう感じで、相武国道事務所と今打ち合わせを行っていると理解いたしました。間違っていたら御指摘をお願いしたいと思います。それから、土砂の搬出の件ですが、内容はわかりました。３万２０００立方メートルとのことですが、当初の予定では、昨年度４万３０

００立方メートルの搬出を予定しておいて、１月までに９６００立方メートル搬出しましたので、ちょっと今回の値は１４００立方メートルほど減ったことになると思うのですが、前回の市長の御答弁でも、もっと北の方からも運んでほしい、もっと要するに下に運んでほしいというのを要望するというお話でございましたので、この減ったことがわかったら教えてください。いずれにいたしましても、協議が完了いたしましたら、市民に広報して、事故など起きないようによろしくお願いしたいと思います。あと、水が出なくても計画は予定どおり進めるということで、そのように進めていただけたらと思います。

それから、市民の声は届くのかにつきましては、市民、関係団体の意見を聞いて１２月には議会にも御説明いただけるとのことでございます。「議員の意見は」と聞きたいところですが、これは議員も一般市民として、意見を述べさせていただきたいなと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

何点か、追加質問しましたが、よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君）　地域コミュニティーの分断という２項目目の幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについての御質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。いわゆる国、東京都がやっています道路ボランティアということでございますが、福生市でも市道幹線Ⅱ－１８号線を初めといたしまして、主要幹線１８路線を年２回、子どもが清掃してございまして、また、平成１８年４月から道路ボランティアの導入をしまして、市民の御協力をいただきながら歩道や除草などを行っていただいております。大変成果が上がっております。

なお、歩道等への植栽につきましては、現在、市内に組織されております「福生花と緑の会」でも行っていただいておりますが、今後また、道路ボランティアでも登録の皆様と調整できればと可能と思っております。今後も市民の皆さんの御協力をいただく中で、道路ボランティアの拡大が図れればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、南公園の復旧に向けての中で、土砂の搬出につきましては、あくまでも国土交通省の情報ですと、前回との食い違いは、ここで１４００立方メートルほど減ったということでございますが、これはあくまでも現場の精査をした結果ということで、報告を受けております。今回の工事で必要とする搬出土量は３万２０００立方メートルでございました。また、今後は、土砂の搬出につきましては、積極的に採取していただけるよう交渉を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○５番（乙津豊彦君）　どうもありがとうございました。道路ボランティアの件もよくわかりました。ただやはり、何でしょうかね、草が生えて歩道沿いに植樹帯があって、その中、花の木よりも草が多いようにも見受けられますけれども、都道は定期的に草を取っておりますが、なんといってもこの時期、草の多いというのは、ちょっと見苦しいと思います。田園通りは特に歩道がきれいになりまして、まだまだその植樹帯の下もきれいなままですので、余計草が目立ったなと思っております。本数からいうとたいしたことはないのですが、そんなわけで、あそこを町会の皆さんと協力して

いただきまして、その時点で抜いていただく、また花を植えていただくと非常にきれいになるのではないかと思ってございますので、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

それから、南公園の土砂の搬出の件ですが、わかりました。確かに富士見町のところの護岸工事、堤防工事をしているのを見かけたのですが、細かくすれば１４００立方メートル、どのくらいの量かすぐには浮かびませんが、これは足りるということで、今回、３万２０００立方メートル搬出してくれると。今のお話で、今後もともかく運び出して、河床低下に寄与していただきたいなと思ってございますので。ただ、工事箇所がないと持って行けないというのでは、やはり、なかなか進まないのも事実かもしれませんが、なんといっても、南公園の高さを見ますと、その河川敷と同じ高さぐらいに今なっていますので、これで、今回３万２０００立方メートル運び出していただいて、それで、雨で平らになったらどのくらい下がるのかを見たいなと思ってございます。ぜひこの点につきましても、進めていただきたいなと要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野聰君）　午後２時１０分まで休憩といたします。

午後１時５４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後２時１０分　開議

○議長（大野聰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１９番、田村正秋君。

（１９番　田村正秋君質問席着席）

○１９番（田村正秋君）　それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。３点になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、１点目といたしまして、第５９回福生七夕まつりについてお尋ねをいたします。福生市の本年度、七夕まつりも来場者が約３８万人とのことであり、さまざまなイベントや、多くの団体の参加で幕を閉じたわけでありますが、この期間中、流し踊りが大雨で中止になったり、天候に大きく左右いたします。また、七夕まつりにおいても市内の空き店舗等があり、飾りが寂しいとの御指摘がありました。今回、福生最大のイベントである第５９回七夕まつりを振り返り、総括として、市長はどのように捉えているのか。その１として、状況と経済効果については、どのように市長は判断されるのか。

２点目といたしまして、次年度、第６０回七夕まつりについて、来年６０回を迎える節目の年でもあることから、次年度にかける思いはどのようなものか。また、福生全体としての取り組みで盛り上げていただきたいと思いますが、どのような思いを持たれているのかお伺いをいたします。

続きまして、２点目といたしまして、新型インフルエンザについてお尋ねいたします。現状と今後の動向と対策についてお尋ねいたします。新型インフルエンザについては、急な発熱と咳、のどの痛みなどが特徴とされています。感染者が軽傷のまま回

復しているケースや、また、マスコミ報道などでも取り上げられておりますが、持病を持ち、新型インフルエンザに感染した５７歳の男性が死亡したり、７７歳の男性がやはり同じく亡くなるというケースが出ております。以前には、中高年には、かかりにくい新型インフルエンザとのことでありましたが、ここに来て、幅広い世代が感染をしております。秋以降にも大流行の兆しが出ておりますが、６月定例会以降の福生市の動向について、さらに今後の新型インフルエンザ対策、利用団体との連携については、どのように取り組まれているのか、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして、防衛補助事業についてお尋ねいたします。１といたしまして、第五小学校防音機能復旧事業についてお尋ねいたします。福生五小での航空機騒音の関係で、防音事業が停止しております。しかし、不定期に行われる離発着での騒音については、多くの市民も確認していることから、市としても切り離せない防音事業であります。

この夏、横田基地対策特別委員会といたしましても、防衛省等に要請行動を行ってきました。五小での防音機能復旧事業の見通しについては、いつごろ回答が出るのか。また、この間の市長や理事者の要請行動等はどうであったのかお尋ねをいたします。

２点目といたしまして、防衛補助事業に対する今後の見通しについてお尋ねいたします。国も予算が厳しい時代に突入しております。横田基地があるということは、国防上大変貴重な施設であり、市民にとっては、反面危険性を共有するものであります。また、２０１１年から開始される地上デジタル放送も、福生市上空を飛来する軍用機で、アンテナで受診した場合、その映像が乱れ、受診ができなくなるなどの被害が発生しております。新たなる障害も出ております。このような時代との流れの中で、さらに防衛補助事業の必要性が問われます。今後の見通しについては、市はどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

以上３点です。よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　田村正秋議員の御質問にお答えいたします。

第５９回福生七夕まつりについての１点目、状況と経済効果等についてでございます。まず、人出の状況を申し上げます。今年度は昨年と異なり、４日間のうち３日間で雨が降ってしまいました。特に、２日目は予定しておりました民謡パレードを中止にせざるを得ないほどの雨となりました。実施に向けてぎりぎりまで天気の状況を検討いたしましたが、回復の見込みがなかったことから、やむを得ず中止とさせていただきました。このパレードのために早くから準備をされていた方々にとりましては、せっかくの晴れ姿を披露することもできないままとなってしまいましたこと、早い時間にスタートする予定だった方々には、雨の降る寒い中、実行委員会本部の判断をお待ちいただくことになってしまったことを、大変申し訳なく思っております。

しかし、中止決定以降の天気の状況を振り返りますと、あの時点での判断は、あれでよかったのではないかと考えておるところでございます。このように、ことしは天候の影響もあったことから、全体の来場者数は約３８万２０００人で、昨年よりも６０００人ほど少なくなっております。

次に、イベントの状況でございます。ことしは、２０１６年の東京オリンピック開催に向けての招致活動の一環として、オリンピックムーブメント共同推進事業という側面も持っておりました。そのため、バスケットボールやサッカーなどのスポーツに関連したイベント、シドニーオリンピックで銀メダルをとられた女子ソフトボール選手、安藤美佐子さんのトークショーと、その後の体験コーナー、また、青年会議所が企画いたしました学生プロレスなど、これまでとは異なった内容となりました。また、初日に実施いたしました星のパレードも、イベント部会がさらなる検討を加え、夕闇に映えるイルミネーションがすばらしいパレードとなりました。音楽隊のパレードとしては、これまでの陸上自衛隊に加え、航空自衛隊にも参加していただきましたので、より充実したパレードとなったのではないかと考えております。

次に、市民模擬店の状況でございます。ことしは、市内事業所も出店できるように参加資格を広げたこともあり、最終的には、昨年の１０４店舗よりも２１店舗多い、１２５店舗の模擬店に出店をしていただきました。このように、全体を今振り返ってみますと、七夕まつりにおいでいただいた方々には、御満足いただけたところが多かったのではないかと考えております。

次に、経済効果についてでございます。ことしは、駅前通り、銀座通りともに初日から露店が出店しておりましたので、にぎやかさを呈しておりました。しかし、具体的な数値として、土曜日及び日曜日に開催いたしました市民模擬店での売上高の概算を比較いたしますと、昨年は１０４店舗で約１７００万円でしたが、ことしは１２５店舗で約１６００万円と、総額でも減少しております。また、１店舗当たりの売上高でも減少しておりますので、依然として財布のひもがかたい状況であると実感しております。ただ、全体といたしましては、市民や商店の元気な雰囲気が感じられましたので、今後の経済につながる効果はあったのではないかと考えております。

２点目の、次年度第６０回に向けてということでございます。３月１８日に開催いたしました第５９回福生七夕まつり、第１回実行委員会の席上で、第６０回に向けてのプロジェクトチームを立ち上げたい旨の提案をさせていただき、了承をいただきました。このプロジェクトチームには、実行委員会に何らかの形でかかわられている方以外に、実際に飾り付けを出されている商店の方にも参加をいただいており、来年の第６０回また、今後の七夕まつりに向けての忌憚のない御意見をいただいております。ここでいただいた御意見をまとめ、各部会での検討などを加えた後、最終的には実行委員会で、第６０回七夕まつりへの取り組みとして見きわめていきたいと考えております。

私も、七夕まつりの中心となる地域で育った人間でございます。子どものころに感じた七夕まつりの再生に向けて、祭りの中心となる地域、商店街の皆様はもちろんのこと、その他の方々からも御意見をちょうだいいたしまして、来場者の皆様に御満足いただき、夏の楽しい思い出となるような七夕まつりを目指していきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザについての現状と今後の動向と対策についてでございま

すが、先ほど、武藤議員に御答弁申し上げましたので、一部を割愛させていただきます。世界保健機構が６月に世界的な大流行宣言してからも、新型インフルエンザの感染拡大の勢いは、いまだに収まっておりません。国立感染症研究所のまとめによりますと、８月１７日から２３日まで１週間で全国の医療機関を受診した患者数の推計が約１５万人となり、本格的な流行が始まったことを示しております。インフルエンザが本格化する冬場には、感染が一気に拡大し、社会機能にも悪影響を与えることが懸念されておるところでございます。

東京都は、７月１１日から発熱外来を廃止し、一般の医療機関でも診療が受けられる体制に移行し、また、発熱相談センターを新型インフルエンザ相談センターに名称変更し、相談窓口としております。秋に向けた今後の取り組みとしては、都内全病院の入院患者の受け入れの協力要請や、一般医療機関における早期診断、早期治療の徹底などの医療体制の充実、新型インフルエンザ相談センターなどの相談体制の充実、都民への感染予防の周知、学校や社会福祉施設等での感染拡大防止などの感染予防策の徹底などに取り組むとのことでございます。

福生市においては、６月１９日に市内で初めて感染者が確認され、８月１２日には市内小学校において、集団感染が確認されたところでございます。市といたしましては、大流行に備えた感染予防の徹底を図るために、消毒液を市役所、小中学校、公共施設などに配備していきます。それとともに、マスク、防護服などの備蓄を図り、今後も引き続き、国、東京都からの決定事項及び東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応し、西多摩保健所とも連携を図ってまいります。また、市職員においても、現在各課より取りまとめ中でありますＢＣＰ、事業継続計画を適用しながら、市民の皆様に対し的確な情報を配信し、安心した市民生活ができるよう、努めてまいります。なお、市民の皆様におかれましては、お一人お一人が、感染防止対策を自ら実施していただくことが大切でございます。手洗い、うがいの励行等、適切な対応を講じていただき、特に、重症化するリスクが高いとされている基礎疾患を有する方、あるいは妊娠中の方、また、乳幼児につきましては、早期受診、早期治療に心がけていただきますようぜひともお願いを申し上げます。

次に、防衛補助事業についての１点目、第五小学校防音機能復旧事業についてでございます。第五小学校の防音機能復旧事業に関しましては、他の案件も含めまして、私自身、これまでも防衛省本省や北関東防衛局を初めとして、関係機関に対しても、ことあるごとに要請を行ってきておりますし、５市１町で構成する横田基地周辺市町基地対策連絡会とも連携し、防衛省本省、北関東防衛局に対して、要請を行っております。

また、去る７月２３日の基地対策特別委員会での要請行動は、北関東防衛局に加え、本年は、防衛省本省に対しても行っていただきました。当日は、私も同行させていただき、その席上で各議員とともに、強く要請を行ったところでございます。それに対する防衛省からの回答は、「これまでも、複数回にわたり、音響状況を確認してきているが、福生市が要望している内容での音響状況は確認されていない。当局としては今

後とも、福生市の要望を踏まえ、音響状況を確認し、適切に対応してまいりたい」というものでございました。ただ、これまでも申し上げておりますが、たとえ測定時に基準をクリアしないとしても、基地がある限り、そして滑走路がある限り飛行機は飛び続け、基地周辺住民やその被害を受け続けるわけでございます。その対策に対しては、将来にわたって万全な対策を望むことは言うまでもありません。さらに、今回の第五小学校の案件は五小だけの問題ではなく、もし騒音測定時の結果だけで不採択となれば、今後、他の小中学校や老朽化が進んでいる地域会館などの空調機の取りかえも認められなくなるということでございます。そのため、今後、最も効果的な方策を模索する中で、粘り強く要請を行ってまいります。

次に、２点目の防衛補助事業に対する今後の見通しについてでございます。まず、地上デジタル放送に関しましては、防衛省は、飛行場周辺のデジタル放送の中継局が整備された段階において、必要に応じて調査を行い、地域住民のデジタル放送の受信障害防止のために必要な措置を講じるという方針であると聞いております。本年１０月ごろ、八王子のデジタル中継アンテナが稼働予定となっておりますので、引き続き情報収集に努め、その上で必要があれば、要請等を行ってまいりたいと考えております。

また、今後の防衛補助事業の見通しでございます。まず、現状から申し上げますが、先ほどの第五小学校のように、防音機能復旧事業に関しまして防衛省は、測定時の測定結果のみで歳費を判断するとしております。また、再編交付金につきましては、平成１９年度から１０年間という期限が決められてしまっております。さらに福生市では、昭和５０年代に防衛補助を受け、多くの地域会館などを建設しておりますので、既にそれらが３０年ほどが経過して老朽化が進んでおります。そのため、改修等が必要になってきておりますが、現在の防衛補助メニューは、事業費が膨らんでも、一定額しか受け取れない定額補助だけでございますので、地域会館などを順次改修するためには、多くの経費が必要となってまいります。このようなことから、このままでは、今後の見通しは非常に厳しいものがございます。今後とも、防音機能復旧事業の採択に向けた要請や、改修工事などへの新たな補助メニューの創設などの要請をことあるごとに行ってまいりたいと考えております。

以上で、田村正秋議員の御質問対する答弁とさせていただきます。

○１９番（田村正秋君）　市長の御丁寧なる答弁いただきまして、本当にありがとうございました。いろんなところでの市長の思い、しっかりと受けとめております。

それでは、七夕まつりの１点目から再質問をさせていただきます。今回の七夕まつりにつきましては、約３８万人ということなんですが、できれば来年度は４０万人近い方が来ていただいて、この福生の七夕を楽しんでいただきたいなというふうに思うわけでございますが、そこで幾つか質問をさせていただきますが、どうしてもあの七夕まつりということで、昔はですね、本当に東口も含めて非常に広い範囲で、飾りつけができて、福生全体でおまつりというふうな形での我々も確認をしているのですが、来年度、第６０回ということでございますので、予算も少し飾りつけのところについ

ては、検討していただいて、福生市内どこ行っても、そういう飾りが多少あったり、あるいは喜んでもらえるような、そういった飾りつけとか、あるいは思いというような、これもコンセプトの問題だと思うのですが、理事者の直接的な部長としては、どのような思いでこれからの七夕まつりを臨むかというふうなところでございます。

先日、図書館に行きまして、資料を議長に許しを得て出させていただきますが、「モダン福生５０」というのがあるのですが、これの１８ページに、昔の第１０回からの七夕まつりのこういう写真があるのです。非常になつかしい写真であったり、あるいは七夕まつりの記録集ということで、１９５１年から２００５年までのこれが七夕の歴史のですね、いろんな事業とか、そういった文章が載っているのがあるのですね。２６年７月６日から始まったということで、当時の町長が加藤市蔵氏ということで、いろいろ見ていくと、第３回目は写真コンクールがあったりとか、そのあと流し踊りがあったりと、非常にいい資料が図書館の方で見ることができたのですね。

それで、いま一階のロビーで、今回の飾りつけ部門で、上位入選した方の作品をいただいておるわけなんですが、もう来年に向けてスタートしていただきたいなと、こういう展示物も市史編さんの関係の方々とか、いろんな方々で見せていただくと非常にいいものができるのですよね。既に情報コーナーで来年に向けてスタートしてもいいんじゃないかと思うのですね。それで、ほかのまちなんか、飛騨高山とかああいうところに行きますと、屋台のミニチュアがあったりとか、いろいろ小さいモデルみたいなものも合わせてパネル展示なんかもしているんですよね。ですから、これから今の市長の思いの中では、来年はすばらしいものにしていきたいというお話でございますので、こういったせっかくいい資料があるもんですから、こういうものも活用して、今から取り組んでいただきたいなと思います。

それで、今市内にいろいろなサークルがあるのですけれども、そういうサークルの方なんかにもお願いして、こういうパネル展示とか、あるいは資料づくりとか、ソフトウェアの部分なんかでは、市民参加で随分できるじゃないかなと思うのです。今後、その実行委員会の中で、いろいろともんでいただきたいというふうに思うんですが、こういう貴重な資料があるというふうなことで、次に進めていただきたいというふうに思います。そんな点で、部長の来年度への思いと、こういう展示物につきましても、どういうふうに考えているのか、お願いいたします。

続きまして、新型インフルエンザの関係なんですが、先ほども、武藤議員がいろいろ聞いて、いろいろと答弁があったわけなんですが、私といたしましては、３点ほど質問をさせていただきます。新型インフルエンザの関係で、一番福生で最初に話題になったのが、基地での関係者での感染ということだったのですが、６月定例会以降、いろいろな情報が交錯しておりまして、ニュースでもいろいろと言われておるのですが、基地でもし感染した場合、今後の市内の医師団との連携については、どのようにやられるのか。

それと、２点目といたしまして、先ほども答弁の中でもお話がありましたが、教育関係、特に学校のこれから秋にかけて、非常に修学旅行の問題、特に春が秋に変わっ

てしまうということもありましたけれども、また、そこでも発生する可能性もあるわけですから、いろいろなイベント、特に２学期というのは、学校行事が非常に目白押しなんですよね。そういったこれからの学校行事については、どのように捉えているのか。

それと、最近では、学級閉鎖のニュースなんかもいろいろとあるのですが、聞くところによると、１割になったら学級閉鎖するとか、いろんな市がニュースでやっているのですが、今後、学校と市長は、どのぐらいの感染者がふえた場合に学級閉鎖をするのか。そういう対応につきましても、どのように捉えているのかお願いいたします。

それから、先ほども発熱外来の関係でお話がありました。市の広報のところでも、７月１５日号の中で、新型インフルエンザの受診ということで、発熱外来は７月１０日をもって廃止されたということがるる述べてあるのですが、もう少しこれにつきましても細かくお話しをいただきたいなというふうに思うのですが、よろしくお願いいたします。

続きまして、五小防音機能復旧事業費についてなんですが、市長ともども防衛省等に行ってまいりまして、非常に測定の時期というか、そういったところが非常に微妙なところだなというふうに思うのですが、最近も必要に低空飛行で飛べる米軍機があったりとか、不定期に来る演習があるわけです。そういったときに、やはりわれわれ市民としては、夜間とか、あるいは騒音がひどいとか、そういう思いもあるわけなんですが、担当部局に状況を説明した上で、要請する必要も非常にあるんじゃないかと思うのですが、地元に住んでいれば、航空機騒音被害あるなというふうに思うのですが、向こうとしてはその測定する期間、その期間の中での判断だというふうなことなんですが、その辺の見解についても、どのように考えているのかお願いをいたします。

それと２点目、防衛補助事業について、今後の見通しなんですが、先日は、衆議院選で民主党を中心とする新しい政権が発足したわけでございますが、今後、再編交付金とか、あるいは９条の関係とか、非常にいろいろなことを言っていますよね、無駄をなくしてというふうなことが言われているのですが、ただ福生市としては、やはり再編交付金にしても非常に必要なものでありますし、あるいは防衛補助についても、学校防音について、非常に必要なものだと思うのですね。そこで、やはり政権が変わったとしても、このスタンスというのは、やはり同じスタンスで、さらにものを言っていただきたいなと思うのです。最近、工事なんかもかなり組まれているというふうに思うのですが、その辺の思いというのは、どのように感じているのか、お願いをいたします。

○副市長（坂本昭君）　防衛補助事業の関係の件につきましては、私の方から今後の見通し、あるいは姿勢につきましてお答えをさせていただきます。

御案内通り、狭い行政面積の３分の１を横田基地に占められているということは、これは、都市計画を初めとするまちづくりの面、あるいは、税財政上、大きな発展阻害要因となっておるのが、御承知のとおりでございます。また、基地の運用によります騒音を初めとするさまざまな障害というものは、市民の皆様の生活にさまざまな影

響を与えておるわけでございまして、こうした障害をなくしたり、緩和をしたりするということは、これは国の責務であり、また責任である、義務であるという考え方を以前から持ち、そして、国に対して、それらの対策を講ずるよう強く要請してきておるのは御案内のとおりでございます。これは、どのような政権にかかろうとも、この基本的な問題というのは、基地が存続する限り変わらないわけでございますので、これより強く主張し、要請をしていかなければならない、こんなふうに考えておりますし、同時にこれは市のみならず、全国の基地を抱えている全国の基地関係協議会等をも通じまして、強く要請運動を続けてまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

○生活環境部長（森田秀司君）　それでは、七夕まつりの件でございます。議員御指摘のとおり、来年は第６０回という記念の七夕でございます。さらには、来年は市制４０周年と重なるわけでございます。七夕まつり６０年ということで、歴史あるこの七夕まつりでございます。福生の一大イベントというふうになっておりますので、飾り付けの規模は問わず、多くの方に少しでも笹飾りというのでしょうか、竹飾りというのでしょうか、飾っていただけるように七夕実行委員会を通じまして、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

なお、先ほど議員からもありましたけれども、ことしの七夕まつりでのコンクールのところの特選と準特選の作品をお借りをいたしまして、この庁舎の１階のところのロビーと、あと１棟の方にも飾らしていただいております。ここは、つくっていただいた方への感謝の気持ちと、それと多くの方に福生の七夕まつりでこういうものがあったよというＰＲにもなると思っていますので、ぜひ多くの方に見に来ていただければと思います。また、来年のつくっていただく方の励みにもなっていただければなという思いもありまして、ことしからこういうことをやらせていただいております。

また、先ほどの資料の関係でございます。市内の方から、第１回から始まる大きな資料をいただきました。各年代で写真と世相ですとか、そのときの七夕の行事の内容ですとか、細かに写られました大変貴重な資料をいただきました。これを早く市民の方に、目に触れるような形で展示をさせていただければなというふうに思っていますので、ぜひ情報コーナーを活用いたしまして、来年に向けてのＰＲを始めていきたいというふうに考えております。

来年は、先ほども言いましたように６０回ということでございます。七夕の新たな出発の年、七夕の再生というような意気込みで取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○参事（川越孝洋君）　それでは、私の方からは市内小中学校の新型インフルエンザ感染の拡大の防止につきましてでございます。

学校におきましても、現在、個人の感染の疑いの報告がふえておりまして、今後、集団での感染を心配をしているところでございます。中学校におきましては８月２７日より、本日９月１日から小学校におきましては、新学期を迎えておるところでございまして、各学校におきましては、１学期に続き、毎日の朝の時間体に担任から健康

調査を実施し、同時に欠席児童生徒の健康状況とあわせ、指導室に午前１０時までにその状況について報告をすることになっております。指導室はその報告を受け、保健所と相談の上、慎重に対応することを指示することにしておりますが、現在のところ新学期が始りまして、保健所等に報告をしなければならない、閉鎖をしなければならないような状況にはございません。

先日でございますが、この新型インフルエンザにつきまして、新学期開始前ということで、8月２６日に校長会を持たせていただきました。この校長会におきましては、現状の対応と感染拡大防止に向け、東京都教育庁対策本部からの指導、あるいは、その細かな部分の伝達事項につきまして、校長に周知をしたところでございます。市内同一歩調の対応となるよう、校長からの意見の集約もいたしまして、あわせて教育委員会事務局からの指導といったようなことで伝達をしております。

特に、児童・生徒の感染の状況につきましては、健康面の配慮を第一といたしまして、修学旅行等、学校行事を含め、授業など、教育課程の影響を最小限にとどめるよう努めてまいる所存でございます。また、各家庭におきましても、感染防止の取り組みについて改めて確認をいただき、新型インフルエンザの集団感染防止に協力の要請を文書にて周知をしたところでございます。

それから、学校において感染者がふえた場合、学級閉鎖あるいは学年閉鎖等の措置をとる場合がございます。この場合につきましては、東京都対策本部が示したところによりますと、学級閉鎖の場合、A型陽性による欠席者が１０％以上というところで判断できるのではないかというふうなことが示されております。これから後、複数にわたるクラスに及んだときには学年閉鎖、また、学年において、このようなことが複数にまたがった場合については、学校閉鎖といったようなところでの基準が示されているところでございます。

私どもといたしましては、常に保健所に感染の状況を報告をいたしておりますが、あわせまして、市としての対応を現在、教育長のもとに関連の部署、並びに関係者を緊急に招集をかけまして、協議をすることとしておるところでございます。さらに児童生徒のインフルエンザの要症状ということで言っておりますが、これは、３８度以上の発熱かつ喉の痛みあるいは、咳や鼻水や鼻づまりといったような症状でございますが、このような症状があるときには速やかに医療機関を受診し、医師からの指示を受けること、インフルエンザ症状がある場合には、無理な登校をしないようにといったようなところで確認をしております。合わせまして、インフルエンザA型陽性の診断結果が出た場合は、出席停止の扱いになることでございます。このことにつきましては、学校保健法に基づき、学校長の方でできるわけでございますが、登校を再開する際には、福生市教育委員会指定の治癒証明書というのがございまして、これには費用負担のかからないものを用意しておりますが、これを提出することとしております。

なお、学校における活動の閉鎖をした場合には、発症している児童生徒は回復及び他に感染することがないよう努めることはもちろんでございますが、症状が出てない児童生徒につきましては、午後３時までは、学校で渡されます自宅における学習課題

に取り組むこと。そして、その後の時間につきましても、閉鎖の趣旨を踏まえまして、無用な外出を避けることといったようなことで、校長会の方でも指導しているところでございます。先ほどちょっと閉鎖期間を申し上げるのを忘れましたが、東京都が示しております閉鎖期間は４日間といったようなことで、示しておるところでございます。

今後の閉鎖による教育課程そのものに影響しそうな状況につきましては、特に、自宅での学習課題を授業の進度に合わせるといったような工夫ですとか、あるいは行事の内容を縮小したりすることが出てくるかと思うところでございます。先ほど申しましたように、児童生徒の健康面を重視し混乱のない準備をしていくことなどが必要かと思いますので、その旨校長には徹底をしているところでございます。このほか感染防止への自己管理の徹底と家族ぐるみの実践ということで、普段からの休養や睡眠、そして石けんを使った丁寧な手洗い、うがい、咳をするときのエチケットなどの励行を再度周知をしたところでございます。私からは以上でございます。

○企画財政部長（田中益雄君）　それでは、私の方からは新型インフルエンザについてのうち、基地で発生した場合の連携の関係と、それから防衛補助事業についてのうち、第五小学校防音機能復旧事業についての再質問に答弁させていただきます。

１点目のインフルエンザが基地で発生した場合の連携の関係でございますけれども、この件につきましては、東京都を通じましてルートとしては外務省が日本側の最初のルートになりますので、外務省に確認をいたしましたところ、外務省からの回答では、米側は日本側がとっている措置と基本的に同様の措置をとり、適切な新型インフルエンザ対策を講じているものと承知していると。

具体的には、米軍の医療機関において簡易検査を行い、陽性の場合には、日本の検査機関に検体を送り検査を実施している。また、政府としては、米軍施設区域における新型インフルエンザ対策についても、引き続き日米間における緊密な連携を維持していく考えであると、こういうことでございます。

続きまして、第五小学校の防音機能復旧事業の関係で、議員御指摘のとおり、夜間等あるいは低空での飛行等が散見されているところでございます。小学校の防音機能復旧事業の基準としましては、授業時間のところで騒音測定をするとこういうのが基準で示されております。しかしながら、御指摘のとおり、夕方あるいは時間外のところで飛んでいるケースがかなりございます。したがいまして、これまでもことあるごとにこのような状況につきましては、防衛省の北関東防衛局の担当等に対しましては、このような状況を常に申し上げながら防音対策事業の推進を図るように要請をしておるところございます。今後につきましても、同様な考えで、防衛省に対しては引き続き要請を行っていきたいと、こう考えております。以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君）　私の方からは、２項目目の新型インフルエンザについて医療機関での受診の詳細ということでお答えをさせていただきます。

医療機関の受診につきましては、先ほど市長答弁にもございましたが、本年７月１１日からこれまでの、発熱外来から一般医療機関での治療が受けられる体制に移行し

たところでございます。

その具体的な受診でございますが、まず、発熱等の症状のある方で一般の方につきましては、医療機関に受診する前に事前に電話で連絡をいたしまして、受診の時間帯、受診の方法等につきまして、医師等の支持を受けてからマスクを着用して医療機関で受診をすることとなっております。

また、小児科の場合につきましては、事前に電話連絡が不要の場合もあるようでございますが、ただ、やはりあらかじめかかりつけ医等に確認をお願いするということとされているようであります。次に、慢性の呼吸器疾患あるいは心疾患など、いわゆる基礎疾患のある方につきましては、御自分のかかりつけ医に事前に、これは必ず電話で連絡をしていただきまして、受診方法を確認してから医療機関等で受診をするということでございます。さらに、妊娠等をしている方につきましては、これもかかりつけ医の産科医師にあらかじめ連絡をいたしまして、医療機関の紹介を受けて、受診をするというような内容になっております。以上でございます。

○１９番（田村正秋君）　それでは、もう一回質問をさせていただきます。質問と要望なんですが、第５９回七夕まつりにつきましては、市長からも御答弁いただきましたけれども、非常にこう盛り上がったというふうなことだと思うのですが、たださらに次年度は盛り上げていただきたいなと。

それで、ぜひこういった貴重な資料、図書館に行って、私も拝見させていただいて、貴重な資料が残っているんだなということは、やはりひとつのこれからの観光資源のひとつになったり、あるいは情報コーナーとして、非常に生きるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、来年は４０万人以上来られる、来場するというふうなことでのいろいろと策を練っていただきたいなというふうに思います。

今回、商栄会に入っていない方が壁面飾りをつくって参加したところ、非常に喜ばれたというふうな話も聞いております。やはりその手づくり、いろいろなところから話しを聞くには、やはり仙台とか厚木とか、ああいったところは非常にプロの力が入っていて、プロの七夕まつりだなというふうなところなんですが、福生は非常に手づくり感がある七夕の飾りだったというふうな意見も聞いております。

そういうことももう少し輪を広げて、ＰＴＡとか、あるいは小学校とか中学校の美術部とか、いろいろな団体があると思うのですね。そういったところにも協力していただきながら、ぜひ６０回は盛り上げていただきたいなというふうに思います。七夕まつりにつきましては、以上で終わります。

それとインフルエンザの関係ですが、先ほども参事の方から御答弁をいただきました。感染者がふえた場合、学級閉鎖ということなんですが、具体的にはこれは何％とか、そういうスタンスではないわけですか。とりあえず４人でも５人でもふえた。あるいは１割ふえたところなのか。その辺のところにつきましても、どのような思いがあるのか。

それと、この答弁の中では、学校には消毒薬を置いてあるというふうなことだそうなんですが、子どもたちに話を聞いてみますと、クラスのところにあるのは、石けん

だというのです。石けんが置いてあるだけで、今の子というのは、割合石けんというのは使わない形、とりあえず今、教室に一つ消毒薬があれば、さらにいい効果があるのかなというふうに思うのですが、その辺、今の対応だと石けんだけの対応だというふうなことでよろしいのかどうなのか。

それと、最近聞くところによりますと、給食時のマスクを子どもたちが持って来なかったり、というふうなことも含めて、そういう備品類がちゃんと配置されていないのではないかなというふうに思うのですが、その辺につきましては、今後、感染予防につきましてどのように参事としては考えているのか。

続きまして、防衛補助の関係ですが、先ほども副市長からも答弁をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。結局いままでは、大きな政党が中心であったのですが、ここで別の政党が中心となって動くということで、いろいろとマニュフェストを見てみますと、どこがどうだかわからない部分、特にむだをなくすという、どこがどうむだなのかよくわかりませんけれども、やはりスタンスが変わっても福生市としては、この基地があるということそのものがもう既に被害でありますので、同じスタンスで、ぜひ協力的にお願いしたいなと思います。

再編交付金の問題につきましても、やはり記憶の中で非常に生きている問題でありますし、あるいは宿橋通り、都市景観の新しい事業がここでスタートとしているわけですから、９条の関係でも、やはりしっかりと必要なものだと思います。今後の展開の中で、いろいろ国の方が変わろうと、ぜひ同じスタンスでしっかりと確認してものを言っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○参事（川越孝洋君）　それでは、学級閉鎖等の基準につきましては、東京都の方でこのたび８月２８日付けで、東京都対策本部の方からその基準が示されたところでございます。これは都立学校に対する基準ということで示されたわけでございますが、区市町村立におきましても、これが参考になるのではないかというふうに考えておりまして、基本的には保健所と相談をし、状況をかんがみながら市として判断するといったようなことになろうかと思います。

その基準でございますが、学級閉鎖の場合、当該学級の児童・生徒の概ね１０％以上がインフルエンザ要疾患で欠席した場合に検討することとしておりまして、その休業期間は４日間を原則とすることになっております。なお、学級閉鎖が複数に及ぶ場合に学年閉鎖、学年閉鎖が複数に及ぶ場合に、学校閉鎖といった形でその基準が示されているところでございます。

それから、クラスには石けんがあるのだけれども、その石けんはなかなか使いにくいのではないかといったようなことでございますが、これにつきましては、学校の対策本部等の考えからいきますと、石けんで十分ということもあるのですが、子どもたちが日ごろの生活習慣の中で、なかなか大分石けんに遠ざかっているといったこともあろうかというふうに思います。私どもといたしましては、できるだけ薬用の液体の石けんですか、ポンプ式のですね、そういうものが用意できる学校は、配当予算の中で準備をするようにといったようなことでは、こちらの方にそういう相談を持ちかけ

ている状況にございます。

それから、消毒液につきましても、何かこのあとの市としての対応の中で、各市内の公的な機関においては、消毒液の確保がなされるといったようなことを聞いておりまして、担当の部署とお話を申し上げたときには、各クラスには消毒液が行きわたるよう努めたいといったようなことで関係の課とは話をしているところでございます。

それから、マスクの問題でございますが、マスクにつきましては、基本的には個人で用意をしていただきたいということで、保護者にもお願いをしております。ただ、うっかり忘れたとか、あるいは症状がちょうど出始めたとかいったようなこともあろうかと思いますので、校内でもそういう対応ができるように準備を指示しているといったようなところでございます。以上でございます。

○１９番（田村正秋君） 新型インフルエンザにつきましては、非常に各部でしっかりと取り組んでいるなというふうに確認をいたしました。ただ先ほどの石けんでなく、あるいは消毒薬対応とか、さまざまにこれから検討していただきたいなと参事、よろしくお願いいたします。

それでは、今回、先ほども武藤議員からも話がありましたけれども、１５万人の感染者、この秋からさらに大流行の兆しがあるというふうなことで、全力を挙げて市長初め、一所懸命取り組んでいるという姿勢につきましても、本当に感動しております。よろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君） 午後３時１５分まで休憩といたします。

午後３時２分　休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後３時１４分　開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番、末次和夫君。

（３番　末次和夫君質問席着席）

○３番（末次和夫君） それでは、通告に基づきまして、２項目の質問をいたします。

２項目ともこれらは昨年１２月に質問しました項目でございまして、今回その後の状況確認を含む質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、１項目目は、ＪＲ牛浜駅の全面改修についてでございます。今年度予算の中で、牛浜駅自由通路整備事業費、これは主に基本設計費だと思いますが、１０００万円計上されました。やっと動き出したなというような思いがございます。まだ全面改修か既存駅舎の耐震補強する改修か正式な発表はありませんが、２案ともそれほど総額では差がないという話で、今までの流れからして全面改修というような前提で質問をしたいと思います。

ことし３月に、武藤議員が牛浜駅について質問しまして、そのときの加藤市長の答弁で、２１年度は基本設計をして、２２年度に詳細な実施設計、そして２２年度、２３年度、２４年の３月まで２カ年で工事を終了し、その後２４年度に公園等の周辺整

備を行い、事業全体を終了するというようなことでございました。そこで、まずはこのタイムスケジュールというのは基本になると思うのですが、現在の進捗状況、そして、今後の直近の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

そして、もうひとつは事業費でございますけれども、当初考えていたより随分かかりそうだということです。昨年１２月の小峯部長の答弁では、既存駅舎改修の耐震補強工事でも、東西口のエスカレーターの工事を除いて、１０億ぐらいかかるというようなことを話しておりました。全面改修となれば、金額的にそうは差はないと言ってもそれをオーバーすることは間違いないわけでして、ＪＲとの負担割合を含め、福生市負担分の財源として、どのような補助制度の活用を考えているかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、ジェネリック医薬品の普及についてでございます。このジェネリック医薬品の普及については、市の財政を圧迫しています国保の保健給付の削減、もう一つは福生市の個人医療費の負担軽減のための施策の一つとして、前回は取り上げたわけですが、厚労省も大きくは社会保障費の抑制の一施策として、ジェネリック医薬品の普及に力を入れております。前回、１２月の質問の時、市長答弁で、「普及しやすい環境づくりについて協議していく」との答弁でございました。

そこで、１点目としましては、その後の進捗状況について、お聞かせ願いたいと思います。

そして、２点目としましては、現在の福生市のジェネリック医薬品の普及率についてでございます。どんな施策を行う場合も当たり前のことですが、現状を正確に把握し、分析しなければ、目標、目的は達成できないと思います。そのためには、当市においても、普及率の確認が必要だと思います。しかし、現在の正確な普及率の把握のためには、レセプトの仕分けをしなければなりません。そこで、費用対効果の問題を含め、現状のレセプトで新薬とジェネリックの仕訳は可能なのか、この辺もお聞きしたいと思います。

そして、３点目としましては、今後普及率のアップのため、どのような取り組みを考えているかもあわせて教えていただきたいと思います。以上で、１回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　末次議員の御質問にお答えいたします。ＪＲ牛浜駅の全面改修についてお答えいたします。

私の「五つの元気」施策の一つであります「お年寄り・障害者が元気」の中の、誰にも優しいバリアフリーの柱となるのがこの牛浜駅の改修であり、多くの方々から早期完成の御要望をいただいております。また、私も本年１月と２月、また先月２７日に東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ出向き、支社長に対し早期着手、工期短縮、工事費精査による縮減を強く要望したところでございます。特に先月２７日には、友好祭の当日２２、２３日２日間の牛浜駅における乗降客の現状を伝えてまいりました。牛浜駅に降りられなかったというふうな現状でございますけれども、そういう部分も

伝えて、なるべく早期着手していただきたい旨をお伝えしてまいりました。

そこで、御質問の１点目、進捗状況についてでございますが、月ごとにＪＲ東日本八王子支社と協議をしておりまして、委託事業のための確認書を取り交わし、基本的な負担区分を決めて工事実施をすることになっております。本年度分は、基本設計の協定書の協議を終了し、締結する状況となっております。また、並行して、用地の調整や駅の改修方法、自由通路の幅員の検討にかかっているところでございます。その中で、自由通路と駅舎の改修では、既存施設は使用せず、新たにつくり直すとの方向で、ＪＲ側から説明を受けております。その内容等詳細は、今後議会で説明をさせていただきます。

御質問の２点目、今後の見通しについてでございます。今年度中に協定書に基づき、ＪＲ東日本八王子支社での基本設計が実施されることから、その予算につきましては、基本設計する中で、概算費用を算出いたします。その費用負担の概要は、市道認定をする部分の自由通路、エスカレーター、エレベーター等の全部と、駅構内部分のエスカレーター、エレベーターの一部が福生市負担として予定されております。また、平成２１年度の基本設計、平成２２年度の実施設計は、ＪＲ側と福生市の両者の負担となります。また、財源につきましては、工事費が高額な負担になると考えられますので、防衛省の補助金や他の補助金などを活用していきたいと考えております。

今後のタイムスケジュールにつきましては、ＪＲ東日本八王子支社の工程ですと、平成２１年度に基本設計の実施、平成２２年度に詳細設計、年度後半に駅舎改修工事に着手し、平成２２、２３年度の２カ年で駅舎自由通路の工事を行います。そして、平成２４年度に既存駅舎の取り壊しと、その後にホーム内のエスカレーター工事及び公園等の周辺整備の工事を行い、平成２４年度に事業全体を終了させる工程の説明を受けております。基本設計の実施により、具体的な改修内容や工事金額等が見えてまいりますので、議会へ節目節目で御報告をさせていただき、早期完成を目指していきたいと考えております。

次に、ジェネリック医薬品の普及についての１点目、進捗状況についてでございます。先発医薬品とほぼ同じ成分を持つ、ジェネリック医薬品について、最近ではテレビＣＭなどで認知も進み、使いたいと考える患者もふえてきているようでございます。福生市でも一層の普及を図るため、７５歳以上の後期高齢者医療被保険者には、ジェネリック医薬品希望カードを既に送付しておりまして、国民健康保険被保険者には平成２１年１０月から使用する国民健康保険証の交付にあわせ送付いたします。

次に、福生市の普及率及び今後の計画についてでございますが、市では、診療報酬明細書による診療報酬の請求の正確さを期すためにレセプト確認を委託しております。この中では、ジェネリック医薬品の判別をすることは非常に難しく、現状では普及率を把握することはできません。しかし、今後の計画では、国民健康保険団体連合会によるジェネリック医薬品の普及促進に係る保険者支援ということで、調剤レセプト情報からジェネリック医薬品の普及促進に必要な部分を抽出したデータを作成し、希望する保険者に提供できることになるという計画もございます。市といたしましても、

このような情報提供を活用し、ジェネリック医薬品の普及促進について一層の周知を図り、医療費等の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上で、末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○３番（末次和夫君）　御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をしたいと思います。牛浜駅の全面改修についてですが、今市長の答弁の中で、本年度分は基本設計の協定書の協議を終了し、締結する状況というようなことでしたが、協定書の内容についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、補助制度の活用につきましては、防衛省の補助金や他の補助金の活用というような答弁でしたが、このほかの補助金につきましても、どのような補助金を考えていられるか、あわせてお聞きしたいと思います。

そして、３点目としましては、先ほども一回目の質問でお聞きしましたタイムスケジュールについてお尋ねしたいと思います。この事業も市長部局初め、関係各位の御努力でやっと軌道に乗り始めたわけですが、今後の一番大きな課題は、やはり完成時期だと私は思っております。要はエレベーター、エスカレーターによるバリアフリー化の時期がある意味ではほぼ完成時期と私はとらえております。それが、２３年度中、２４年３月が大きなひとつのめどになると思っておりますが、私もあくまでも印象なんですけれども、まだ、基本設計にも取りかかってないような状況だと思いますが、これがちょっと押せ押せでこういうふうに来ているような気もしまして、こういう工事というのは、とかくこういうふうに遅れがちになるもんで、ちょっと前のめりになるくらいで、ちょうど期日に間に合うというような感じになると思いますので、その辺のところがありますので、もう一度確認の意味でちょっとお知らせいただきたいと思います。

それと、ジェネリックでございます。先ほどの市長答弁で、後期高齢者医療被保険者の方にはもうジェネリックの希望カードを送付したと。そして、１０月から来月には国保の健康被保険者の方にも御送付するということで、着実に一歩一歩前進しているなと思っております。また、その他の健保組合にも積極的に取り組んでいると思いますが、福生市全体の医療費の抑制の観点から考えた場合は、組合なんかとダブるかもしれませんけれども、行政からの全戸配布はより効果があるのではないかと私は思いますが、全戸配付についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

そして、２点目としましては、今後の計画について市長答弁の中で、医薬品の普及促進にかかわる保険者支援について触れておられました。このへんのところも、より具体的な説明をお願いしたいと思います。

以上、再質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君）　私の方からは、ＪＲ牛浜駅の全面改修について御答弁申し上げます。牛浜駅につきましては、月ごとにＪＲ八王子支社に行きまして、早期実現を図るべく努力をしております。

初めに協定書でございますが、ＪＲ東日本株式会社へ事業を委託する場合には、委託の内容ごとに協定を締結することになっておりまして、今年度は基本設計の協定、

以後の年度では実施設計の協定、それで、また工事の協定が今後予定されるわけでございます。本年度は基本設計で、協定の内容でございますが、この設計が公共事業関連ということから、第１条では、公共性と透明性の確保ということをしるしてございます。それで、第２条以下では、設計等の範囲、設計等の施行、設計等の工程、設計に要する費用負担が主な項目でございまして、その他１２条までの構成となっております。今後、この工程につきましては、来年の２月までというところで工程の協議をしてございます。

次に、補助金ということでございますが、この牛浜の改修の補助金でありますが、自由通路は、市長のＪＲ東日本八王子支社への要請行動がございまして、その鉄道の用地上に道路法の認定が可能となりましたので、その成果の中では、福生市道として防衛の補助がその活用ができるという点になってございます。そこで、他の補助金ということの御質問でございますが、ＪＲ東日本株式会社の牛浜駅改札の中のエレベーター、エスカレーターのバリアフリー施設の工事に対する補助制度が、このほかの補助金となります。このＪＲ東日本八王子支社からは、牛浜駅の改修でホーム内のバリアフリーは、平成２４年になるということでございまして、この制度は２２年完了ということでございますので、要件に該当していないということとしておりますが、市としましても、この制度が活用できれば財政の軽減が図れるということで、まずはその国に対する補助事業者は、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社でございますので、市も一緒になって補助制度のその年度の延期とその継続を強く要望していきたいと考えております。

また、今後の見通しということの御質問でございますが、ＪＲからの回答ではこのまま進んでいっても工事には影響ないという回答をいただいておりますが、平成２２年度の実施設計には影響ないということをいただいております。しかし、さらに我々がここで管理をする立場でございますので、工期におくれのないように要請をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○市民部長（野島保代君）　それでは、ジェネリック医薬品の普及についての１点目、ジェネリック希望カードの全戸配布ということでございますけれども、既に厚生労働省では、健康保険組合等に対しましてジェネリック医薬品を希望することが明記されたカードの配布等に積極的に取り組むこというような趣旨の通知をしておりまして、各保険者も取り組んでいるところでございます。

市におきましても、先ほど市長答弁にもございましたとおり、後期高齢者医療制度の加入者、あるいは国保加入の方にジェネリック希望カードの配布を行い、または配布する予定となってございます。つまり、それぞれの保険者がそれぞれの加入組合に対して、ジェネリック希望カードの活用ということについて対応しているということでございます。したがいまして、一定程度の福生市民につきましても周知は図られていると、そのように考えておりますけれども、なお一層の周知を図るため、市の広報等によりジェネリック医薬品の普及促進、また、希望カード活用促進をＰＲするとと

もに、保険年金課等の窓口で、その希望カードの配布に今後とも取り組んでまいりたいとそのように考えております。

次に、２点目のジェネリック医薬品の普及促進に係る保険者支援ということで、具体的にということでございますけれども、ジェネリック医薬品の普及には、やはり、医療を受ける方々の意識も重要ということでございます。そのため厚生労働省は、各保険者が被保険者、加入されている方々にジェネリック医薬品のメリット等を簡潔に説明できる方策、これについて、社団法人国民健康保険中央会へ調剤レセプト情報のシステム、この上で対応ができるかどうか検討依頼等をいたしまして、検討を進めているところでございます。

この検討の内容でございますが、現在取り組んでおります希望カードの積極的配布、これとともに、国民健康保険団体連合会において、調剤レセプト情報、これから被保険者個々のジェネリック医薬品に切りかえた場合の薬剤費の差額、これを算出しまして、医療費通知、年２回行っておりますけれども、この機会にお知らせいたそうとこういうものでございます。特に、長期服用者でジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担額の軽減額の大きい方、こういう方を対象とすると、そういうことだそうでございます。ただ、現時点では支援策の詳細、あるいは保険者の事務負担経費負担など不明確なところもございますけれども、国保加入者の方の医療費の自己負担額の軽減、あるいは国保財政健全化のためにも、この支援策の活用につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○３番（末次和夫君）　御答弁ありがとうございます。それでは、３回目ですので要望させていただきます。

牛浜駅に関しましては、私が一番聞きたかったことといいますか心配だったことは、先ほど来ちょっとしつこく申し上げておりますが、やはり完成時期のことでございます。完成時期がずるずるずれこまないようにという意味で今回質問させていただきました。２５年は東京国体がございますので、「東京国体までに間に合えばいいや」と、もしそんな気持ちでやられては困っちゃうなと思ったものですから、そのへんのところも含めてちょっと質問をさせていただきました。１年半ほど前にある人から、うまくいくと２２年度中に完成するかもしれないというような話も聞いたこともあるのです。しかし、結果的には２３年度中に、概ね既存の駅舎なんかは残した状態でホームに降りるエレベーターは残るということを聞いていますので、エレベーターではホームに降りられる状態までは、何とか２３年度中までに、そうすれば、多くのこのバリアフリー化を望んでいる人たちにとっても、納得できる期日ではないかなと、そんなふうに思っております。

いずれにしましても相手のいることですから、こちらの思いどおりにはなかなかいきません。何と言いましても、大きな交渉相手でございます。とにかく着実に、しかも慎重にことを進めていただきたいと、そんなふうに思っております。また、担当者の方々にはその駅周辺の、今言ったその早期完成を熱望している人たちの思いをぜひ十分理解していただいて、完成時期が、いま言いましたようにおくれないように、私

も自分の個人的な議会だよりでも、加藤市長の答弁をそのまま載せて、２３年度中にはほぼ完成しますと言っておりますし、加藤市長も多分人に聞かれた場合は、そのように答えていると思いますので、この２３年度中というのは、既定日時になっておりまして、非常に重いタイムリミットでございますので、くれぐれもそのへんのところひとつよろしくお願いしたいと思います。しつこくてまことに申し訳ございません。

そして、ジェネリック医薬品についてでございます。この普及率を把握することは現状では無理だということでございます。しかし、近い将来に仕分けしやすいこれフォームというのですか、様式というのか、そんなものができる可能性もあるというようなことを聞いております。費用対効果の問題、また、担当の保険年金課の方は非常に忙しいここは部署、きついところだと聞いておりますので、また、余計な仕事を申し込むようでちょっと恐縮なんですが、もしそういうような簡単に仕分けしやすいような様式ができましたら、ぜひ一回この普及率というものを確認していただきたいと思います。

そして、ジェネリック医薬品の希望カードの全戸配布につきましては、了解いたしました。

そして、ジェネリック医薬品の普及促進にかかわる保険者支援につきましては、もしこれが実行されれば、しかも、できるだけ多くの人を対象に実行されれば普及率のアップに大いに役立つと思います。ぜひそういう意味でも、国保連合会に早期実現できるよう働きかけていただきたいなと、そんなふうに思います。

そして、なんといっても重要なことは、受け皿としての西多摩医師会の理解、協力だと思います。しかし、なかなか壁が厚いというようなこともお聞きしておりますので、突破口を開く意味でも、まずは福生市が管理者であります公立福生病院ができるだけ多くのジェネリック医薬品を指定の薬局で取り扱うように働きかけることが大事じゃないかなと思います。ぜひ管理者として加藤市長の方からの御支持をお願いしたいと思います。少々時間が余りましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　次に、１４番、増田俊一君。

（１４番　増田俊一君質問席着席）

○１４番（増田俊一君）　それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づき市内の集会場と公民館について一般質問をさせていただきます。関連がございますので、一括方式でお願いをさせていただきたいと思います。

まず初めに、１点目の町会・自治会館の情報提供についてお伺いいたします。この３月定例会におきまして、町会・自治会館などの集会施設について、お伺いをいたしておりますので、その続きということで、会館の利用率向上のための町会・自治会活動の情報提供に対する支援として御理解をいただき、質問をさせていただきます。

現在進められております分権改革は、長らく続いてきた集権的な行政による公共性の独占と、それへの住民の依存という状況を転換して、協働型社会を住民とともにつ

くっていくことを目指したものということができます。

福生市でも集権的な行政に終わりを告げるべく、平成１６年に新たに協働推進課を設置し、市民活動団体との支援や協働に関することの具体化など、市民参画の一層の推進を目指し、いろいろな形で市民の皆さんとの協働という取り組みに力を入れてこられておりますが、この２月にまとめられました市民活動団体の意識実態調査報告書から、町会自治会との協働という点ではどうなのかを見てみましたところ、「市との連携を密にして活動している」が８８．９％と、他の団体と比べて最も高く、市とのかかわりの強さといいますか、深さを読みとることができます。

一方で、今社会は、情報化の時代と言われるほど情報の共有情報の交換などのツールとして、道具としてのインターネットの活用は必要不可欠なものとなっており、そのことは、市のホームページが大きな役割を果たしていることからも明らかで、だれもが認識しているところと思いますが、そのホームページの開設についての問いかけには、町会・自治会では、８８．９％が「開設していない」と答え、無回答を含めますとゼロという結果で、全体では１２．１％が「ホームページを開設している」と答えており、町会・自治会は、この情報の発信という点では遅れをとっていることが見てとれるのではないかと思われます。

町会・自治会では、団体の開放や広報紙などを手配りすることによって、情報を発信するのが現状ではないかと思われます。ただ、３４のうちの１町会ですが、南町会が同僚議員でございます乙津議員の文責で、独自にホームページを既に開設しており、市のホームページの町会・自治会活動関連ホームページへのリンク集をクリックすることで見ることができるようになっております。

いずれにいたしましても、町会・自治会と市との協働という観点からしますと、地域コミュニティーへの活性化への支援策として、市のホームページなどへの掲載は有効な手段であり、この事例はよい手本になるのではないかと考えております。３月定例会でもこのことに触れ、市のホームページや広報などでその概要や利用方法など、積極的にＰＲを考えてはどうかと提案させていただきましたが、この夏から早速、広報ふっさに各町会・自治会の活動記事が連載で載せられており、いいと思ったことはすぐやるということではないですが、その対応の早さには高く評価をしたいと思っております。そこで、この辺のところも含めまして、町会・自治会の情報提供についてのお考えや、取り組み状況などについてお聞かせいただければと思います。

次に、２点目の地域会館などの現状と課題についてお伺いいたします。条例を見ますと、地域会館は地域社会の福祉の増進と文化の向上を図るための施設として、社会教育施設と児童厚生施設、そして集会施設の複合施設となっております。先ほども触れましたが、２０００年からの地方分権改革により、国と地方の仕事のうち、機関委任事務、つまり法律または政令によって国から地方に委任されていた事務のことでございますが、その多くが自治事務として自治体の考え方でできるようになったことから、自治体行政は大きく変化してきております。もちろん、この自治法の改正などの影響もありますが、地域会館などの公の施設への指定管理者制度の導入を打ち出すな

ど、自主的な独自の行政運営を行う自治体がふえてきておりますが、社会教育行政は、基本的には普遍なものと考えております。

そこで、教育委員会が所管しております地域会館の現状をどのように認識されているのか、問題点や課題としては、どのようなことがあげられるのか、また、市民会館に指定管理者制度が導入されたことから、さくら会館にも何らかの影響が出たものと思いますが、その辺のところもあわせて、お聞かせいただければと思います。

次に、３点目の公民館の役割とあり方についてお伺いします。このところの動きとして、地域の生涯学習や社会教育の拠点である公民館そのものの存在や、管理運営のあり方を見直す自治体が出てきております。この現象は、公民館の評価という側面もありますが、限られた財源の中でより効果的に社会教育行政を推進していくため、社会教育機関の再編整備と職員体制などを検討しなければならないという財政面からの、そしてまた、公民館を地域のまちづくりセンターへと移行させ、そこに民間による管理運営を行ってもらおうという指定管理者制度を導入し、市民と行政との協働をより推進していこうという考え方からではないかと思われます。確かに、公民館には施設と職員が必要であり、また、歩いていける小学校区に一つ設置されていることが望ましく、そのためには、それなりのお金がかかることも事実ですが、市民の皆さんと行政との協働によるまちづくりを推進していくには、意欲と能力、つまり知識や経験、実績のある方々との協働でなければ成り立たないのではないかと思っております。

まちづくりは、人づくりと言われておりますが、福生の公民館はその人をつくる、つまり福生人をつくり出す学習機関ではないかと思っております。そこで、市民の皆さんから見た公民館の存在価値と言いますか、福生の公民館はどのようなことから設置され、どのような道のりを歩んできたのか、福生の公民館の機能と役割、そしてこれから先進もうとする方向などについて、お聞かせいただければと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。どうぞ御答弁よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　増田議員の御質問にお答えいたします。市内の集会場と公民館についての１点目、町会・自治会館の利用率向上のための町会・自治会活動の情報提供についてでございますが、市内３４の町会自治会には、行政だけでは十分な対応がしきれない、地域に密着した活動を多く行っていただいております。特に、安全安心のまちづくりの点から見ますと、防犯パトロールを初め、交通安全活動、防災活動、環境美化活動などで重要な役割を果たしており、敬意を表するところでございます。これらの活動状況を市民の皆様に知っていただくことは、地域住民の皆様を初め、老人会、ＰＴＡなどの地域団体との連携へとつながり、地域の活性化がより一層促進されることと思っております。

このようなことから、町会・自治会活動の情報提供につきましては、年２回ほど広報に掲載しておりますが、ことしの７月１日号から、町会・自治会活動をＰＲし、加入促進を図るため、地域の活動を紹介しますと題しまして連載を始めました。今後は、

毎月１日号に、町会・自治会の地域に密着した活動、子供会やＰＴＡ、老人会などの団体と連携している活動を中心に、町会長協議会の活動状況も掲載していきます。また、ホームページでは、３４町会・自治会の年間行事と、特徴的な活動の紹介、庁舎内では情報スペースにて、活動紹介パネルを展示しております。さらに、総合窓口課にて転入された方に、加入案内パンフレットや住所で町会・自治会がわかる早見表を配布し、さまざまな手段を講じまして、町会・自治会の情報提供を行っております。

一方、３４の町会・自治会で組織しております福生市町会長協議会では、広報紙である「ちいき」を年２回発行し、市内全世帯に配布するほか、「あいさつ運動」、「思いやり傘」などを実施しております。さら、今年度協議会のホームページの作成を予定していると伺っております。今後とも、積極的に町会・自治会の地域活動の情報提供を図るとともに、地域活性化のために支援してまいりたいと思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、増田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　増田議員の御質問にお答えを申し上げます。

市内の集会場と公民館についての２点目、地域会館などの現状と課題につきましてでございますが、平成１１年に地方分権一括法の成立後、さまざまな法改正が進んでおりますことは御指摘のとおりであります。そして、その後社会教育行政に関する面におきましても、家庭教育の向上のための体制整備及び社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の促進や、市町村教育委員会の事務に関しますこと、公民館の運営に関する評価などにつきまして、社会教育法の一部の改正がされてまいっております。また、平成１８年の教育基本法の改正によりまして、生涯学習の理念と学校、家庭、地域の連携強化に関する規定が盛り込まれ、平成２０年には文部科学省が策定をいたしました教育振興基本計画におきまして、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させることが明記されました。

福生市におきましても、学社連携・融合の施策を掲げ、学校、家庭、地域が協力体制をより深め、地域全体で子どもたちの健全育成と教育力の向上に取り組む、その事業を進めていくことといたしております。

御質問の地域会館の現状ということでございますが、これらの取り組みの一つの拠点として地域会館があるわけでございます。地域会館は、市内に９施設が設置をされており、これらの施設のうち、公民館の分館が併設されておりますものが２カ所、図書館が併設されておりますものが２カ所、児童館が併設されているものが１カ所ありまして、地域の集会施設の機能のほか、社会教育施設、児童厚生施設の機能をあわせ持つ施設となっております。また、各小学校区に１施設が設置をされており、地域的な配置も充足をしているかと考えております。利用者数はこの数年大きな変動はございませんが、社会教育関係団体のほか、町会・自治会、福祉関係団体、企業による会議等の利用など、利用者層も幅広く、地域住民の多様な活動の場の提供を果たしております。

次に、問題点ということでございますが、旧施設のうち７施設が昭和５２年から５６年の間に建設をされており、建物の老朽化が目立ってきておりまして、長期的な改修の計画を立てているところでございます。また、利用者から集会室の机いすが老朽化して使いづらいという御意見をいただいておりますが、この点につきましては、今年度地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしました買い替えの補正予算を今定例会に上程をさせていただいているところでございます。よろしく御審議をいただければと存じます。

そこで課題といたしましては、今後も施設の周知や空き情報の検索、使用料の減免の規定の周知など、御利用いただく上での利便性をさらに図る対応を進めてまいりたいと考えております。なお、さくら会館は昭和４５年に福祉会館として設置をされたものでございます。その後、南田園地区に新たに現在の福祉センターが設置をされたことによりまして、平成１０年度に耐震補強工事とリニューアル工事を行い、名称もさくら会館と命名いたしまして、地域会館として利用することになっているところでございます。

御質問の市民会館に指定管理者制度を導入したことによる影響でございますが、従来、市民会館に置いておりました公民館事務室を、スペース等の関係もございましてさくら会館に移しておりますが、その結果、さくら会館は、市民会館・公民館と同じ敷地内に今設置をされておりますこともあり、地域会館の持つ機能のうち、社会教育施設としての利用が多くなっており、また、駅に近く駐車場もありますことから、年間２３８０件の利用のうち、２８％ほどが企業研修の場としても有料利用となっているところでございます。また、さくら会館内には、学童保育クラブとシルバー人材センターの事務所が設置がされておりますが、今年度の公民館本館まつりでは、学童保育の子どもたちが主体となって、模擬店やゲームコーナーを出店するなど、公民館と学童保育側との協働の取り組みも始まっております。昨年は、本館祭りの来館者が１０００人ほどでございましたが、今年は２２００人と大幅な増加となっております。また、シルバー人材センターのパソコン教室の指導者の方々からも、公民館と一緒に事業展開ができないかといったこのような御相談も受けておりまして、実施に向けて検討いたしているところでございます。

次に、公民館の役割とあり方についての御質問でございますが、まず、公民館の設置の経緯といたしまして、福生市公民館は昭和５２年６月に開館をいたしました。設置への道のりといたしましては、昭和４８年５月に、青年サークルや婦人団体の方々が、「福生公民館をつくる市民の会」という会を結成をされ、公民館建設に向けた学習や周知活動を行いまして、その後、昭和４９年６月に市議会へ公民館建設の請願を１１８０名の署名を添えて行われ、同年９月議会におきまして採択をされたという経緯がございます。また、昭和５４年には公民館松林分館、昭和５５年には公民館白梅分館を相次いで開館をし、今日までさまざまな主催事業に取り組み、また、市民の皆様のサークル活動に対し学習支援を行ってまいっております。

次に、公民館の機能と役割でございますが、公民館が初めて設置をされた時代と今

日では、時代背景が大きく変わっているところもございますが、公民館の基本的な役割であります市民同士が地域の課題について相互に学び合い、継続的な学習によって市民みずからが課題を解決をし、福生の文化を創造し発展させるというための学習の機会と場の提供という役割につきましては、今日でも変わりはないと考えております。そのために、公民館職員がさまざまな主催事業を開催し、求めに応じて市民の学習を支援しているところでございます。公民館地域の課題に向き合い、仲間とともに学習を通して解決していこうとする人づくりの拠点としての機能も持っているところでございます。なお、平成２０年度におけます公民館主催事業は、１０６事業を実施をいたしまして延べ回数は６９３回、延べ参加者数は１万４１２３人でございました。

最近の事業の特徴といたしましては、地球温暖化に伴うさまざまな対応が求められておりますことや、ことしから始まりました裁判員制度についての学習といった今日的な課題への学習支援に迫られているところでございます。また、平成１５年６月に改正をされました公民館の設置運営基準及び、平成２０年６月に改正をされました社会教育法によりまして、公民館の運営状況について評価を行うとともに、情報を積極的に提供するよう努めなければならないとされております。教育委員会といたしましては、平成２０年度から教育委員会自身の事務事業について、その点検評価を行い、公表いたしておりますが、公民館の事業及び運営に関する評価につきましては、全国的に研究段階にございまして、定まった評価方法などはまだでき上がっておりません。このようなことから、福生市公民館といたしましては、独自の評価システムを開発し、施行として開始をいたしたところでございます。

最後に、公民館が進もうとする今後の方向ということでございますが、平成１８年１２月に改正されました教育基本法第３条には、新たに生涯学習の理念が規定をされております。「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、このように明記をされているわけでございます。また、毎年市教育委員会が策定をいたしております「福生市教育推進プラン」社会教育編の中には、学習環境の整備、多様な学習の充実、資料・情報提供など多様な学習課題にこたえる社会教育の振興を掲げております。

市教育委員会といたしましては、市民の皆様が自己の充実や啓発、生活の向上のために、市民それぞれに適した手段・方法により、自発的に生涯を通じて学習を継続する生涯学習の推進は、大変重要なことだというふうに考えております。このようなことから、生涯学習の拠点としての公民館にあっては、生涯学習社会に応え得る条件・整備を図り、地域の今日的な課題に対応する市民の学習に対し、支援をしてまいりたいとこのように存じます。

以上、増田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大野聰君）　午後４時２０分まで休憩といたします。

午後４時４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後４時２０分　開議

○議長（大野聰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○１４番（増田俊一君）　貴重な御答弁、ながらく御丁寧にありがとうございました。それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１点目でございますけれども、御答弁の中で７月１日号の広報ふっさ、このことだと思いますけれども、私もこれずっと読ましてもらいましたけれども、さっそく御丁寧に町会・自治会に加入しましょうというふうなことで、町会・自治会に加入するというような、また、町会・自治会の活動でということで、防犯防災活動、地域の見守り活動、地域の美化活動等、いろいろ載せられております。それと、町会長協議会の方の話の「御利用ください、思いやり傘」というなところも載せてございまして、早速の御手配に本当にありがたく思っております。と同時に、今度は８月１日号ですか、今度は「各地域の活動を紹介します」ということで、福生熊川住宅自治会と富士見台町会が、活動内容を載せてもらっております。このように、これは零細でやっていくということでございますので、大変こういったことで活動が活発にといいますか、地域の活性化につながるものと評価しているところでございますけれども、ただ市のホームページの方でとらえられておりますこの町会の案内というのですか、それはちょっと大変恐縮ですが、これＡ１で出したのですけれども、大変シンプルな、案内をホームページで見るとカラーでないものですから、これまた写真を見るとかなり古いのではないかなと思っておりまして、これが、行く行くは何とかホームページで見られるようになればいいなと思っておりますので、この辺のところにつきましては、要望をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、ほんとに広報ふっさという形で、いろいろと御提案いただきましてありがとうございました。また、地域コミュニティーの拠点としての役割を担っていただくという意味で、町会・自治会の会館を広く地域の皆さんに有効活用していただく手立てとして、何かいい方法が考えられないのか。例えば、今お話になった町会長協議会のホームページなどでの掲載というのも検討してもらえたらどうかと思いますので、その辺のところにつきまして、再度御質問といいますか、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから、２点目の地域会館についてでございますけれども、これは先ほどるる御丁寧にお話がありました。そこから、御答弁から察しますと、市としても学社連携・融合を掲げ、同じように供給力の向上に取り組んでいくとして、社会教育行政を進める上での拠点としての地域会館、老朽化が目立つ地域会館が出てきたということで、建て替え計画もあるようでございますが、これまでどおり地域会館を学者連携・融合の事業の実効性を高めるための拠点として、変わりはないと理解をさせていただいて、そこで改めて御質問させていただきます。

私の調べた限りでございますけれども、昭和５０年ごろの社会教育基本構想がもととなりまして、地域会館が設置されてきたものと考えられますが、その地域会館の位

置づけと、それから、自治法の改正により、ようやく施設の管理運営について、行政組織が直接それを行うか、それとも指定管理者制度の方に切りかえるかの選択を迫られた経緯がございますが、もちろんどう判断するかは、こちらの方の判断にゆだねておられますが、そのことを受けて、児童館と併設の田園会館の指定管理者としたことは聞いておりますが、他の地域会館についてはどう判断されたのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、かえで会館と扶桑会館は、シルバー人材センターに管理を委託しているようですが、どのようなことからなのか、また、地域会館全体の現在の利用者数には余り変動がないということですが、現状の管理運営はどのような体制なのか、あわせてお聞かせをいただければと思います。

それから、３番目の公民館でございますけれども、公民館の役割とかあり方についてはわかりました。機能というところで、公民館は地域の課題に向き合い、仲間とともに学習を通して解決していこうとする人づくりの拠点としての機能を持っているということで、ここが私一番大事な点ではないかと思います。それと、事業も１０６事業ですか、ふえているかふえていないかというのは、資料を見なければなかなかわからないところでございますけれども、どういったらいいのかなと思いましたけれども、前に、これは平成７年８月ですか、福生市生涯学習審議会の答申が行われておりまして、この答申資料から比較すると、確かに今も利用者数とか、そういった層は幅広くなってきているのではないかと。これは、具体的に細かく今ここで御説明するわけにいきませんので、これから推察すると御理解いただきたいと思いますが、かなり活発に活動されているのではないかと。

それから、ちなみにちょっとこの生涯学習審議会ですけれども、この中に、同僚議員の杉山行男議員が文化関係の委員として加わっておりまして、髙橋章夫議員も代表で入っております。２人答申の中で活躍されているということでございますが、それはちょっと余談でございますけれども、そんなことで、今度はそのあとのですね、評価ということございますが、これまでの公民館もある意味では、自治的なもので、自由なものと言われてきましたが、ここで税が使われている以上、財政面からもまた、市民と行政との協働をより推進していこうという考え方からも、評価というか、情報の公開と共有は大事な一面であると思っておりますので、ぜひ実施できるように努力していただきたいと要望させていただきます。

ただ、その評価に欠かせないデータとして、公民館を市民の皆さんがどの程度理解しているのか、全般的には社会教育行政をどのように認識されているかということでございますが、市民の皆さんの声をいろいろな角度から情報を収集するという点からすれば、意識調査といいますか、アンケート調査は大変有効な手段だと思っておりますので、そういった意識アンケート調査は、行ってきたのかどうか、お聞かせをいただければと思います。

以上、２回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境部長（森田秀司君）　それでは、再質問に対しまして答弁申し上げます。

町会・自治会館の利用方法についての情報提供でございますが、町会・自治会館は地域住民の集会や交流、連帯を図る上での拠点の施設でございます。

今年度、町会長協議会では、各町会・自治会の活動状況を広く市民の方にＰＲし、町会・自治会活動への理解を深め、加入促進を図るため、ホームページの作成を予定しているところでございます。ホームページには、各町会・自治会の紹介ページを設けまして、町会・自治会の特徴ですとか、向こう３カ月、４カ月の行事予定、活動への参加の呼びかけ、活動報告など、掲載していく予定でございます。

なお、会館につきましては、各町会・自治会が独自に管理・運営を行っているところでございますので、この紹介ページに会館の紹介や利用方法の掲載につきましては、町会長協議会にあらためて提案をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君）　それでは、私の方から地域会館の関係で、地域会館の位置づけと指定管理の関係について答弁させていただきます。

１点目の地域会館の位置づけでございますけれども、議員御指摘のように昭和５２年に策定いたしました第１期の基本計画では、社会教育施設は、市の中心的な施設とコミュニティー施設としての地域会館の連携により、地域の実態に即した市民の自主的な教育活動をしていくことが望ましいとされ、その後、施設整備を進めることとされた経緯がございます。

そのようなことから地域会館は、地域社会の福祉の増進と文化の向上を図るための施設として、一つは社会教育施設、２つ目は児童厚生施設として、集会施設の機能をあわせ持った複合施設として自治法上の定義とされております公の施設として、順次建設が進められてきました。また、地域会館の管理は、使用する施設の所管が主に教育委員会であったため、市長の事務の補助執行により、教育委員会で管理をお願いしているところでございます。

次に、指定管理関係でございますが、平成１８年４月施行の自治法の改正により、公の施設が指定管理者に管理運営を委任できるようになり、制度導入の前年に市の公の施設すべてについて、今後の方向性について検討を行いました。その際、内部で策定いたしました導入方針では、制度導入の目的であるサービスの向上、経費の縮減の視点と同時に、地域会館のような複合施設は、各館を構成する施設機能を一体的に指定管理に移行することを原則として、導入の可否を検討いたしました。その結果、一体的に導入できる田園会館を除き、他の地域会館においては、当面直営で管理・運営することと、その時点では決定いたした経緯がございます。私からは以上でございます。

○教育次長（宮田満君）　地域会館と公民館につきまして２点御質問いただきました。

まず、地域会館の管理・運営体制はでございますけれども、扶桑会館、かえで会館は、地域の集会施設としての貸し館が主たる機能でございまして、正規職員は配置せず、管理業務をシルバー人材センターに委託して、現在、管理人１人を置いて施設の利用受付、施設設備の維持、管理等の業務を行っております。さくら会館、松林会館、

白梅会館につきましては、公民館及び公民館分館が併設されておりますので、正規職員が配置されております。職員の退庁後の夜間につきましては、管理業務をシルバー人材センターに委託しております。わかたけ会館、わかぎり会館も、図書館が併設されておりまして、正規職員が配置されております。管理・運営は夜間のみ、シルバー人材センターに委託しているところでございます。なお、いずれの施設も午前９時から午後１０時まで開館しております。

次に、公民館の意識アンケート調査につきましてでございますが、昭和６１年度に公民館利用者の意識調査が行われております。その後、平成５年度に公民館の利用状況などについて調査がなされました。これら２度の調査によりまして、その結果、どう事業の企画実施等に反映し、活発な事業を推進しているところでございます。以上でございます。

○１４番（増田俊一君）　御答弁いろいろとありがとうございました。それでは、３回目となりますので、要望といいますか、意見といいますか、提案をさせていただきたいと思います。

まず、１点目の町会・自治会のことでございますけれども、町会長協議会でホームページをこれからつくっていくということでございますので、ぜひそういったところで、ＰＲをしていただければありがたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、地域会館の方でございますが、位置付けはわかりました。ありがとうございました。それと、現状についても大体のことは理解いたしました。当面はこの体制でということで、これ以上指定管理者への導入は今のところは、なさそうでございますので、わかりました。ありがとうございました。

それと、最後の公民館のところでございますけれども、大変これは、一口に言うのは難しいところでございます。確かになんて言いますか、施設として、市民の皆さんがあらゆる機会にあらゆる場所で、学び続け、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習の推進のためのいろいろな事業を展開するということでございますので、その趣旨は、ぜひ尊重していただいて、今後も続けていただければと思いますけれども、そのためにも、先ほど申し上げましたアンケート調査、これは定期的に資料をデータ化することによって、一般市民の傾向が認識といいますか、そういうのはつかみやすくとれると思いますので、その辺のところは、ぜひこれからは定期的に期間をできるだけ３年とか５年とか区切っていただいて、進めていただければと思います。

以上で大変雑駁でございますけれども、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大野聰君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会する

ことに決定をいたしました。

なお、次回本会議は９月２日午前１０時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後４時３７分　延会

㊨

福総総発第 89 号

平成 21 年 8 月 25 日

福生市議会議長

大　野　聰　様

福生市長　加　藤　育　男　㊞

平成 21 年第 3 回福生市議会定例会の招集について

平成 21 年 8 月 25 日付け、福生市告示第 139 号（別紙参照）をもって、平成 21 年第 3 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

㊢

福生市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第5項の規定に基づき、平成21年第3回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年8月25日

福生市長　加　藤　育　男　㊞

1　期　　日　平成21年9月1日

2　場　　所　福生市議会議場

㊨

福総総発第 90 号

平成 21 年 8 月 25 日

福生市議会議長

大　野　聰　様

福生市長　加　藤　育　男　㊞

議案の送付について

平成 21 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

1　議案第 48 号　福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

2　議案第 49 号　平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）

3　議案第 50 号　平成 21 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

4　議案第 51 号　平成 21 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）

5　議案第 52 号　平成 21 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

6　議案第 53 号　平成 21 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

7　議案第 54 号　平成 20 年度福生市一般会計決算認定について

8　議案第 55 号　平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

9　議案第 56 号　平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

10　議案第 57 号　平成 20 年度福生市介護保険特別会計決算認定について

11　議案第 58 号　平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について

12　議案第 59 号　平成 20 年度福生市下水道事業会計決算認定について

13　議案第 60 号　平成 20 年度福生市受託水道事業会計決算認定について

14　議案第 61 号　市道路線の廃止について

議案第48号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

（提案理由）

国の緊急少子化対策に伴い、特例期間中における出産育児一時金の額を引き上げたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和54年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（出産育児一時金に関する経過措置）

４　被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第６条の規定の適用については、同条第１項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成21年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後の被保険者の出産（以下「出産」という。）に係るものから適用し、施行日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

議案第49号

平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成２１年度　福生市一般会計補正予算（第２号）

平成２１年度福生市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,409千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,970,497千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

平成２１年　９月　１日　提出

福生市長　　加　藤　育　男

第 1 表．歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		108,613	△10,725	97,888
	1 地方特例交付金	84,368	△10,725	73,643
10 地方交付税		2,320,338	52,930	2,373,268
	1 地方交付税	2,320,338	52,930	2,373,268
14 国庫支出金		2,866,785	249,072	3,115,857
	1 国庫負担金	2,019,626	1,207	2,020,833
	2 国庫補助金	820,515	247,865	1,068,380
15 都支出金		2,686,025	18,919	2,704,944
	2 都補助金	1,623,392	18,919	1,642,311
17 寄 附 金		1	143	144
	1 寄 附 金	1	143	144
18 繰 入 金		461,016	28,521	489,537
	1 特別会計繰入金	4	28,521	28,525
19 繰 越 金		100,000	256,249	356,249
	1 繰 越 金	100,000	256,249	356,249
20 諸 収 入		108,243	5,300	113,543
	4 雑 入	100,015	5,300	105,315
歳 入 合 計		20,370,088	600,409	20,970,497

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総務費		2,268,089	11,549	2,279,638
	1　総務管理費	1,520,451	10,064	1,530,515
	2　徴税費	363,507	1,485	364,992
3　民生費		8,263,039	103,169	8,366,208
	1　社会福祉費	3,050,384	14,465	3,064,849
	2　児童福祉費	3,469,663	62,629	3,532,292
	3　生活保護費	1,742,661	26,075	1,768,736
4　衛生費		2,680,345	51,778	2,732,123
	1　保健衛生費	1,041,786	37,858	1,079,644
	2　清掃費	1,638,559	13,920	1,652,479
6　農林水産業費		57,427	14,100	71,527
	1　農業費	57,427	14,100	71,527
7　商工費		129,844	64,635	194,479
	1　商工費	129,844	64,635	194,479
8　土木費		1,656,448	57,877	1,714,325
	2　道路橋りょう費	667,795	57,877	725,672
10　教育費		2,702,664	48,087	2,750,751
	2　小学校費	452,996	10,777	463,773
	3　中学校費	244,364	8,008	252,372
	5　社会教育費	807,189	21,006	828,195
	6　保健体育費	552,989	8,296	561,285
11　公債費		1,268,842	△513	1,268,329
	1　公債費	1,268,842	△513	1,268,329
12　諸支出金		119,877	240,063	359,940
	1　基金費	119,877	240,063	359,940
13　予備費		55,862	9,664	65,526
	1　予備費	55,862	9,664	65,526
歳　出　合　計		20,370,088	600,409	20,970,497

第２表　　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額
			千円
３　民 生 費	２ 児童福祉費	子育て応援特別手当 （平成２１年度版）支給事業	２３，４１７
４　衛 生 費	１　保健衛生費	女性特有のがん検診 推進事業	４，４３２

第３表　　債務負担行為補正
（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
容器包装プラスチック 選別圧縮梱包委託 （平成２２年度分）	平成２１年度～平成２２年度	２１，３１５
福生野球場整備事業	平成２１年度～平成２２年度	３９０，２６０

議案第50号

平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成２１年度　福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

平成２１年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,258千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,308,570千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成21年　9月　1日　提出

福生市長　　加　藤　育　男

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　国庫支出金		1,416,473	10,907	1,427,380
	1　国庫負担金	1,224,914	7,908	1,232,822
	2　国庫補助金	191,559	2,999	194,558
7　繰入金		571,425	1,200	572,625
	1　他会計繰入金	571,425	1,200	572,625
8　繰越金		1	54,797	54,798
	1　繰越金	1	54,797	54,798
9　諸収入		18,230	5,354	23,584
	3　雑　入	16,139	5,354	21,493
歳　入　合　計		6,236,312	72,258	6,308,570

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　保険給付費		3,988,854	3,690	3,992,544
	4　出産育児諸費	68,400	3,690	72,090
10　諸支出金		6,304	11,273	17,577
	1　償還金及び還付金	6,303	6,427	12,730
	2　他会計繰出金	1	4,846	4,847
11　予 備 費		10,330	57,295	67,625
	1　予 備 費	10,330	57,295	67,625
歳　　出　　合　　計		6,236,312	72,258	6,308,570

議案第51号

平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成２１年度　福生市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

平成２１年度福生市の老人保健医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,733千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,887千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２１年　９月　１日　提出

福生市長　　加　藤　育　男

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　支払基金交付金		3,616	△1	3,615
	1　支払基金交付金	3,616	△1	3,615
2　国庫支出金		1	△1	0
	1　国庫負担金	1	△1	0
3　都支出金		1	△1	0
	1　都負担金	1	△1	0
5　繰越金		1	16,736	16,737
	1　繰越金	1	16,736	16,737
歳　入　合　計		7,154	16,733	23,887

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　諸支出金		204	13,733	13,937
	1　償還金及び還付金	203	8,201	8,404
	2　他会計繰出金	1	5,532	5,533
3　予 備 費		200	3,000	3,200
	1　予 備 費	200	3,000	3,200
歳　　出　　合　　計		7,154	16,733	23,887

議案第52号

平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成２１年度　福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）

平成２１年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,394千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,952,526千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２１年　９月　１日　提出

福生市長　　加　藤　育　男

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　支払基金交付金		838,402	2,081	840,483
	1　支払基金交付金	838,402	2,081	840,483
7　繰越金		1	73,313	73,314
	1　繰越金	1	73,313	73,314
歳　入　合　計		2,877,132	75,394	2,952,526

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　基金積立金		1	32,172	32,173
	1　基金積立金	1	32,172	32,173
6　諸支出金		404	43,222	43,626
	1　償還金及び還付金	403	25,079	25,482
	2　他会計繰出金	1	18,143	18,144
歳　　出　　合　　計		2,877,132	75,394	2,952,526

議案第53号

平成21年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成２１年度　福生市下水道事業会計補正予算（第１号）

平成２１年度福生市の下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,929 千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,548,573 千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２１年　９月　１日　提出

福生市長　　加　藤　育　男

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰越金		30,000	△13,929	16,071
	1 繰越金	30,000	△13,929	16,071
歳　入　合　計		1,562,502	△13,929	1,548,573

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　事業費		111,621	△13,000	98,621
	1　下水道整備費	111,621	△13,000	98,621
3　公債費		887,201	△1,052	886,149
	1　公債費	887,201	△1,052	886,149
4　予備費		12,209	123	12,332
	1　予備費	12,209	123	12,332
歳　出　合　計		1,562,502	△13,929	1,548,573

議案第54号

平成20年度福生市一般会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成２０年度　福生市一般
会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 市税		8,467,294,000	9,083,504,373
	1 市民税	4,166,428,000	4,546,228,673
	2 固定資産税	3,200,442,000	3,413,911,244
	3 軽自動車税	59,808,000	63,254,940
	4 市たばこ税	406,000,000	381,424,116
	5 都市計画税	634,616,000	678,685,400
2 地方譲与税		126,980,000	125,168,000
	1 自動車重量譲与税	94,466,000	94,728,000
	2 地方道路譲与税	32,514,000	30,440,000
3 利子割交付金		74,391,000	71,440,000
	1 利子割交付金	74,391,000	71,440,000
4 配当割交付金		21,771,000	20,820,000
	1 配当割交付金	21,771,000	20,820,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,674,000	7,262,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,674,000	7,262,000
6 地方消費税交付金		575,360,000	582,518,000
	1 地方消費税交付金	575,360,000	582,518,000
7 自動車取得税交付金		120,817,000	124,828,000
	1 自動車取得税交付金	120,817,000	124,828,000
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,449,752,000	1,449,752,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,449,752,000	1,449,752,000
9 地方特例交付金		101,146,000	100,768,000
	1 地方特例交付金	72,391,000	72,013,000
	2 特別交付金	24,245,000	24,245,000
	3 地方税等減収補てん臨時交付金	4,510,000	4,510,000
10 地方交付税		2,300,641,000	2,251,055,000
	1 地方交付税	2,300,641,000	2,251,055,000

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
8,563,535,348 (1,227,383)	26,030,643	493,938,382	96,241,348
4,228,538,527 (984,883)	16,832,358	300,857,788	62,110,527
3,255,178,215 (166,166)	6,921,546	151,811,483	54,736,215
56,071,018 (38,900)	670,864	6,513,058	△ 3,736,982
381,424,116	0	0	△ 24,575,884
642,323,472 (37,434)	1,605,875	34,756,053	7,707,472
125,168,000	0	0	△ 1,812,000
94,728,000	0	0	262,000
30,440,000	0	0	△ 2,074,000
71,440,000	0	0	△ 2,951,000
71,440,000	0	0	△ 2,951,000
20,820,000	0	0	△ 951,000
20,820,000	0	0	△ 951,000
7,262,000	0	0	△ 412,000
7,262,000	0	0	△ 412,000
582,518,000	0	0	7,158,000
582,518,000	0	0	7,158,000
124,828,000	0	0	4,011,000
124,828,000	0	0	4,011,000
1,449,752,000	0	0	0
1,449,752,000	0	0	0
100,768,000	0	0	△ 378,000
72,013,000	0	0	△ 378,000
24,245,000	0	0	0
4,510,000	0	0	0
2,251,055,000	0	0	△ 49,586,000
2,251,055,000	0	0	△ 49,586,000

款	項	予算現額	調定額
11 交通安全対策特別交付金		16,500,000	12,719,000
	1 交通安全対策特別交付金	16,500,000	12,719,000
12 分担金及び負担金		207,399,000	231,633,525
	1 負担金	207,399,000	231,633,525
13 使用料及び手数料		460,897,000	436,206,378
	1 使用料	224,532,000	221,756,208
	2 手数料	236,365,000	214,450,170
14 国庫支出金		4,113,113,000	3,090,678,086
	1 国庫負担金	2,003,897,000	1,972,805,223
	2 国庫補助金	2,084,745,000	1,092,393,500
	3 委託金	24,471,000	25,479,363
15 都支出金		2,456,843,000	2,497,292,291
	1 都負担金	827,979,000	809,326,986
	2 都補助金	1,444,402,000	1,506,108,505
	3 委託金	184,462,000	181,856,800
16 財産収入		54,381,000	55,156,859
	1 財産運用収入	26,168,000	27,559,359
	2 財産売払収入	28,213,000	27,597,500
17 寄附金		201,000	821,000
	1 寄附金	201,000	821,000
18 繰入金		510,627,000	468,410,633
	1 特別会計繰入金	32,846,000	32,854,676
	2 基金繰入金	477,781,000	435,555,957
19 繰越金		316,136,000	316,136,264
	1 繰越金	316,136,000	316,136,264
20 諸収入		186,703,000	221,877,170
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000,000	18,451,490
	2 市預金利子	501,000	877,179
	3 受託事業収入	6,200,000	5,233,750

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
12,719,000	0	0	△3,781,000
12,719,000	0	0	△3,781,000
217,617,360	1,087,440	12,928,725	10,218,360
217,617,360	1,087,440	12,928,725	10,218,360
428,459,778	0	7,746,600	△32,437,222
214,009,608	0	7,746,600	△10,522,392
214,450,170	0	0	△21,914,830
3,090,678,086	0	0	△1,022,434,914
1,972,805,223	0	0	△31,091,777
1,092,393,500	0	0	△992,351,500
25,479,363	0	0	1,008,363
2,497,292,291	0	0	40,449,291
809,326,986	0	0	△18,652,014
1,506,108,505	0	0	61,706,505
181,856,800	0	0	△2,605,200
55,156,859	0	0	775,859
27,559,359	0	0	1,391,359
27,597,500	0	0	△615,500
821,000	0	0	620,000
821,000	0	0	620,000
468,410,633	0	0	△42,216,367
32,854,676	0	0	8,676
435,555,957	0	0	△42,225,043
316,136,264	0	0	264
316,136,264	0	0	264
221,877,170	0	0	35,174,170
18,451,490	0	0	12,451,490
877,179	0	0	376,179
5,233,750	0	0	△966,250

款	項	予算現額	調定額
	4雑入	174,002,000	197,314,751
21市債		337,900,000	335,000,000
	1市債	337,900,000	335,000,000
歳入合計		21,906,526,000	21,483,046,579

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
197,314,751	0	0	23,312,751
335,000,000	0	0	△ 2,900,000
335,000,000	0	0	△ 2,900,000
20,941,314,789	27,118,083	514,613,707	△ 965,211,211

歳入合計の「収入済額」には 1,227,383 円の還付未済額が含まれています。
歳入合計の「収入未済額」には 1,227,383 円の還付未済額が含まれていません。

歳 出

款	項	予算現額
1 議会費		286,132,000
	1 議会費	286,132,000
2 総務費		2,315,657,000
	1 総務管理費	1,518,702,000
	2 徴税費	434,301,000
	3 戸籍住民基本台帳費	235,031,000
	4 選挙費	65,732,000
	5 統計調査費	25,124,000
	6 監査委員費	36,767,000
3 民生費		8,445,182,000
	1 社会福祉費	3,166,577,000
	2 児童福祉費	3,486,722,000
	3 生活保護費	1,791,552,000
	4 災害救助費	331,000
4 衛生費		2,633,145,000
	1 保健衛生費	1,042,571,000
	2 清掃費	1,590,574,000
5 労働費		103,000
	1 失業対策費	3,000
	2 労働諸費	100,000
6 農林水産業費		56,206,000
	1 農業費	56,206,000
7 商工費		1,051,903,000
	1 商工費	1,051,903,000
8 土木費		1,780,770,000
	1 土木管理費	42,160,000
	2 道路橋りょう費	679,244,000
	3 都市計画費	786,012,000
	4 住宅費	273,354,000
9 消防費		999,890,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
279,502,316	0	6,629,684	6,629,684
279,502,316	0	6,629,684	6,629,684
2,252,652,585	10,650,000	52,354,415	63,004,415
1,484,020,741	10,650,000	24,031,259	34,681,259
412,209,175	0	22,091,825	22,091,825
233,928,351	0	1,102,649	1,102,649
61,421,131	0	4,310,869	4,310,869
24,523,161	0	600,839	600,839
36,550,026	0	216,974	216,974
8,288,086,407	27,432,000	129,663,593	157,095,593
3,129,783,627	0	36,793,373	36,793,373
3,414,604,131	27,432,000	44,685,869	72,117,869
1,743,491,965	0	48,060,035	48,060,035
206,684	0	124,316	124,316
2,607,028,227	0	26,116,773	26,116,773
1,031,747,120	0	10,823,880	10,823,880
1,575,281,107	0	15,292,893	15,292,893
101,845	0	1,155	1,155
1,845	0	1,155	1,155
100,000	0	0	0
55,291,097	0	914,903	914,903
55,291,097	0	914,903	914,903
103,281,903	932,379,000	16,242,097	948,621,097
103,281,903	932,379,000	16,242,097	948,621,097
1,738,885,332	0	41,884,668	41,884,668
41,943,690	0	216,310	216,310
673,608,807	0	5,635,193	5,635,193
775,139,776	0	10,872,224	10,872,224
248,193,059	0	25,160,941	25,160,941
996,744,514	0	3,145,486	3,145,486

款	項	予算現額
	1 消防費	999,890,000
10 教育費		2,522,667,000
	1 教育総務費	309,555,000
	2 小学校費	407,558,000
	3 中学校費	489,861,000
	4 学校給食費	302,689,000
	5 社会教育費	730,697,000
	6 保健体育費	282,307,000
11 公債費		1,454,859,000
	1 公債費	1,454,859,000
12 諸支出金		322,616,000
	1 基金費	312,933,000
	2 普通財産取得費	9,683,000
13 予備費		37,396,000
	1 予備費	37,396,000
歳出合計		21,906,526,000

歳入歳出差引残額　　396,121,492 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
996,744,514	0	3,145,486	3,145,486
2,447,640,868	54,838,000	20,188,132	75,026,132
303,992,971	0	5,562,029	5,562,029
376,449,839	29,842,000	1,266,161	31,108,161
458,448,284	24,996,000	6,416,716	31,412,716
300,642,634	0	2,046,366	2,046,366
727,314,183	0	3,382,817	3,382,817
280,792,957	0	1,514,043	1,514,043
1,453,433,856	0	1,425,144	1,425,144
1,453,433,856	0	1,425,144	1,425,144
322,544,347	0	71,653	71,653
312,861,947	0	71,053	71,053
9,682,400	0	600	600
0	0	37,396,000	37,396,000
0	0	37,396,000	37,396,000
20,545,193,297	1,025,299,000	336,033,703	1,361,332,703

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第55号

平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成20年度 福生市国民健康保険
特別会計歳入歳出決算書

歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 国民健康保険税		1,577,927,000	1,941,399,445
	1 国民健康保険税	1,577,927,000	1,941,399,445
2 国庫支出金		1,356,188,000	1,294,774,293
	1 国庫負担金	1,207,801,000	1,131,097,293
	2 国庫補助金	148,387,000	163,677,000
3 療養給付費等交付金		573,809,000	539,865,963
	1 療養給付費等交付金	573,809,000	539,865,963
4 前期高齢者交付金		1,157,021,000	1,157,021,900
	1 前期高齢者交付金	1,157,021,000	1,157,021,900
5 都支出金		270,130,000	376,923,664
	1 都負担金	38,332,000	38,497,128
	2 都補助金	231,798,000	338,426,536
6 共同事業交付金		740,733,000	701,062,589
	1 共同事業交付金	740,733,000	701,062,589
7 繰入金		706,748,000	706,422,437
	1 他会計繰入金	706,748,000	706,422,437
8 繰越金		0	0
	1 繰越金	0	0
9 諸収入		5,915,000	12,886,884
	1 延滞金、加算金及び過料	2,030,000	8,822,303
	2 預金利子	83,000	106,489
	3 雑入	3,802,000	3,958,092
歳入合計		6,388,471,000	6,730,357,175

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,353,682,505 (1,492,463)	32,769,413	554,947,527	△ 224,244,495
1,353,682,505 (1,492,463)	32,769,413	554,947,527	△ 224,244,495
1,294,774,293	0	0	△ 61,413,707
1,131,097,293	0	0	△ 76,703,707
163,677,000	0	0	15,290,000
539,865,963	0	0	△ 33,943,037
539,865,963	0	0	△ 33,943,037
1,157,021,900	0	0	900
1,157,021,900	0	0	900
376,923,664	0	0	106,793,664
38,497,128	0	0	165,128
338,426,536	0	0	106,628,536
701,062,589	0	0	△ 39,670,411
701,062,589	0	0	△ 39,670,411
706,422,437	0	0	△ 325,563
706,422,437	0	0	△ 325,563
0	0	0	0
0	0	0	0
12,886,884	0	0	6,971,884
8,822,303	0	0	6,792,303
106,489	0	0	23,489
3,958,092	0	0	156,092
6,142,640,235	32,769,413	554,947,527	△ 245,830,765

歳入合計の「収入済額」には 1,492,463 円の還付未済額が含まれています。
歳入合計の「収入未済額」には 1,492,463 円の還付未済額が含まれていません。

歳　出

款	項	予算現額
1 総務費		26,761,000
	1 総務管理費	26,761,000
2 保険給付費		4,008,575,000
	1 療養諸費	3,509,645,000
	2 高額療養費	425,992,000
	3 移送費	600,000
	4 出産育児諸費	63,000,000
	5 葬祭費	5,250,000
	6 結核・精神医療給付金	4,088,000
3 後期高齢者支援金等		799,348,000
	1 後期高齢者支援金等	799,348,000
4 前期高齢者納付金等		1,077,000
	1 前期高齢者納付金等	1,077,000
5 老人保健拠出金		142,259,000
	1 老人保健拠出金	142,259,000
6 介護給付費納付金		336,932,000
	1 介護給付費納付金	336,932,000
7 共同事業拠出金		781,182,000
	1 共同事業拠出金	781,182,000
8 保健事業費		92,026,000
	1 特定健康診査等事業費	88,200,000
	2 保健事業費	3,826,000
9 公債費		309,000
	1 公債費	309,000
10 諸支出金		15,637,000
	1 償還金及び還付金	6,303,000
	2 他会計繰出金	9,334,000
11 予備費		45,767,000
	1 予備費	45,767,000
12 前年度繰上充用金		138,598,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
25,172,003	0	1,588,997	1,588,997
25,172,003	0	1,588,997	1,588,997
3,876,647,817	0	131,927,183	131,927,183
3,459,593,907	0	50,051,093	50,051,093
351,986,951	0	74,005,049	74,005,049
0	0	600,000	600,000
55,730,000	0	7,270,000	7,270,000
5,250,000	0	0	0
4,086,959	0	1,041	1,041
799,136,995	0	211,005	211,005
799,136,995	0	211,005	211,005
1,076,041	0	959	959
1,076,041	0	959	959
134,980,960	0	7,278,040	7,278,040
134,980,960	0	7,278,040	7,278,040
336,005,229	0	926,771	926,771
336,005,229	0	926,771	926,771
716,016,590	0	65,165,410	65,165,410
716,016,590	0	65,165,410	65,165,410
45,448,321	0	46,577,679	46,577,679
41,988,048	0	46,211,952	46,211,952
3,460,273	0	365,727	365,727
69,300	0	239,700	239,700
69,300	0	239,700	239,700
14,690,734	0	946,266	946,266
5,357,400	0	945,600	945,600
9,333,334	0	666	666
0	0	45,767,000	45,767,000
0	0	45,767,000	45,767,000
138,597,807	0	193	193

款	項	予算現額
	1 前年度繰上充用金	138,598,000
歳出合計		6,388,471,000

歳入歳出差引残額　　54,798,438 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
138,597,807	0	193	193
6,087,841,797	0	300,629,203	300,629,203

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第56号

平成20年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成20年度 福生市老人保健医療
特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 支払基金交付金		247,845,000	199,332,494
	1 支払基金交付金	247,845,000	199,332,494
2 国庫支出金		124,024,000	97,130,792
	1 国庫負担金	124,024,000	97,130,792
3 都支出金		31,005,000	23,303,329
	1 都負担金	31,005,000	23,303,329
4 繰入金		31,102,000	31,102,000
	1 他会計繰入金	31,102,000	31,102,000
5 繰越金		10,475,000	10,475,200
	1 繰越金	10,475,000	10,475,200
6 諸収入		205,000	112,960
	1 延滞金及び加算金	2,000	0
	2 預金利子	1,000	77,610
	3 雑入	202,000	35,350
歳入合計		444,656,000	361,456,775

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
199,332,494	0	0	△48,512,506
199,332,494	0	0	△48,512,506
97,130,792	0	0	△26,893,208
97,130,792	0	0	△26,893,208
23,303,329	0	0	△7,701,671
23,303,329	0	0	△7,701,671
31,102,000	0	0	0
31,102,000	0	0	0
10,475,200	0	0	200
10,475,200	0	0	200
112,960	0	0	△92,040
0	0	0	△2,000
77,610	0	0	76,610
35,350	0	0	△166,650
361,456,775	0	0	△83,199,225

歳　出

款	項	予算現額
1 医療諸費		405,956,000
	1 医療諸費	405,956,000
2 諸支出金		38,613,000
	1 償還金及び還付金	33,499,000
	2 他会計繰出金	5,114,000
3 予備費		87,000
	1 予備費	87,000
歳出合計		444,656,000

歳入歳出差引残額　　16,737,495 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
306,260,587	0	99,695,413	99,695,413
306,260,587	0	99,695,413	99,695,413
38,458,693	0	154,307	154,307
33,345,247	0	153,753	153,753
5,113,446	0	554	554
0	0	87,000	87,000
0	0	87,000	87,000
344,719,280	0	99,936,720	99,936,720

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第57号

平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成20年度 福生市介護保険
特別会計歳入歳出決算書

歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 介護保険料		591,000,000	648,384,334
	1 介護保険料	591,000,000	648,384,334
2 国庫支出金		596,524,000	602,365,382
	1 国庫負担金	451,683,000	450,557,000
	2 国庫補助金	144,841,000	151,808,382
3 支払基金交付金		818,537,000	794,494,000
	1 支払基金交付金	818,537,000	794,494,000
4 都支出金		406,560,000	401,847,347
	1 都負担金	393,797,000	388,998,000
	2 財政安定化基金交付金	1,000	0
	3 都補助金	12,762,000	12,849,347
5 財産収入		1,000	171,308
	1 財産運用収入	1,000	171,308
6 繰入金		383,374,000	374,374,000
	1 一般会計繰入金	374,374,000	374,374,000
	2 基金繰入金	9,000,000	0
7 繰越金		90,792,000	90,792,394
	1 繰越金	90,792,000	90,792,394
8 諸収入		182,000	2,419,532
	1 延滞金、加算金及び過料	10,000	264,900
	2 預金利子	169,000	236,441
	3 雑入	3,000	1,918,191
歳入合計		2,886,970,000	2,914,848,297

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
606,379,831 (684,400)	9,127,500	32,877,003	15,379,831
606,379,831 (684,400)	9,127,500	32,877,003	15,379,831
602,365,382	0	0	5,841,382
450,557,000	0	0	△ 1,126,000
151,808,382	0	0	6,967,382
794,494,000	0	0	△ 24,043,000
794,494,000	0	0	△ 24,043,000
401,847,347	0	0	△ 4,712,653
388,998,000	0	0	△ 4,799,000
0	0	0	△ 1,000
12,849,347	0	0	87,347
171,308	0	0	170,308
171,308	0	0	170,308
374,374,000	0	0	△ 9,000,000
374,374,000	0	0	0
0	0	0	△ 9,000,000
90,792,394	0	0	394
90,792,394	0	0	394
2,419,532	0	0	2,237,532
264,900	0	0	254,900
236,441	0	0	67,441
1,918,191	0	0	1,915,191
2,872,843,794	9,127,500	32,877,003	△ 14,126,206

歳入合計の「収入済額」には 684,400 円の還付未済額が含まれています。
歳入合計の「収入未済額」には 684,400 円の還付未済額が含まれていません。

歳　出

款	項	予算現額
1 総務費		36,084,000
	1 総務管理費	9,933,000
	2 賦課徴収費	2,415,000
	3 認定審査会費	23,736,000
2 介護給付費		2,601,473,000
	1 介護サービス等諸費	2,430,895,000
	2 高額介護サービス等費	49,397,000
	3 特定入所者介護サービス等費	121,181,000
3 地域支援事業費		77,938,000
	1 介護予防事業費	38,969,000
	2 包括的支援事業・任意事業費	38,969,000
4 財政安定化基金拠出金		731,000
	1 財政安定化基金拠出金	731,000
5 基金積立金		69,524,000
	1 基金積立金	69,524,000
6 公債費		44,659,000
	1 公債費	159,000
	2 財政安定化基金償還金	44,500,000
7 諸支出金		56,463,000
	1 償還金及び還付金	38,055,000
	2 他会計繰出金	18,408,000
8 予備費		98,000
	1 予備費	98,000
歳出合計		2,886,970,000

歳入歳出差引残額　　73,314,417 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
29,856,476	0	6,227,524	6,227,524
7,885,714	0	2,047,286	2,047,286
2,243,696	0	171,304	171,304
19,727,066	0	4,008,934	4,008,934
2,532,493,197	0	68,979,803	68,979,803
2,361,928,694	0	68,966,306	68,966,306
49,384,973	0	12,027	12,027
121,179,530	0	1,470	1,470
66,053,749	0	11,884,251	11,884,251
29,147,472	0	9,821,528	9,821,528
36,906,277	0	2,062,723	2,062,723
730,566	0	434	434
730,566	0	434	434
69,522,713	0	1,287	1,287
69,522,713	0	1,287	1,287
44,500,000	0	159,000	159,000
0	0	159,000	159,000
44,500,000	0	0	0
56,372,676	0	90,324	90,324
37,964,780	0	90,220	90,220
18,407,896	0	104	104
0	0	98,000	98,000
0	0	98,000	98,000
2,799,529,377	0	87,440,623	87,440,623

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第58号

平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成20年度 福生市後期高齢者医療
特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 後期高齢者医療保険料		372,696,000	334,138,400
	1 後期高齢者医療保険料	372,696,000	334,138,400
2 使用料及び手数料		1,000	0
	1 手数料	1,000	0
3 繰入金		376,969,000	376,969,000
	1 他会計繰入金	376,969,000	376,969,000
4 諸収入		4,769,000	9,312,305
	1 延滞金及び過料	1,000	16,800
	2 償還金及び還付加算金	1,000	7,400
	3 預金利子	1,000	120,928
	4 受託事業収入	4,765,000	7,284,480
	5 雑入	1,000	1,882,697
5 国庫支出金		0	1,381,800
	1 国庫補助金	0	1,381,800
歳 入 合 計		754,435,000	721,801,505

(単位:円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
326,736,800 (700,000)	0	7,401,600	△ 45,959,200
326,736,800 (700,000)	0	7,401,600	△ 45,959,200
0	0	0	△ 1,000
0	0	0	△ 1,000
376,969,000	0	0	0
376,969,000	0	0	0
9,312,305	0	0	4,543,305
16,800	0	0	15,800
7,400	0	0	6,400
120,928	0	0	119,928
7,284,480	0	0	2,519,480
1,882,697	0	0	1,881,697
1,381,800	0	0	1,381,800
1,381,800	0	0	1,381,800
714,399,905	0	7,401,600	△ 40,035,095

歳入合計の「収入済額」には 700,000 円の還付未済額が含まれています。
歳入合計の「収入未済額」には 700,000 円の還付未済額が含まれていません。

歳　出

款	項	予算現額
1 総務費		11,209,000
	1 総務管理費	8,409,000
	2 徴収費	2,800,000
2 広域連合納付金		713,809,000
	1 広域連合納付金	713,809,000
3 保健事業費		17,376,000
	1 保健事業費	17,376,000
4 保険給付費		12,000,000
	1 葬祭費	12,000,000
5 諸支出金		8,000
	1 償還金及び還付加算金	8,000
6 予備費		33,000
	1 予備費	33,000
歳出合計		754,435,000

歳入歳出差引残額　　30,144,352 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
10,971,775	0	237,225	237,225
8,263,246	0	145,754	145,754
2,708,529	0	91,471	91,471
648,656,801	0	65,152,199	65,152,199
648,656,801	0	65,152,199	65,152,199
12,619,577	0	4,756,423	4,756,423
12,619,577	0	4,756,423	4,756,423
12,000,000	0	0	0
12,000,000	0	0	0
7,400	0	600	600
7,400	0	600	600
0	0	33,000	33,000
0	0	33,000	33,000
684,255,553	0	70,179,447	70,179,447

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第59号

平成20年度福生市下水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成20年度 福生市下水道
事業会計歳入歳出決算書

歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		391,000	572,810
	1 負担金	391,000	572,810
2 使用料及び手数料		1,043,012,000	1,074,532,277
	1 使用料	1,043,012,000	1,074,532,277
3 国庫支出金		10,179,000	8,903,000
	1 国庫負担金	9,594,000	8,765,000
	2 国庫補助金	585,000	138,000
4 財産収入		1,000	0
	1 財産売払収入	1,000	0
5 繰入金		360,000,000	360,000,000
	1 他会計繰入金	360,000,000	360,000,000
6 繰越金		77,470,000	77,470,729
	1 繰越金	77,470,000	77,470,729
7 諸収入		19,682,000	19,855,673
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0
	2 預金利子	271,000	386,247
	3 雑入	19,410,000	19,469,426
8 市債		58,500,000	58,200,000
	1 市債	58,500,000	58,200,000
歳入合計		1,569,235,000	1,599,534,489

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
572,810	0	0	181,810
572,810	0	0	181,810
1,050,000,546	795,887	23,735,844	6,988,546
1,050,000,546	795,887	23,735,844	6,988,546
8,903,000	0	0	△1,276,000
8,765,000	0	0	△829,000
138,000	0	0	△447,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
360,000,000	0	0	0
360,000,000	0	0	0
77,470,729	0	0	729
77,470,729	0	0	729
19,855,673	0	0	173,673
0	0	0	△1,000
386,247	0	0	115,247
19,469,426	0	0	59,426
58,200,000	0	0	△300,000
58,200,000	0	0	△300,000
1,575,002,758	795,887	23,735,844	5,767,758

歳　出

款	項	予算現額
1 総務費		561,106,000
	1 総務管理費	561,106,000
2 事業費		89,332,000
	1 下水道整備費	89,332,000
3 公債費		915,959,000
	1 公債費	915,959,000
4 予備費		2,838,000
	1 予備費	2,838,000
歳　出　合　計		1,569,235,000

歳入歳出差引残額　　16,071,766 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
558,948,836	0	2,157,164	2,157,164
558,948,836	0	2,157,164	2,157,164
84,486,968	0	4,845,032	4,845,032
84,486,968	0	4,845,032	4,845,032
915,495,188	0	463,812	463,812
915,495,188	0	463,812	463,812
0	0	2,838,000	2,838,000
0	0	2,838,000	2,838,000
1,558,930,992	0	10,304,008	10,304,008

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第60号

平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

平成20年度 福生市受託水道
事業会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額
1 受託水道事業収入		375,345,000	352,803,290
	1 都受託事業収入	375,345,000	352,803,290
歳入合計		375,345,000	352,803,290

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
352,803,290	0	0	△22,541,710
352,803,290	0	0	△22,541,710
352,803,290	0	0	△22,541,710

歳　出

款	項	予算現額
1 受託水道事業費		375,345,000
	1 水道管理費	293,944,000
	2 建設改良費	81,401,000
歳　出　合　計		375,345,000

歳入歳出差引残額　　0 円

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
352,803,290	0	22,541,710	22,541,710
273,972,821	0	19,971,179	19,971,179
78,830,469	0	2,570,531	2,570,531
352,803,290	0	22,541,710	22,541,710

平成21年 9月 1日提出
福生市長　加藤　育男

議案第61号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成21年9月1日

福生市長　加　藤　育　男

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道路線を廃止する。

全部廃止

路線名（号線）	起　　点（番地先）	終　　点（番地先）	重要な経過地
１００	福生市大字熊川 字武蔵野１３９８－４０	福生市大字熊川 字武蔵野１３９９－３	

（提案理由）

市道として管理する必要がなくなったため

資　料

市道第100号線路線廃止図

所在　福生市大字熊川字武蔵野

案内図

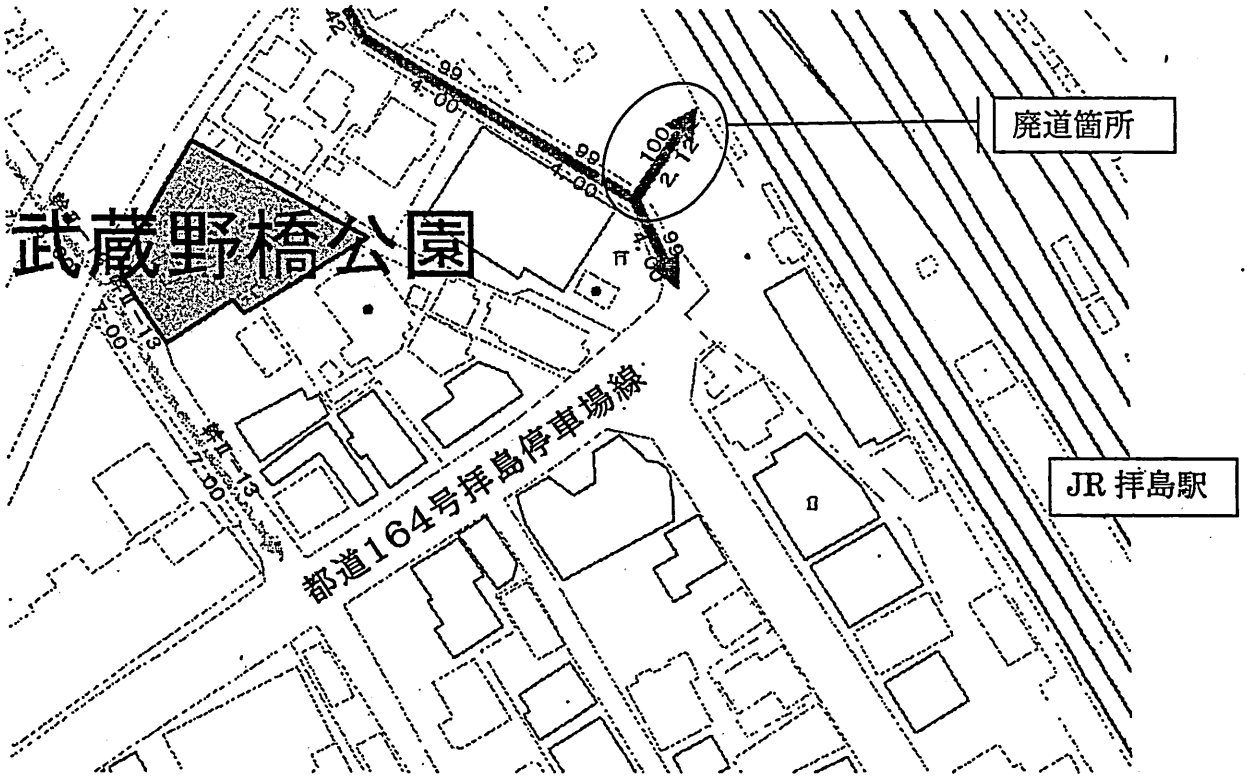

拡大図　　廃道箇所

幅　員	2. 12m
延　長	18. 21m
面　積	38. 60㎡

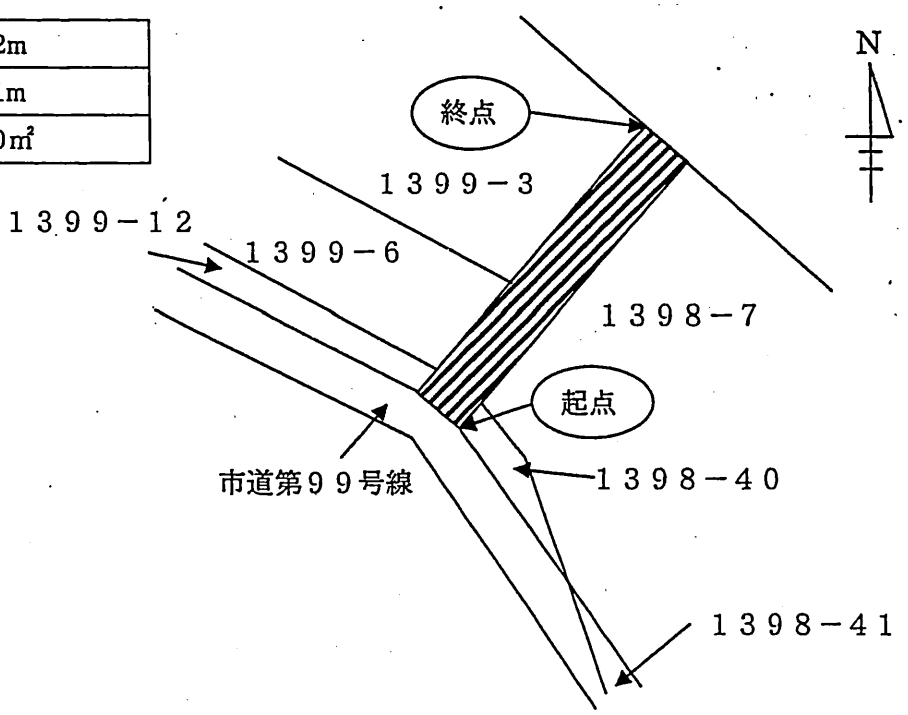

陳情第21－6号

介護保険に関する陳情書

【陳情要旨】

医療・社会保障を熱心に取り組まれていることに心から敬意を表します。

介護保険制度が始まって１０年目になりますが、この間「介護崩壊」「介護難民」などの言葉が社会的に通用し、マスコミでも報道されるほど介護をめぐる深刻な事態が生まれています。また、介護従事者を募集しても応募者がなく、施設・在宅を問わず欠員状況が続いています。

こうした中、４月に介護報酬の改定が行われ、初めて報酬が３％引き上がりました。利用するサービスの回数や内容は変わらないのに支給限度額を超え、利用を減らしたり中止するケースが多発しています。これが、継続すると自己負担が大幅に増えるなど、改定が利用者の視点を欠くものになっているからです。

一方、要介護認定基準の変更も行われましたが、高齢者の生活実態が反映されず、認定の軽度化が歴然となり、厚生労働省は７月 28 日異例の大幅見直し基準を提示し、10 月 1 日にも開始するとしました。

介護保険の利用者とその家族は一刻の猶予もなく、事業者と従事者も、政府・厚生労働省の制度変更の強行で大変痛めつけられています。

よって、貴議会が、次の項目について徹底審議の上、市当局が実施するよう採択くださることを陳情するものです。

【陳情項目】

1　軽度介護者（要支援１、要支援２）に対する利用限度額に上乗せ措置を実施してください。（国立市では、要介護３、４、５の介護段階で利用限度額の 1 割上乗せを実施しています。）

2　都の「生計困難者に対する利用者負担額軽減事業」を、市の助成でより利用しやすいものにしてください。

（1）　対象者の要件から、預貯金・資産要件をはずし、収入要件のみで利用できるようにしてください。せめて預貯金要件を緩和してください。

（2）事業所の負担分を全額市で負担し、どの事業所でも利用できるようにして

ください。

3　認知症予防、閉じこもり防止、運動機能向上、めり張りのある生活リズムの確立などのため、地域住民との交流や散歩を含む外出介助に関して保険者として積極的にケアプラン算定を認めてください。（厚生労働省事務連絡平成 21 年 7 月 24 日「適切な訪問介護サービス等の提供について」）

平成 21 年 8 月 11 日

陳情者

羽村市緑ヶ丘１－15－10

西多摩社会保障推進協議会

会長　秋　本　晴　夫　㊞

羽村市緑ヶ丘１－19－４

アルカディア緑ヶ丘 101

三多摩健康友の会多摩川支部

支部長　　林　　桂　㊞

福生市議会議長

大　野　　聰　　様

福議発第103号
平成21年8月25日

様

福生市議会議長
大野　聰

議案説明員の出席要求について

平成21年第3回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

1　期　日　　平成21年9月1日（火）

2　場　所　　福生市議会議場

㊨

福総総発第 91 号

平成 21 年 8 月 25 日

福生市議会議長

大　野　　聰　様

福生市長　加　藤　育　男　㊞

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙（専決第 3 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

㊨

専決第３号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和 57 年３月 10 日議決）に基づき、訴えの提起について、別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年７月 10 日

福生市長　加　藤　育　男　㊞

訴えの提起について

福生市は、株式会社エイワに対して、次のとおり訴えを提起する。

1　訴えの相手方

神奈川県横浜市西区平沼一丁目7番12号

株式会社エイワ

2　事件名

差押債権取立請求事件

3　訴訟の目的額

金390,231円(不当利得分)

上記金額に対する支払日までの年5分の割合による利息

4　事件の概要

滞納市税を徴収するため、滞納者が相手方に対して有する不当利得請求権及び年5分の割合による利息の支払い請求権を差押え、その支払いを求めたが、期限までに納付がないため、相手方に対して訴えにより支払いを求める。

（根拠）　民法第703条（不当利得の返還義務）、704条（悪意の受益者の返還義務等）

㊨

福企財発第６６号
平成２１年８月２７日

福生市議会議長　大　野　　聰　様

福生市長　加　藤　育　男　㊞

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、平成２０年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告します。

1　健全化判断比率

区　　分	平成20年度	早期健全化基準	備　　考
実質赤字比率	—	13.12%	
連結実質赤字比率	—	18.12%	
実質公債費比率	3.5%	25.0%	
将来負担比率	81.9%	350.0%	

※「—」は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

2　資金不足比率

区　　分	平成20年度	経営健全化基準	備　　考
福生市下水道事業会計資金不足比率	—	20.00%	

※「—」は資金不足額がないことを表す。

3　監査委員審査意見書（平成２１年８月２５日付福監発第１９号）
（１）平成２０年度福生市財政健全化審査意見書　　別紙１のとおり
（２）平成２０年度公営企業会計経営健全化審査意見書　　別紙２のとおり

別紙１
（監査委員審査意見書写）

平成２０年度　福生市財政健全化審査意見書

第１　審査の期間

平成２１年７月１３日から平成２１年８月１２日

第２　審査の対象

１　実質赤字比率
２　連結実質赤字比率
３　実質公債費比率
４　将来負担比率
５　１から４までの各比率（健全化判断比率）の算定の基礎となった関係書類

第３　審査の手続

この財政健全化審査は、市長から提出をされた健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各比率の算定の基礎となった関係書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠し、適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された、次の表の健全化判断比率及び各比率の算定の基礎となった関係書類は地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に従い、適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は早期健全化基準をそれぞれが下回っており、良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。

（単位：％）

健全化判断比率	平成２０年度	早期健全化基準	備　　考
実質赤字比率	—	１３．１２	
連結実質赤字比率	—	１８．１２	
実質公債費比率	３．５	２５．００	
将来負担比率	８１．９	３５０．００	

（注）１　実質赤字比率及び連結実質赤字比率「—」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定で、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

２　財政健全化計画は、各健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を上回った場合に、財政健全化計画の策定等が義務付けられている。

別紙２
（監査委員審査意見書写）

平成２０年度公営企業会計経営健全化審査意見書

第１　審査の期間

平成２１年７月１３日から平成２１年８月１２日

第２　審査の対象

１　福生市下水道事業会計資金不足比率

２　福生市下水道事業会計資金不足比率の算定の基礎となった関係書類

第３　審査の手続

この公営企業会計経営健全化審査は、市長から提出をされた福生市下水道事業会計資金不足比率及びその比率の算定の基礎となった関係書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠し、適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された、次の表の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となった関係書類は地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に従い、適正に作成されているものと認められた。

また、福生市下水道事業会計資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。

（単位：％）

比　率　名	平成２０年度	経営健全化基準	備　　考
福生市下水道事業会計資金不足比率	―	２０．００	

（注）１　福生市下水道事業会計資金不足比率「―」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に規定された算定で、福生市下水道事業会計資金不足額がないことを表している。

２　経営健全化計画は、下水道事業会計資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられている。

資料（議案第４８号関係）

本　会　議　資　料 平成21年９月１日

福生市国民健康保険条例の一部改正　新旧対照表

改正後	改正前	備考
第１条から第15条　　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、昭和55年４月１日から施行する。 ２　福生市国民健康保険条例（昭和34年条例第１号）は、廃止する。 ３　この条例施行前に賦課した国民健康保険料については、なお従前の例による。 （出産育児一時金に関する経過措置） ４　被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第６条の規定の適用については、同条第１項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。	第１条から第15条　　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、昭和55年４月１日から施行する。 ２　福生市国民健康保険条例（昭和34年条例第１号）は、廃止する。 ３　この条例施行前に賦課した国民健康保険料については、なお従前の例による。	緊急少子化対策として平成21年10月から平成23年3月までの間の出産育児一時金の支給額を4万円引き上げる。

（議案第49号関係）

本会議資料
平成21年9月1日

平成21年度福生市一般会計補正予算（第2号）資料 （国の平成21年度第1次補正予算に伴う対応事業）

国の対策の位置付け 区分1	国の対策の位置付け 区分2	事業	事業概要	実施事業及び事業費
雇用対策	雇用創出対策	緊急雇用創出事業	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会を創出するため、都に「東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成し、都及び区市町村が雇用創出事業を実施。国の平成21年度補正予算により交付金を積み増し、事業を拡充。	緊急雇用創出事業 歳入額：18,739千円（緊急雇用創出事業臨時特例補助金（10/10）） 歳出額：18,739千円（5事業） 内訳 ■総務費 ①申告会場等整理案内業務委託　1,485千円 【課税課】 ■商工費 ②商店街振興キャンペーン配布委託　575千円 【地域振興課】 ■土木費 ③道路交通安全施設調査委託　13,877千円 【施設管理課】 ■教育費 ④市史資料マイクロフィルムデジタルデータ化委託　998千円【社会教育課】 ⑤図書館資料整備事業　1,804千円 【図書館】 内訳（人件費1,263千円、事務費541千円）
	住宅・生活支援等	住宅手当緊急特別措置事業	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失する恐れのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	住宅手当緊急特別措置事業 【社会福祉課】 歳入額：7,530千円 （セーフティネット支援対策等事業費補助金（10/10）） 歳出額：7,530千円 内訳　扶助費6,530千円　物件費820千円　その他180千円
健康長寿・子育て	子育て・教育支援	子育て応援特別手当（平成21年度版）	子育て応援特別手当（3歳から5歳、年3.6万円）を平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施。	子育て応援特別手当（21年度版）支給事業 【子育て支援課】 歳入額：57,150千円 （子育て応援特別手当交付金、事務取扱交付金10/10） 歳出額：57,150千円 内訳　特別手当54,000千円　事務費3,150千円
		女性特有のがん対策	一定の年齢（子宮頸がんは、20歳以上40歳までの5歳刻み、乳がん検診は40～60歳の5歳刻み）に達した女性に対し、健康手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がん検診に際しクーポン券を配布する。	女性特有のがん検診推進事業 【健康課】 歳入額：15,465千円（女性特有のがん検診推進事業補助金（10/10）） 歳出額：15,465千円 内訳　事務費等1,471千円　委託料13,874千円　助成金120千円
底力発揮・21世紀型インフラ整備	先端技術開発・人材力強化、中小企業支援	理科教育設備整備費等補助事業	新学習指導要領の円滑な実施を行うための体制整備を支援するため、小学校、中学校及び特別支援学校における理科教育のための設備を整備するために必要な経費を補助する。	小・中学校理科教育設備の整備充実事業 【指導室】 歳入金額：5,049千円（理科教育設備整備費等補助金(1/2)） 歳出金額：10,098千円 内訳 小学校教育振興費　備品購入費　7,006千円 中学校教育振興費　備品購入費　3,092千円

国の対策の位置付け		事業	事業概要	実施事業及び事業費
区分1	区分2			
地方公共団体への配慮		地域活性化・経済危機対策臨時交付金	地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう交付する。	地域活性化・経済危機対策事業 歳入額：162,671千円（地域活性化・経済危機対策臨時交付金） 歳出額：192,875千円（15事業　※ただし、地域会館等備品整備は2款に分けて計上） 内訳 ■総務費 ①環境対応車購入　10,634千円【契約管財課】 （2-1-1　保険料109千円　自動車管理費　備品購入費10,525千円に計上） ②地域会館等備品整備（福東会館分）1,222千円【協働推進課】 （2-1-13　福東会館改良及び管理費　備品購入費へ1,222千円計上） ■民生費 ③DV被害者特例給付金給付事業　880千円【社会福祉課】 ■衛生費 ④新型インフルエンザ対策　9,268千円【健康課】 （4-1-4　感染予防費　消耗品費へ計上） ⑤航空機騒音測定装置購入　11,115千円【環境課】 （4-1-6　公害対策費　備品購入費へ計上） ⑥リサイクルセンター太陽光発電設備設置事業　13,920千円【環境課】 ■農林水産業費 ⑦プランター等設置工事　14,100千円【環境課】 ■商工費 ⑧七夕まつり設備改良工事　30,000千円【地域振興課】 ⑨福生市商工会事業費補助金（商店街振興キャンペーン経費）　21,500千円【地域振興課】 ■土木費 ⑩道路照明灯（LED）改良工事　40,000千円【施設工事課】 （8-2-4　施設整備費　工事請負費へ計上） ■教育費 ⑪小・中学校教育振興備品整備　5,049千円【指導室】 既計上充当分（小・中学校理科教育設備の整備充実事業の1/2分） （10-2-2　小学校　教育振興費　備品購入費に3,503千円充当） （10-3-2　中学校　教育振興費　備品購入費に1,546千円充当） ⑫音楽のまちづくり楽器購入　8,000千円【指導室】 （10-2-2　教育振興費　備品購入費　3,771千円に計上） （10-3-2　教育振興費　備品購入費　4229千円に計上） ⑬修学旅行等負担補助金　687千円【指導室】 ⑭ふっさっ子の広場空調設備改良工事（第七小学校）　3,200千円【社会教育課】 ・地域会館等備品整備（地域会館分）　15,004千円【社会教育課】 （10-5-6施設改良及び管理費　備品購入費へ15,004千円計上） ⑮中央体育館防犯カメラ設置工事　5,708千円【スポーツ振興課】 ・地域会館等備品整備（中央体育館分）2,588千円【スポーツ振興課】 （10-6-4施設改良及び管理費　備品購入費へ2,588千円計上）

平成21年第3回定例会会期日程(案)

(会期29日間)

月	日	曜	種　　別	内　　容
9	1	火	本　会　議	一般質問
	2	水	本　会　議	
	3	木	本　会　議	
	4	金	本　会　議	一般質問・議案審議
	5	土	休　　会	
	6	日	〃	
	7	月	〃	
	8	火	〃	決算特別委員会(予定)　A9
	9	水	〃	決算特別委員会(予定)　A9
	10	木	〃	決算特別委員会(予定)　A9
	11	金	〃	決算特別委員会(予定)　A9
	12	土	〃	
	13	日	〃	
	14	月	〃	
	15	火	〃	建設環境委員会　A10
	16	水	〃	市民厚生委員会　A10
	17	木	〃	総務文教委員会　A10
	18	金	〃	横田基地対策特別委員会　A10 CO_2削減特別委員会　P1:30
	19	土	〃	
	20	日	〃	
	21	月	〃	(敬老の日)
	22	火	〃	(国民の休日)
	23	水	〃	(秋分の日)
	24	木	〃	
	25	金	〃	議会運営委員会　A10
	26	土	〃	
	27	日	〃	
	28	月	〃	
	29	火	本　会　議	審査報告

一　般　質　問

平成21年第３回福生市議会定例会

通　告　者	質　問　内　容	質問方式	時　間
1 武　藤　政　義	1　消費者行政について （1）今後の取り組みについて （2）悪質商法等への対応について 2　国際交流事業について （1）現状の取り組みについて （2）事業の意義について 3　新型インフルエンザについて （1）今後の対応について （2）対策本部の設置について	一　括	１時間
2 清　水　義　朋	1　環境行政について （1）温暖化防止機器の設置助成について 2　交通安全対策について （1）３人乗り自転車について 3　教育行政について （1）給食費の未納対策について （2）学校給食申込制度について	一　括	４５分
3 乙　津　豊　彦	1　孤独死について （1）現状把握について （2）行政としての対応について 2　幹線道路の拡幅と地域コミュニティーについて （1）地域コミュニティーの分断について （2）睦橋通りの拡幅について 3　南公園完全復旧に向けて （1）スケジュールについて （2）市民の声は届くのか	一　括	１時間 １５分
4 田　村　正　秋	1　第５９回福生七夕まつりについて （1）状況と経済効果等について （2）次年度第６０回に向けて 2　新型インフルエンザについて （1）現状と今後の動向と対策について 3　防衛補助事業について （1）第五小学校防音機能復旧事業について （2）防衛補助事業に対する今後の見通しについて	一　括	１時間
5 末　次　和　夫	1　ＪＲ牛浜駅の全面改修について （1）進捗状況について （2）今後の見通しについて 2　ジェネリック医薬品の普及について （1）進捗状況について （2）福生市の普及率（レセプトの仕分け）について （3）今後の計画について	一　括	４０分

通　告　者	質　問　内　容	質問方式	時　間
6 増　田　俊　一	1　市内の集会場と公民館について （1）町会・自治会館の情報提供について （2）地域会館などの現状と課題について （3）公民館の役割とあり方について	一　括	４５分
7 阿　南　育　子	1　出生記念樹について （1）出生記念樹により、市内に緑をふやしていくことについて 2　図書館行政について （1）市立図書館について （2）学校図書室について 3　教育資金援助について （1）育英資金について	一問一答	１時間
8 杉　山　行　男	1　横田基地について （1）米兵の立入禁止区域について （2）不発弾について （3）飛行回数と苦情件数について （4）航空総隊移駐に伴う工事の進捗状況と地元への経済効果の期待について （5）横田基地に関する総合要請について 2　緊急雇用対策について （1）国等の補正予算による雇用対策の実施状況と今後の見通し 3　改正国籍法による住民登録について （1）日本国籍を取得しての、住民登録の実態はあるのか （2）現在までの法務省における登録状況は	一　括	１時間
9 青　海　俊　伯	1　国の平成２１年度第一次補正予算に伴う対応事業について （1）国の補正予算の対応事業選定の事業選別手順について （2）地域活性化・経済危機対策臨時交付金の事業内容の決定理由について 2　「自由広場」の活用について （1）現時点の使用状況について （2）未利用地の検討機関における見解について （3）今後の活用方法について 3　米軍横田基地との交流について （1）現在の、市及び各団体の米軍横田基地との交流の実態について （2）米軍施設の市民活用等について	一問一答	１時間 ３０分
10 奥　富　喜　一	1　米軍基地について （1）航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について （2）核密約問題について （3）思いやり予算と減らされ続ける基地交付金について （4）事件・事故等で新たな情報はあるか	一問一答	１時間 ３０分

通　告　者	質　問　内　容	質問方式	時　間
	2　新型インフルエンザについて （1）福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携について （2）米軍横田基地とインフルエンザ 3　市内建設業者との災害時応援協定締結について 4　高齢者健康維持・促進策での経済的負担軽減策について 5　福祉バス及び市内循環バスについて 6　教育施設等の空調利用制限について （1）夏休み工作教室で、空調の利用ができなかった件について （2）地域図書館等の温度設定は、読書及び執務できる環境となっているか		
11 串田金八	1　福生の水環境について （1）福生ホタルについて （2）湧水について 2　音楽のまちづくりについて （1）どのような事業内容か （2）市民音楽祭について 3　市民文化祭について （1）日程等運営について	一　括	1時間
12 羽場　茂	1　災害対策について （1）集中豪雨時の対策の見直しについて 2　高齢者の生活支援について （1）福祉バスについて （2）生活実態調査について 3　教育行政について （1）高校進学対策、成績向上対策について （2）青年の相談窓口の創設について （3）インフルエンザ対策について	一　括	45分
13 堀雄一朗	1　公園整備について （1）点検と整備の状況について （2）公園整備のあり方について 2　道路整備について （1）狭い道路の整備について （2）集中豪雨時の排水対策について （3）インターロッキング舗装の段差解消について 3　保育所待機児童の解消について 4　自転車駐輪場を活用したレンタサイクル事業について 5　公共料金支払いの利便性向上について	混　合	1時間 20分

通　告　者	質　問　内　容	質問方式	時　間
14 髙　橋　章　夫	1　環境行政について （1）地球温暖化対策について （2）市内各施設の屋上緑化について （3）芝生化推進について 2　公立福生病院について （1）医師不足の現状について （2）救急患者の受け入れ状況について （3）今年度完成の病棟の進捗状況について	一　括	４５分
15 原　田　　剛	1　女性特有のがん検診推進事業について （1）女性特有のがん検診の概要について （2）対象人数と予算について 2　高齢者福祉について （1）要介護認定方法見直しの経過措置について （2）在宅介護支援センターについて （3）介護従事者の処遇改善について （4）高額医療・高額介護合算療養費制度について 3　離職者支援について （1）離職者の生活相談状況について （2）離職者に対する支援制度について	混　合	１時間 １５分
16 小野沢　　久	1　学童クラブとふっさっ子の広場について （1）学童クラブ・ふっさっ子の広場の利用状況について （2）学童クラブとふっさっ子の広場の統合について 2　都市基盤整備について （1）拝島駅橋上化工事の状況について （2）牛浜駅改修工事の進捗状況について 3　滑走路下の緑地活用について （1）緑地の活用計画について （2）ドッグランの設置について 4　公園・緑地等の保全及び安全対策について （1）都市農業の活性化について （2）市民体験型農園について （3）公園や緑地等の落下枝対策について	一　括	１時間 １５分
17 大　野　悦　子	1　第５９回福生七夕まつりを終えて （1）今年の評価は （2）イベント・飾り付け・ボランティアの参加について （3）雨の時に中止になったイベントについての判断基準、それに対する市民の意見は （4）芝生開放について （5）第６０回節目の七夕をどのように迎えようとしているのか 2　福生の農のこれからを考える （1）単に生産と消費ということでない	一　括	４０分

通　告　者	質　問　内　容	質問方式	時　間
	3　給食を考える （1）福生市の給食はどういうことが目標か （2）地場産（地産地消）野菜の利用はどのくらい可能か （3）給食が始まった歴史から見て、これからの給食のあり方をどう考えるか （4）ランチルームの利用状況は		

議会運営委員会決定資料

委　員　会　付　託　件　名　表

平成21年９月１日第３回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付　託　件　名
総務文教委員会	議案第49号	平成21年度福生市一般会計補正予算（第２号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
建設環境委員会	議案第49号	平成21年度福生市一般会計補正予算（第２号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第53号	平成21年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第59号	平成20年度福生市下水道事業会計決算認定について
	議案第60号	平成20年度福生市受託水道事業会計決算認定について
	議案第61号	市道路線の廃止について
市民厚生委員会	議案第48号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第49号	平成21年度福生市一般会計補正予算（第２号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	議案第50号	平成21年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第51号	平成21年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第52号	平成21年度福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第55号	平成20年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
	議案第56号	平成20年度福生市老人保険医療特別会計決算認定について
	議案第57号	平成20年度福生市介護保険特別会計決算認定について
	議案第58号	平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計決算認定について

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付　託　件　名
市民厚生委員会	陳情第21－６号	介護保険に関する陳情書
特別委員会	議案第54号	平成20年度福生市一般会計決算認定について